

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 【中間見直し】

令和4年3月

函 南 町

目 次

第 1 章 総則	1
第 1 節 計画策定の趣旨	1
第 2 節 計画の位置づけ	2
第 3 節 計画期間及び計画目標年度	3
第 4 節 地域概要の把握	4
1. 地理的、地形的、気候的特性	4
2. 人口動態・分布	6
3. 産業の動向	9
4. 土地利用状況	11
5. 将来計画（開発計画等）	12
6. 財政力	12
第 2 章 ごみ処理の概要	13
第 1 節 ごみ処理の実績	13
1. ごみ処理の体制	13
2. ごみ排出量の状況	21
3. 中間処理量、最終処分量、資源化量の状況	23
4. ごみの組成	25
5. ごみ処理経費の実績	27
第 2 節 ごみ処理事業の課題	28
1. 排出抑制・資源化の課題	28
2. 収集・運搬の課題	29
3. 中間処理の課題	29
4. 最終処分の課題	30
5. 災害廃棄物対策の課題	30
第 3 節 ごみ処理の基本方針	31
1. 基本理念	31

2. 基本方針	33
3. 各計画の目標達成状況について.....	34
4. 本計画の目標値の設定.....	34
第 4 節 ごみ発生量の見込み	49
1. ケースごとの考え方.....	49
2. 各ケースの具体的施策.....	49
3. ケースごとのごみ排出量の見込み.....	55
4. ごみ排出量及び処理量の予測結果.....	55
第 5 節 ごみ処理基本計画	60
1. 排出抑制・再資源化計画.....	60
2. 収集・運搬計画.....	70
3. 中間処理計画.....	74
4. 最終処分計画.....	80
5. ごみ処理経費計画.....	81
6. その他	82

第1章 総則

第1節 計画策定の趣旨

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項及び第2項に定める計画であり、函南町（以下「本町」という。）における廃棄物に関する諸問題に対して生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的として平成29年4月に一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「本計画」という。）を策定しました。

本町の圏域から排出されるごみは、本計画に沿って、減量化や適正な処理・処分を進めています。なかでも、循環型社会構築のための理念である、「発生抑制（リデュース：Reduce）」「再使用（リユース：Reuse）」「再生利用（リサイクル：Recycle）」の3Rを基本とし、ごみ発生量の削減をごみ処理事業における最優先課題として取り組んできました。

しかし、本計画を策定してから5年が経過しましたが、県内の他市町と比較し、ごみの原単位が高い状況にあります。また、河川を経由して流出する海洋プラスチックごみや食品ロス等の問題に直面しています。

こうした中、平成30年6月には、第4次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定され、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上が掲げられています。また、第3次静岡県循環型社会形成計画では、環境と経済が好循環する持続可能な循環型社会の形成を目指しています。

こうした状況を踏まえ、町民・事業者・行政が協働して「循環型社会の形成」を目指すために、ごみの減量目標等の達成状況や施策の実施状況を評価し、本計画の中間見直しを行いました。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき、中・長期の計画的なごみ処理の推進及び減量化を図るために策定します。

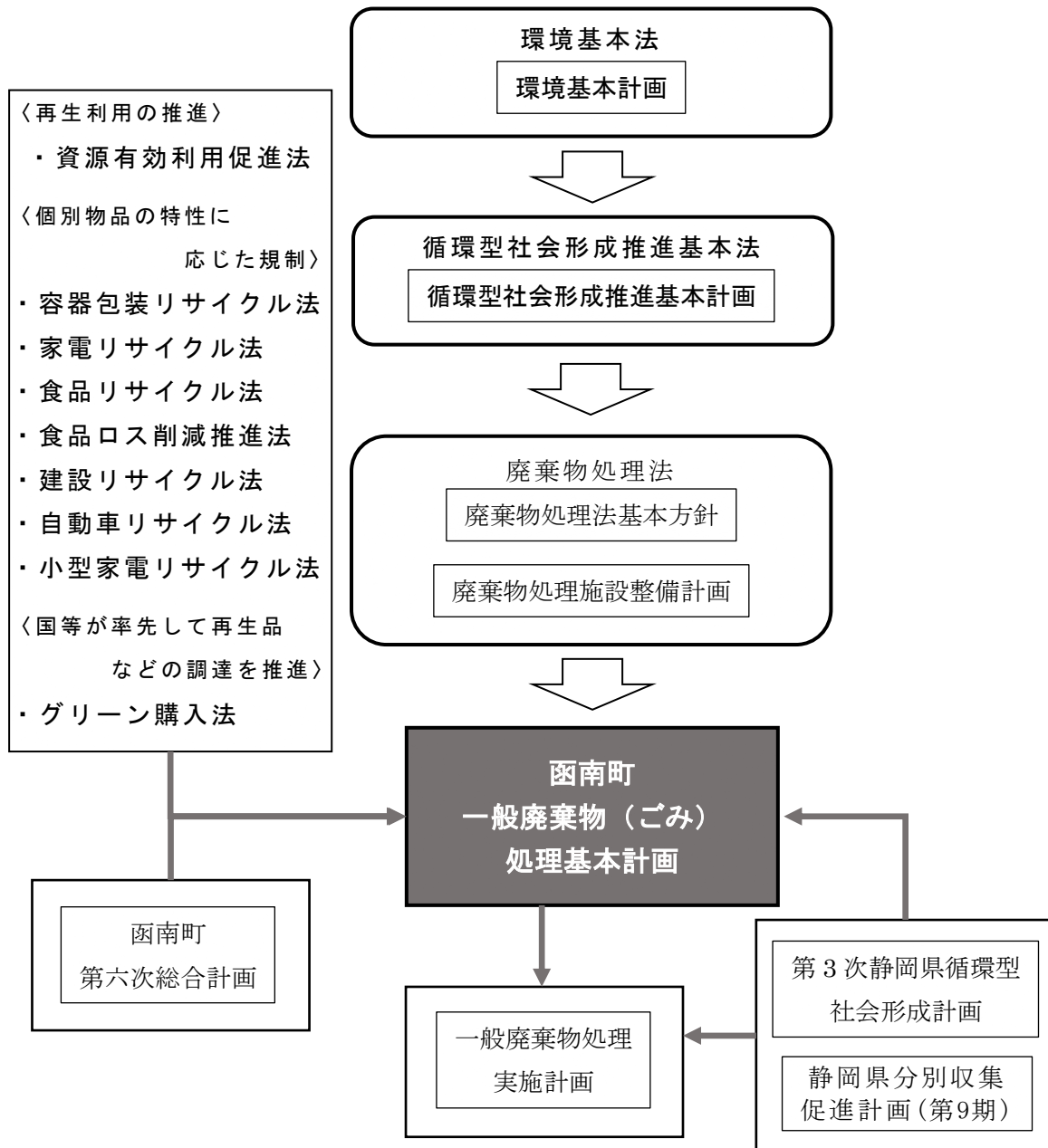


図 1-1 本計画の位置づけ

第3節 計画期間及び計画目標年度

計画期間は計画策定時より 10 年間とし、平成 29 年度を初年度、令和 8 年度を目標年度とします。計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うこととします。

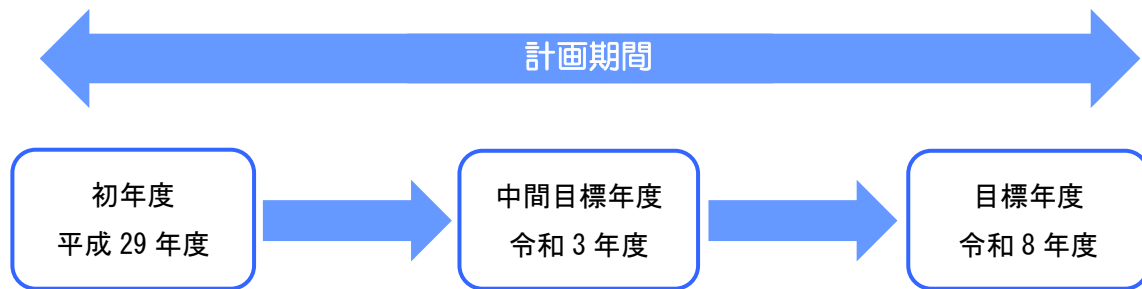


図 1-2 計画目標年度

第4節 地域概要の把握

1. 地理的、地形的、気候的特性

1) 位置と地勢

本町は、静岡県東部伊豆半島の玄関口に位置し（役場庁舎：東経 138 度 57 分 23 秒、北緯 35 度 5 分 8 秒）、長さは東西 12.7 km、南北 11.1 km、面積は 65.16 km²で、J R 東海道線、丹那トンネルの西口の函南駅は、東京駅から 100km 圏の距離にあります。

箱根山脈の分水嶺を境とし、東は熱海市、北東に神奈川県湯河原町及び箱根町に接し、北西は三島市と沼津市、南は伊豆の国市に接しています。

地域構成は、箱根山頂から西に向かって、山間地、丘陵地、平坦地に大分され、山間地は土質が第 3 紀層の火山灰で、標高 1,004m の鞍掛山、799m の玄岳に囲まれた豊かな自然景観を有しています。

丘陵地は、なだらかな大地がつづき畑作地帯であり、平坦地は、第 4 紀層の沖積土で田方平野の一角を占め、水田地帯です。また、平坦地には町内人口の約 60%が集中した市街地が形成されています。

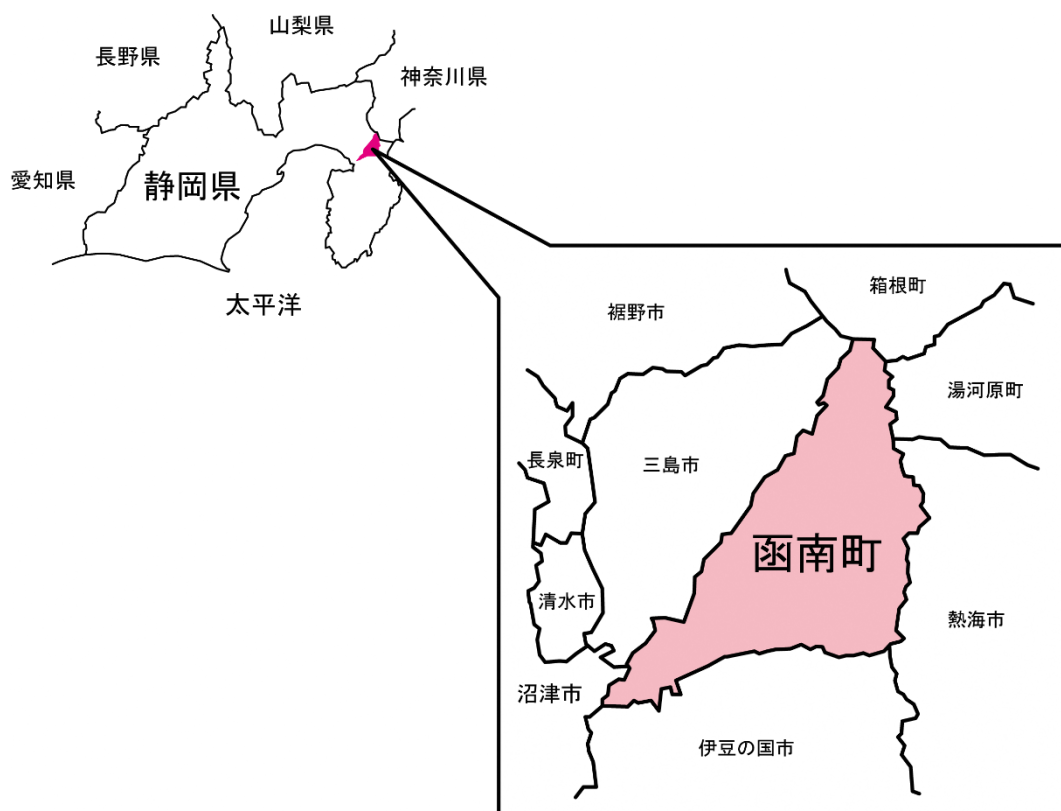


図 1-3 本町の位置図

2) 気象

本町の気候は比較的温暖で、年間の平均気温は 17℃前後です。

しかし、内陸部に位置することから、寒暖差が大きくなっています。

表 1-1 気象の概況

月別		気温 (°C)					降水量 (mm)	
		平均気温			最高気温	最低気温	合計	日降水量 の最大
		平均	最高	最低				
令和 2 年 月別	1	8.1	13.5	3.6	19.3	-0.2	94.5	22.5
	2	9.0	14.6	3.6	22.4	-0.7	108.0	41.5
	3	11.5	16.9	5.9	23.7	-0.5	218.0	56.0
	4	14.1	19.4	8.9	24.5	4.4	171.5	54.5
	5	20.2	25.3	16.2	29.8	10.3	102.5	39.0
	6	23.9	28.2	20.5	32.6	17.1	324.5	104.5
	7	25.1	28.5	22.5	32.8	19.7	817.5	158.0
	8	29.2	34.5	25.4	37.3	22.4	72.0	55.0
	9	25.1	29.8	22.0	35.5	14.2	142.5	32.0
	10	18.1	23.2	14.1	29.9	5.3	172.0	63.5
	11	14.7	20.6	9.7	24.6	4.3	32.0	12.0
	12	8.2	14.4	3.3	19.2	-2.3	21.0	18.0
年別	平成 28	16.9	22.0	12.5	37.4	-4.8	2,050.5	92.0
	平成 29	16.2	21.4	11.7	36.6	-4.9	1,586.5	110.5
	平成 30	17.1	22.2	12.8	36.6	-5.3	1,868.5	90.5
	令和元	17.1	22.2	12.8	35.6	-2.4	2,119.5	362.0
	令和 2	17.3	22.4	13.0	37.3	-2.3	2,276.0	158.0

※観測地点：三島

出典：統計書かなみ（函南町 令和 3 年版）

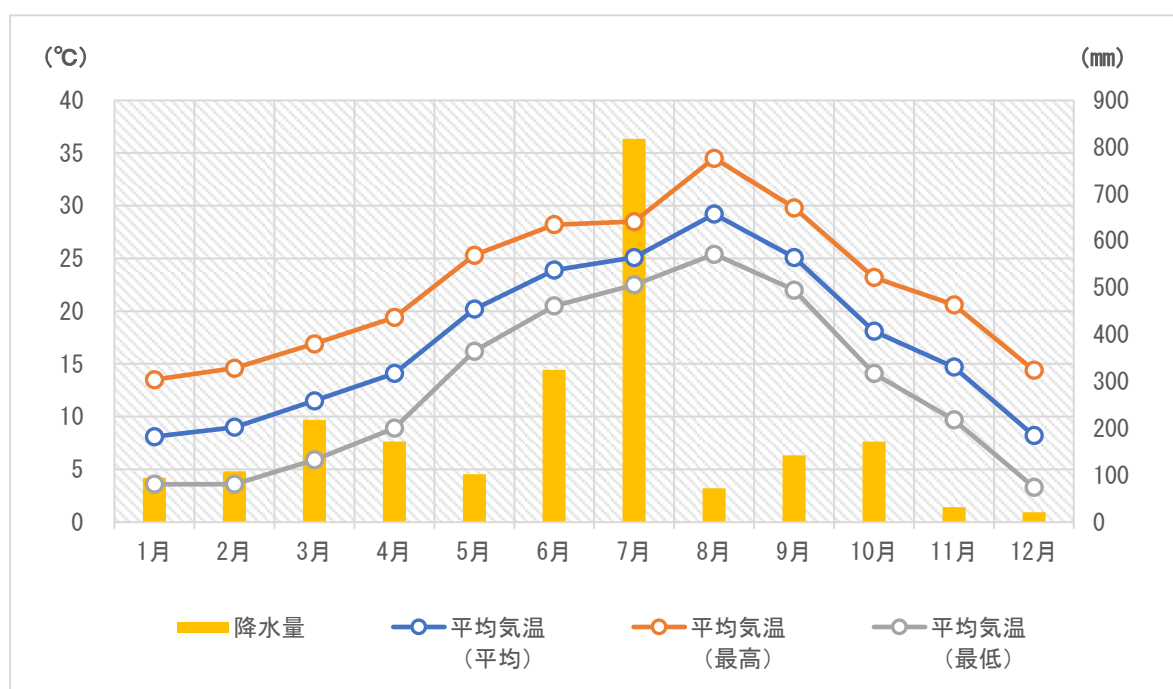


図 1-4 年間平均気温と降水量の変動（令和 2 年）

2. 人口動態・分布

1) 人口及び世帯数の動態

本町における平成 23 年度から令和 2 年度までの人口の推移は次のとおりです。

行政区域内人口は 10 年間で 1,343 人減少し、令和 2 年度末現在、37,396 人となっています。世帯数当たり人員は減少傾向にあり、令和 2 年度末現在、2.26 人/世帯となっています。

表 1-2 人口及び世帯数の推移（各年度末人口）

年度	日本人人口 (人)	外国人 人口(人)	行政区域内 人口(人)	日本人 世帯数 (世帯)	外国人 世帯数 (世帯)	行政区域内 世帯数 (世帯)	世帯当たり 人員 (人/世帯)
平成 23 年	38,472	267	38,739	15,251	128	15,379	2.52
平成 24 年	38,479	265	38,744	15,375	120	15,495	2.50
平成 25 年	38,338	262	38,600	15,507	120	15,627	2.47
平成 26 年	38,230	284	38,514	15,659	147	15,806	2.44
平成 27 年	38,173	298	38,471	15,860	159	16,019	2.40
平成 28 年	37,929	332	38,261	15,911	183	16,094	2.38
平成 29 年	37,571	330	37,901	15,973	188	16,161	2.35
平成 30 年	37,391	331	37,722	16,087	179	16,266	2.32
令和 元年	37,287	352	37,639	16,242	208	16,450	2.29
令和 2 年	37,054	342	37,396	16,375	207	16,582	2.26

※日本人人口、外国人人口は、各年度 3 月 31 日現在。

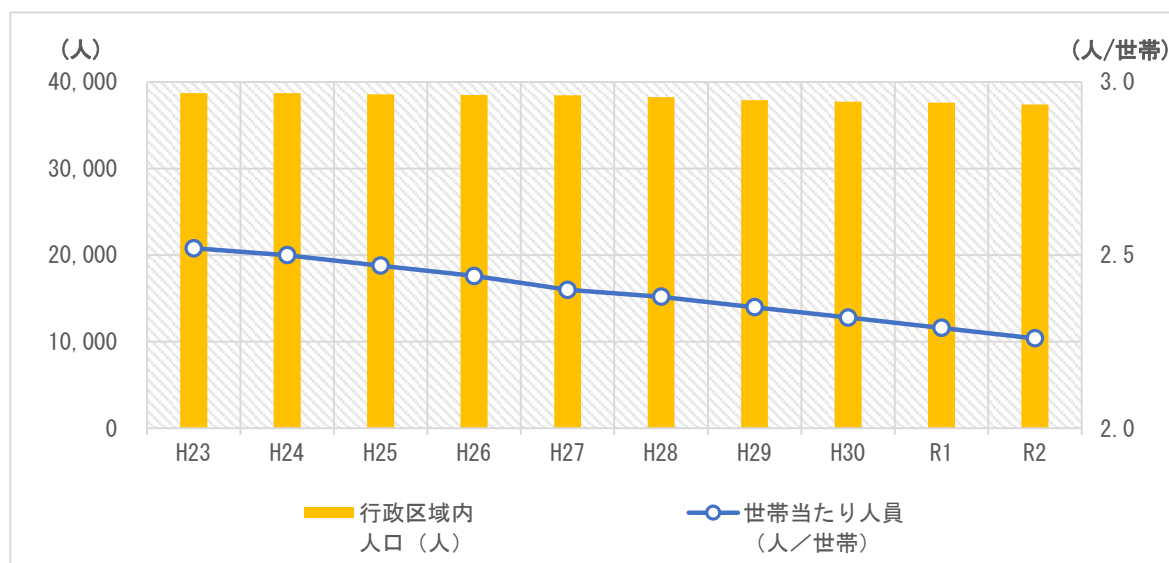


図 1-5 人口及び世帯当たり人員の推移（各年度末人口）

2) 人口の分布状況

自治会別住民登録人口及び世帯数は次のとおりです。

表 1-3 自治会別住民登録人口及び世帯数（令和 2 年度末日現在）

自治会		世帯数 (世帯)	人口（人）		
			男	女	計
仁田	仁田本村	612	742	743	1,485
	仁田駅前	641	661	756	1,417
	仁田平井原	669	741	822	1,563
	小計	1,922	2,144	2,321	4,465
大土肥		713	810	878	1,688
柏谷		1,988	2,457	2,488	4,945
畑毛		635	711	675	1,386
平井		1,255	1,438	1,499	2,937
丹那		167	205	223	428
畑		86	115	118	233
軽井沢		49	66	64	130
田代		52	67	63	130
桑原		278	355	347	702
大竹		254	233	287	520
上沢		759	909	957	1,866
間宮	下町	631	717	789	1,506
	中町	439	482	506	988
	上町	131	126	139	265
	宮川町	256	245	276	521
	四ツ街道	273	286	303	589
	天池町	487	501	524	1,025
	川向町	123	137	128	265
	小計	2,340	2,494	2,665	5,159
塚本		1,441	1,598	1,578	3,176
肥田		309	369	373	742
目守		116	143	148	291
新田		196	256	222	478
奴田場		41	48	44	92
鬘之沢		129	113	102	215
細沢		11	14	10	24
六本松		4	3	2	5
八ツ溝		301	304	321	625
冷川		108	134	115	249
新幹線		286	311	296	607
函南		122	132	123	255
病院		75	36	49	85
城山		131	159	158	317
柿沢台		356	459	472	931
白道坂		196	239	241	480
中冷川		17	18	15	33
宝蔵台		246	273	284	557
冷川団地		33	23	24	47
パサディナ		502	498	520	1,018
ダイヤモンド		1,099	865	935	1,800
鶴巻		22	27	32	59
エメラルド		163	135	127	262
ヒューマンヒルズ		90	81	97	178
エンブルタウン		90	145	136	281
計		16,582	18,387	19,009	37,396

出典：統計書かなみ（函南町 令和 3 年版）

3) 観光施設入込の状況

平成 23 年度から令和 2 年度までの観光者の推移は次のとおりです。

本町は富士箱根伊豆国立公園内にあり、富士の眺めが一望できることに加え、国指定史跡・天然記念物及び畑毛温泉等の観光資源に恵まれていることから、十国峠ケーブルカーや酪農王国オラッチェ等のレジャー施設には年間延べ 50～60 万人程度の観光客が訪れています。平成 29 年 5 月には伊豆の玄関口に道の駅として「伊豆ゲートウェイ函南」が、平成 31 年 4 月には出水時の水防活動拠点を兼ねた川の駅「伊豆ゲートウェイ函南」がオープンしています。

表 1-4 観光施設入込の状況

単位：人

年度	道の駅 「伊豆ゲート ウェイ函南」	川の駅 「伊豆ゲート ウェイ函南」	かなみ 仏の里美術館	十国峠 ケーブルカー	湯～トピア かなみ	酪農王国 オラッチェ	かなみの桜
平成 23	－	－	－	239,288	164,382	133,116	－
平成 24	－	－	25,272	230,501	166,179	166,361	－
平成 25	－	－	23,441	227,483	169,825	172,388	2,789
平成 26	－	－	22,154	232,899	174,185	182,486	8,235
平成 27	－	－	20,333	195,106	172,276	172,018	8,699
平成 28	－	－	20,200	178,639	171,694	177,265	14,820
平成 29	1,214,555	－	20,263	173,364	174,450	182,258	14,874
平成 30	1,635,846	－	18,405	184,937	171,853	197,247	17,937
令和元	1,788,470	60,069	17,936	134,001	155,159	211,722	9,819
令和 2	1,074,492	60,655	6,678	78,100	117,103	106,719	5,097

出典：統計書かなみ（函南町 令和 3 年版）

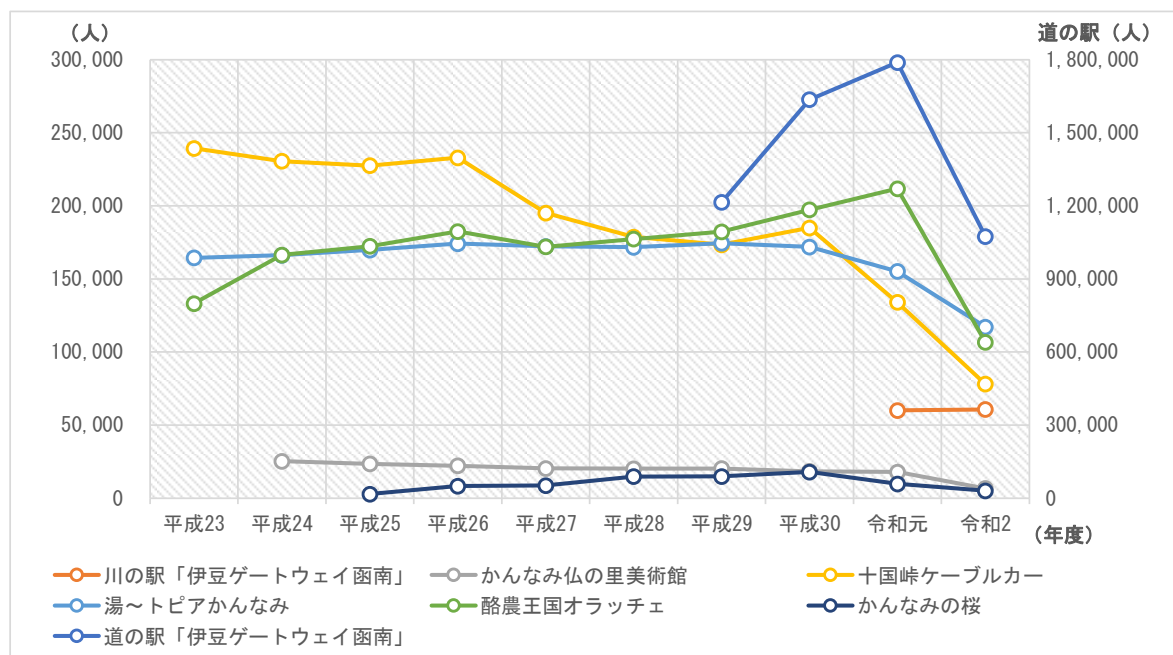


図 1-6 観光施設入込の状況

3. 産業の動向

本町では、農業等の第一次産業人口は少ないですが、割合は微増しています。工業等の第二次産業人口の割合は平成 26 年まで減少傾向でしたが、平成 28 年はやや増加しています。サービス業等の第三次産業人口の割合は平成 26 年まで増加傾向でしたが、平成 28 年はやや減少しています。

表 1-5 産業別従業者数の推移

産業分類	平成21年		平成24年		平成26年		平成28年	
	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)
農 林 漁 業	5	26	5	23	9	54	8	43
鉱 業、採石業、 砂 利 採 取 業	1	2	0	0	0	0	0	0
建 設 業	250	1,433	215	1,112	204	984	197	965
製 造 業	133	1,649	131	1,501	130	1,447	118	1,433
電 気・ガ ス・ 熱 供 給・水 道 業	4	43	2	31	4	39	2	33
情 報 通 信 業	5	16	4	18	6	36	7	47
運 輸 業、郵 便 業	24	408	23	332	23	295	18	286
卸 売 業、小 売 業	300	2,496	273	2,422	277	2,286	274	2,331
金 融 業、保 険 業	9	98	10	74	10	95	10	94
不 動 産 業、 物 品 賃 貸 業	122	294	120	361	117	309	106	252
学 術 研 究、 専 門・技 術 サービス 業	59	276	53	355	63	440	56	280
宿 泊 業、 飲 食 サービス 業	185	1,390	168	1,279	176	1,292	173	1,228
生活関連サービス業、 娯 楽 業	122	833	111	718	120	802	118	697
教 育、 学 習 支 援 業	66	583	48	165	67	409	45	162
医 療、福 祉	101	1,904	88	1,842	119	2,196	112	2,099
複 合 サービス 業	9	213	9	212	8	79	7	75
サービス業（他に 分類されないもの）	99	634	82	499	89	529	82	447
公 務	9	254	-	-	9	259	-	-
総 数	1,503	12,552	1,342	10,944	1,431	11,551	1,333	10,472
第 一 次 産 業	5	26	5	23	9	54	8	43
第 二 次 産 業	388	3,127	348	2,644	338	2,470	317	2,431
第 三 次 産 業	1,110	9,399	989	8,277	1,084	9,027	1,008	7,998

出典：統計書かんなみ（函南町 令和 3 年版）

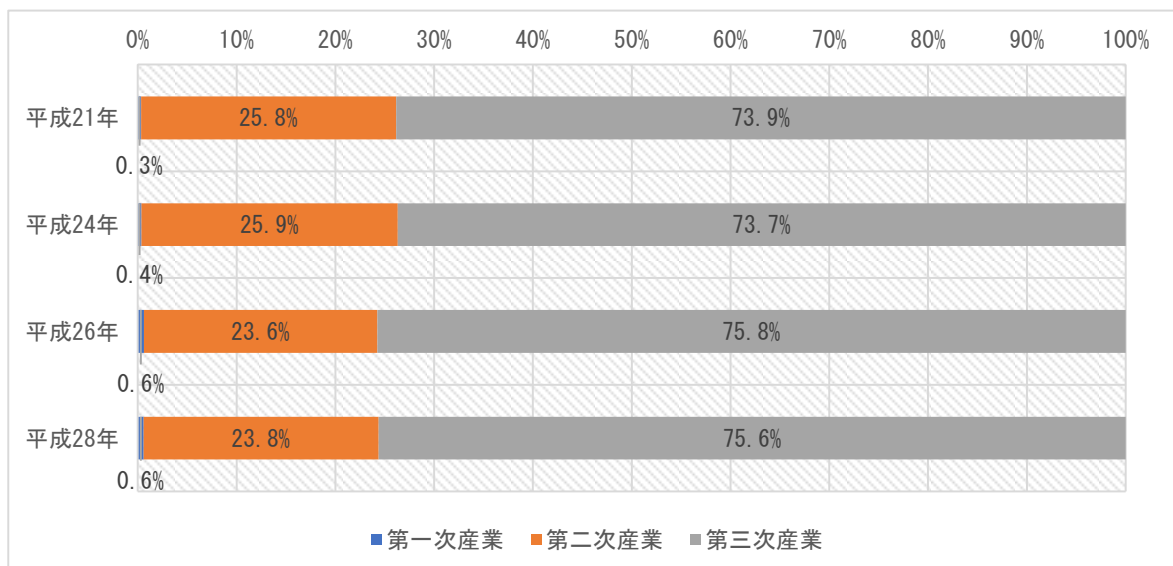


図 1-7 産業別事業所数の割合

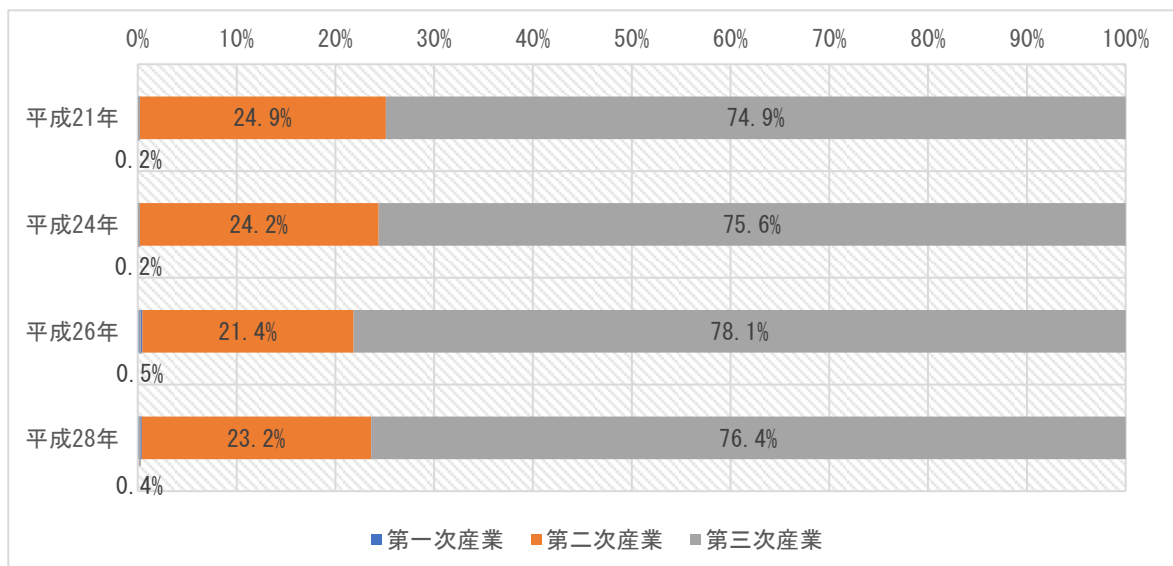


図 1-8 産業別従事者数の割合

4. 土地利用状況

平成 28 年から令和 3 年までの地目別面積の推移は次のとおりです。

田・畑が減少しており、宅地・雑種地・その他が増加しています。本町では、将来的にも都市基盤の整備とともに、本町の一部が富士箱根伊豆国立公園内に位置していることもあり、自然環境に調和した開発を行い、計画的かつ適切な土地利用を推進していきます。

表 1-6 土地利用状況の推移

単位：㎡

年別	総面積	田	畑	宅地	山林	牧場	原野	雑種地	その他
平成28	65,160,000	2,867,429	6,400,328	6,886,022	19,910,329	107,305	10,626,709	3,290,570	15,071,308
平成29	65,160,000	2,853,103	6,365,419	6,910,937	19,920,467	100,672	10,615,791	3,295,307	15,098,304
平成30	65,160,000	2,846,381	6,332,519	6,919,274	19,903,138	100,130	10,636,913	3,311,891	15,109,754
平成31	65,160,000	2,827,961	6,260,512	6,952,596	19,917,897	100,130	10,661,825	3,325,937	15,113,142
令和2	65,160,000	2,819,930	6,185,430	6,953,875	19,976,708	100,130	10,673,367	3,321,712	15,128,848
令和3	65,160,000	2,817,199	6,177,709	6,957,880	19,956,188	100,130	10,671,522	3,349,764	15,129,608

※各年 1 月 1 日現在

出典：統計書かなみ（函南町 令和 3 年版）

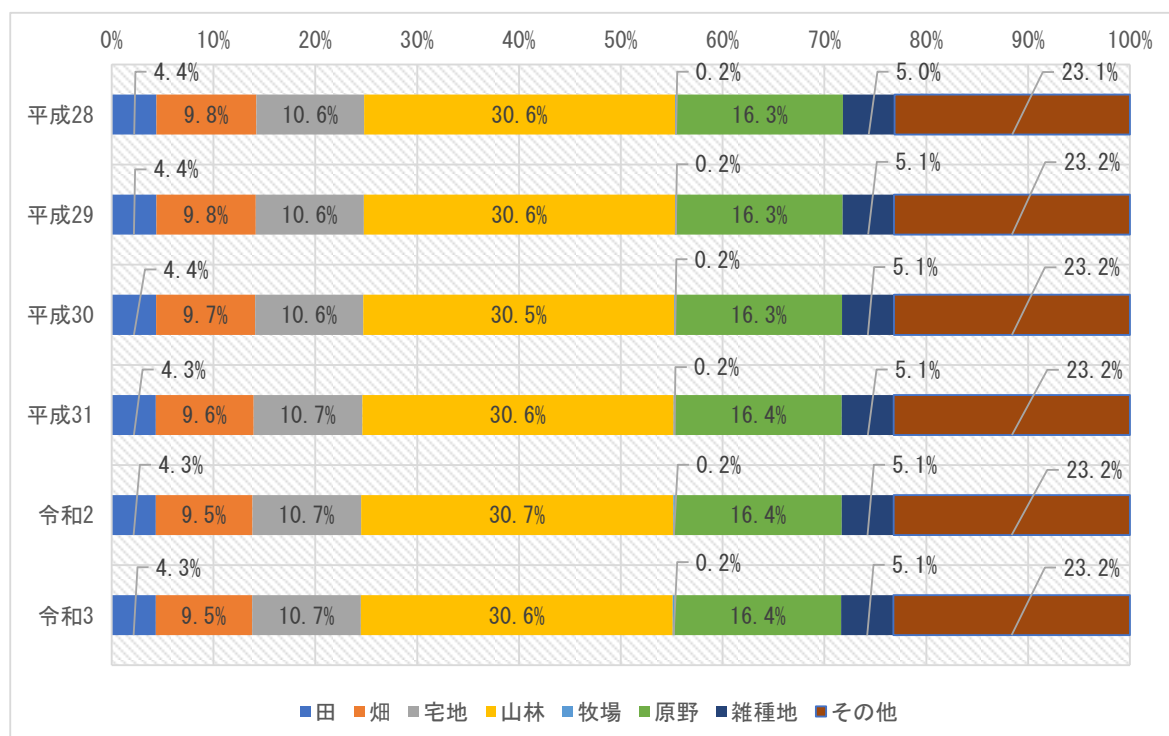


図 1-9 土地利用割合の推移

5. 将来計画（開発計画等）

本町では、第六次函南町総合計画に掲げる進むべき将来像「環境・健康・交流都市 函南（住んでよし 訪れてよし 函南町）」を基本理念と定め、次の6つの柱を基本目標（基本施策）として、諸施策を展開しています。

- ・ 環境・防災 : 快適に安心して暮らせる環境づくり
- ・ 社会基盤 : コンパクトで効率的な都市づくり
- ・ 健康・福祉 : 誰もが活き活きと暮らせる健康づくり
- ・ 教育 : 生涯にわたる学びを支える教育・文化づくり
- ・ 産業 : 活力とゆとりを生み出す産業づくり
- ・ 交流・にぎわい : 魅力とにぎわいのある交流づくり

6. 財政力

本町の令和2年度（3か年平均）における財政力を示す財政力指数^{※1}は0.83となっています。全国でも静岡県の財政力は高く（全国市町村平均0.51、静岡縣市町平均0.87）、さらに函南町は静岡県町平均よりも高くなっています。

また、令和2年度における将来負担の状況を示す将来負担比率^{※2}は県内平均（23.7%）より高い43.8%となっており、令和2年度（3か年平均）における公債費負担の状況を示す実質公債費比率^{※3}は県内平均（5.7%）より高い6.2%となっています。

さらに、令和2年度における財政構造の弾力性を示す経常収支比率^{※4}は県内平均（88.6%）よりわずかに高い90.7%となっています。

※1 地方公共団体の財政力を示す指数で、この値が高いほど財源に余裕があり、1を超えた団体は交付税の不交付団体となる。

※2 地方公社や出資法人も含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。市町村は350%以上で早期健全化団体（財政健全化計画の策定が義務づけられる）となる。

※3 借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を表す指標のこと。早期健全化基準については、市町村・都道府県とも25%としている。

※4 毎年度経常的に収入される一般財源のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合。財政構造の弾力性を表す。比率が高いほど臨時的経費に使用できる一般財源が少なく、財政構造が弾力性を失っていることを示す。

第2章 ごみ処理の概要

第1節 ごみ処理の実績

1. ごみ処理の体制

1) 分別の区分等

本町の家庭系ごみの分別区分は、次のとおりです。

表 2-1 本町の分別の区分

項目				出し方
燃やせるごみ				指定袋に入れて出す (ごみステーションに排出)
燃やせないごみ (小型家電含む)				専用の回収コンテナに入れる (ごみステーションに排出)
資源ごみ	空きかん			専用の回収コンテナまたは回収ネットに入れる ※廃食用油はペットボトル等へ移し替えて出す (ごみステーションに排出)
	空きびん	生きびん		
		雑びん	無色	
			茶色	
			その他の色	
	廃食用油			
	ペットボトル			
	食品用発泡トレイ (白)			
	古紙	段ボール		
		新聞紙・広告・コピー用紙		
		本・雑誌・雑がみ		
		飲料用紙パック (アルミコーティングなし)		
	古布	衣類などの古布		透明または半透明のビニール袋に入れ、古布回収ボックス (拠点回収場所 4 か所) に入れる
	小型家電	携帯電話・ビデオカメラ・ゲーム機器等の小型家電		小型家電回収ボックス (拠点回収場所 4 か所) に入れる
	蛍光灯等	電球・蛍光灯、水銀式体温計、マンガン電池、アルカリ電池、ライター		空きかんの収集日にごみステーションの専用の回収コンテナに入れる
粗大ごみ				直接ごみ焼却場へ運ぶ
町では処理できないごみ				販売店等へ処理を依頼する

また、ごみの収集日と収集区域は次のとおりです。

表 2-2 ごみステーションでの収集日と収集区域

区分	収集日	収集地区
燃やせるごみ	毎週月・木曜日	仁田（線路東側）・ハツ溝・大土肥・柏谷・畑毛・平井・病院・城山・宝蔵台・白道坂・柿沢台・鶴巻・函南・細沢・冷川（平井地籍）・ダイヤモンド・箱根峠（第2木曜日のみ）・エンブルタウン
	毎週火・金曜日	仁田（線路西側）・間宮・塚本・肥田・日守・新田・上沢・新幹線・パサディナ・中冷川・冷川（桑原地籍）・大竹・桑原・奴田場・ヒューマンヒルズ・冷川団地・丹那・畑・軽井沢・田代・鬘之沢・エメラルド・六本松
燃やせないごみ・資源ごみ	月曜日	上沢・新幹線・パサディナ・大竹・中冷川・奴田場・ヒューマンヒルズ・冷川（桑原地籍）・桑原・冷川団地・丹那・畑・軽井沢・田代・鬘之沢（皆畑を除く）
	火曜日	平井・大土肥・ハツ溝・病院・函南・白道坂・柿沢台・冷川（平井地籍）・鶴巻・エンブルタウン
	水曜日	仁田・塚本（塚本No.2、3 ごみステーションを除く）・肥田・間宮（間宮No.48 ごみステーション）
	木曜日	間宮（間宮No.48 ごみステーションを除く）・塚本（塚本No.2、3 ごみステーション）・新田・日守・鬘之沢（皆畑）・細沢・六本松・箱根峠（第2木曜日のみ）・ダイヤモンド
	金曜日	柏谷・城山・宝蔵台・畑毛・エメラルド

2) ごみの処理主体

本町のごみの収集・運搬から、中間処理、最終処分までの各段階の処理・処分主体は次のとおりです。

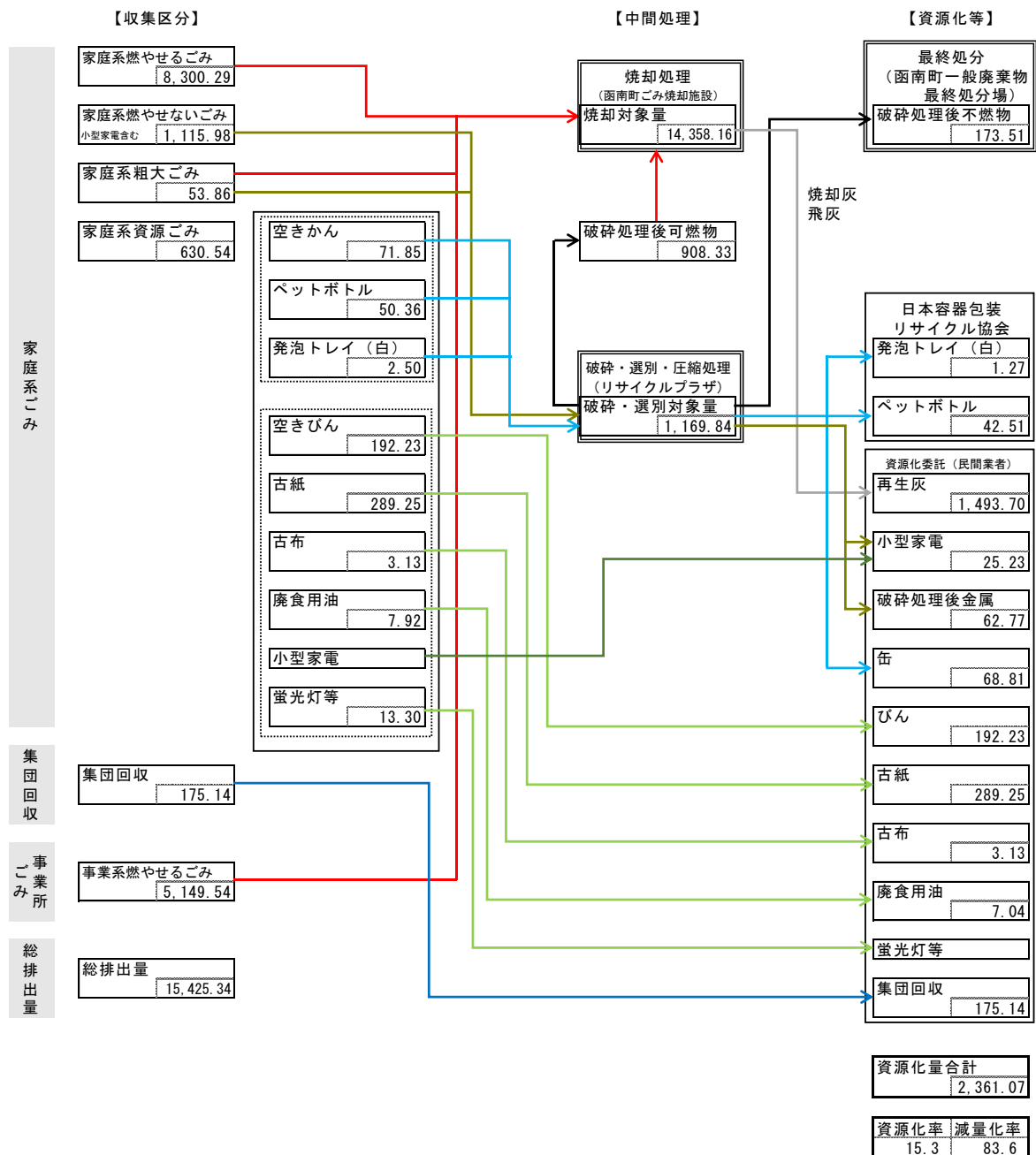
表 2-3 ごみの処理主体

処理・処分の内容	ごみの種類	処理・処分主体	備 考
収集・運搬	燃やせるごみ	委 託	事業系一般廃棄物は直接搬入または許可業者による搬入によって収集・運搬する。
	燃やせないごみ	委 託	
	資 源 ご み	委 託	
	粗 大 ご み	直 接 搬 入	
焼却 (ごみ焼却施設)	燃やせるごみ	委 託	施設の適正な管理・運営に努める。
選別と有価物回収 (リサイクルプラザ)	燃やせないごみ 資 源 ご み 粗 大 ご み	直 営	
集団回収による資源化	古 紙 ・ 古 布	各 種 団 体	積極的に推進していく。
焼却残渣の資源化	焼 却 残 渣	委 託	資源化率向上と最終処分場の延命化を図るため、焼却残渣の資源化を継続する。
埋立処分 (最終処分)	不 燃 残 渣	直 営	可能な限り減容化・減量化に努める。

3) ごみ処理の流れ

本町のごみ処理フローは次のとおりです。

燃やせるごみ、可燃性粗大ごみ、破碎後の可燃残渣は、ごみ焼却場で焼却処理し、焼却灰や飛灰は委託により資源化しています。燃やせないごみ、不燃性粗大ごみはリサイクルプラザで破碎処理し、金属類を回収し、破碎後の可燃物を焼却し、不燃残渣は最終処分しています。缶、ペットボトル、発泡トレイ（白）はリサイクルプラザで選別し資源化しています。一方、びん、古紙、古布類、廃食用油、小型家電、電球、蛍光灯等は直接民間事業者により資源化しています。



※小型家電は資源化量のみ、蛍光灯等は排出量のみ把握を行っています。

図 2-1 本町のごみ処理フロー（令和2年度）

4) 収集・運搬体制

収集・運搬体制は次のとおりです。家庭系ごみの収集・運搬は委託業者が主体、事業系ごみの収集・運搬は許可業者が主体となっています。

表 2-4 収集・運搬体制（家庭系ごみ）

区 分	主 体	車 種	台 数 (台)
家庭系ごみ	委 託	特殊車両 その他	特殊車両：21 その他：13

表 2-5 収集・運搬体制（事業系ごみ）

区 分	主 体	車 種	台 数 (台)
事業系ごみ	許 可	特殊車両 その他	特殊車両：40 その他：45

5) 中間処理施設の概要

ごみ焼却施設やリサイクルプラザの概要は次のとおりです。

表 2-6 ごみ焼却施設の概要

項 目		内 容			
施 設 名 称		函南町ごみ焼却場			
施 設 所 管		函南町			
所 在 地		静岡県田方郡函南町桑原 1300 の 142			
竣 工 年 度		平成 12 年 3 月			
処 理 能 力 ・ 炉 形 式		105t/24h (52.5t/24h×2 炉)、准連続燃焼方式			
敷 地 面 積 等		敷地面積：36,792.73 m ² 建築面積：2,365.65 m ²			
事 業 費		事 業 費：3,811,500 千円			
設 計 ・ 施 工		株式会社クボタ			
設 備 内 容	受 入 供 給 設 備	ロードセル型、ピットクレーン投入			
	燃 焼 設 備	ストーカ炉			
	ガ ス 冷 却 設 備	水噴射式			
	排 ガ ス 処 理 設 備	バグフィルタ			
	余 熱 利 用 設 備	施設内温水			
	通 風 設 備	押込・誘引送風機、煙突(高さ：59m)			
	灰 出 し 設 備	ピットクレーン搬出			
	排 水 処 理 設 備	クローズドシステム(ごみピット、水噴射排水)			
計 画 ご み 質	区 分	水 分	可燃分	灰 分	低 位 発 熱 量
	高 質 ご み	35 %	58 %	7 %	2,400 kcal/kg
	基 準 ご み	51 %	43 %	6 %	1,800 kcal/kg
	低 質 ご み	67 %	28 %	5 %	900 kcal/kg
公 害 防 止 条 件	大 気	ばいじん濃度		0.01 g/N m ³ 以下	
		硫黄酸化物濃度		50 ppm 以下	
		窒素酸化物濃度		120 ppm 以下	
		塩化水素濃度		80 ppm 以下	
		ダイオキシン濃度		0.1 ng-TEQ/N m ³ 以下	
	水 質	処理水は施設内再使用、ガス冷却室、焼却炉の噴射水として利用し、未放流			
	ダイオキシン濃度	10.1ng-TEQ/N m ³ 以下			
	熱 灼 減 量	3 %以下			

表 2-7 リサイクルプラザの概要

項 目	内 容	
施 設 名 称	リサイクルプラザ（函南町ごみ焼却場内に併設）	
施 設 所 管	函南町	
所 在 地	静岡県田方郡函南町桑原 1300 の 142	
敷 地 面 積	36,792.73 m ² （函南町ごみ焼却場）	
設 備 内 容	処理能力	選 別 物
	粗大・不燃ライン	11.9t/5h 鉄、アルミ、可燃物、不燃残渣
	缶 類 ラ イ ン	2.6t/5h 鉄缶、アルミ缶
	ペットボトルライン	0.5t/5h ペットボトル、発泡トレイ（白）、異物
	合 計	15 t/5h —

6) 最終処分場の概要

最終処分場の概要は次のとおりです。

表 2-8 最終処分場の概要

項 目	内 容
施 設 名 称	函南町一般廃棄物最終処分場
施 設 所 管	函南町
所 在 地	静岡県田方郡函南町桑原 1300 の 225
埋 立 面 積 等	埋立地面積：9,258 m ²
埋 立 容 量	63,602 m ³
供 用 開 始	昭和 62 年 3 月
埋 立 対 象 物	焼却残渣、不燃性資源化不適物
埋 立 工 法	サンドイッチ方式
工 事 費	財源内訳 起 債：79,200 千円 一般財源：125,000 千円 総事業費 204,200 千円
設 計 ・ 施 工	造成工事：(株)渡辺工務店 浸出水処理設備工事：東邦化工建設(株)
遮 水 工	合成ゴムシート工法
排 水 処 理 設 備	処理方式：回転円板法＋凝縮沈澱法 令和元年度より、生物膜濾材反対方式+凝縮沈澱法に変更

7) 生ごみ処理機等の補助制度

本町では、昭和 62 年度からコンポスト容器の普及促進のための取り組みを始め、平成 6 年 10 月にはボカシ容器についても補助制度を始めました。

また、生ごみのさらなる減量化及び資源化を図るため、平成 18 年度より、生ごみ処理機も補助対象として、購入額の半額を上限として 30,000 円までの補助を行っています。

令和 2 年度の申請件数は 28 件となり、前年度から 15 件増えました。今後も、生ごみ処理機等の利用推進に向けて PR を続けます。

表 2-9 生ごみ処理機等の補助金申請件数

対象機器	令和2年度					申請件数（件）			
	申請件数 （件）	購入台数 （台）	購入金額 （円）	補助金額 （円）	1台当たり 平均補助金額 （円/台）	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
コンポスト容器	8	8	81,382	40,300	5,038	3	10	4	7
ボカシ容器	0	0	0	0	—	0	2	1	1
処理機	20	20	1,248,144	433,700	21,685	8	6	4	5
合計	28	28	1,329,526	474,000	—	11	18	9	13

8) 古紙等資源集団回収奨励金制度

古紙等の資源化及び減量化を図るため、家庭で不要になった古新聞、古雑誌、古布等を回収しており、本町では平成 3 年度から集団回収する団体に対し奨励金の交付を行っています。

奨励金の額は 1kg あたり 3 円となっています。

平成 28 年度から令和 2 年度までの集団回収実績は次のとおりで、交付団体数、回収量とも減少傾向です。

表 2-10 資源回収実績

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
交付団体（団体）	49	45	46	43	33
回収重量（kg）	425,226	380,141	345,310	302,845	175,138
交付金額（円）	1,275,360	1,140,140	1,035,700	908,365	525,240

2. ごみ排出量の状況

本町におけるごみの総排出量、家庭系ごみ排出量及び事業系ごみ排出量は、いずれも似た推移を示し、平成 28 年度から令和元年度まで緩やかな増加傾向となっていますが、令和 2 年度にはわずかに減少しています。令和 2 年度の総排出量は、15,425t となっています。

本町における 1 人 1 日平均排出量（総排出量）、家庭系ごみ 1 人 1 日平均排出量及び事業系ごみ 1 人 1 日平均排出量も、上記総排出量と同様の推移を示し、令和 2 年度の 1 人 1 日平均排出量はそれぞれ、総排出量が 1,130g/人・日、家庭系ごみが 740 g/人・日、事業系ごみが 377 g/人・日となっています。

令和元年度の総排出量は、前年度までの増加量と比較して増えていますが、これは災害廃棄物の発生によるものです。令和元年 10 月 12 日に、伊豆半島に令和元年東日本台風（台風第 19 号）が上陸しました。この台風は、本町の住宅等に大きな被害をもたらし、これにより多くの災害廃棄物が発生しました。「令和元年東日本台風（台風第 19 号）の被害状況等中間報告書(12 月 31 日現在)」(令和 2 年 1 月 函南町)によると、発生した災害廃棄物の総量は、542.85t にのぼります。

また、令和元年度に発生した新型コロナウイルス感染症は、世界的に猛威を振っています。現在もその脅威は続いており、その対策として、生活習慣や経済活動に大きな影響を及ぼし、ごみの排出状況にも影響を与えています。特に、感染対策として人との接触を避けようになったため、集団回収は大きく減少しています。

表 2-11 本町のごみ排出量の推移

			単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
行政区域内人口（年度末）			人	38,261	37,901	37,722	37,639	37,396
家庭系 燃やせるごみ	町収集量	t/年	7,531.90	7,392.17	7,351.86	7,449.49	7,428.84	
	個人	t/年	703.74	768.49	805.42	857.20	871.45	
	合計	t/年	8,235.64	8,160.66	8,157.28	8,306.69	8,300.29	
家庭系 燃やせないごみ	町収集量	t/年	386.24	375.04	383.15	407.65	441.22	
	個人	t/年	475.30	531.88	567.05	1,192.95	674.76	
	合計	t/年	861.54	906.92	950.20	1,600.60	1,115.98	
家庭系 粗大ごみ	許可業者	t/年	61.51	50.66	69.92	52.01	53.86	
	合計	t/年	61.51	50.66	69.92	52.01	53.86	
家庭系 資源ごみ	缶	t/年	65.71	62.40	64.47	62.84	71.85	
	びん	生きびん	t/年	10.80	10.21	8.70	4.75	5.77
		雑びん	t/年	299.20	287.04	279.00	158.36	186.46
		びん合計	t/年	310.00	297.25	287.70	163.11	192.23
		古紙	新聞	t/年	142.34	143.39	129.43	123.87
	雑誌		t/年	73.11	71.55	63.95	65.91	68.65
	段ボール		t/年	92.17	89.71	87.26	83.76	94.40
	牛乳パック		t/年	1.78	1.72	1.77	1.87	2.18
	古紙合計		t/年	309.40	306.37	282.40	275.40	289.25
	古布	t/年	7.74	10.41	11.37	11.36	3.13	
	ペットボトル	t/年	49.33	49.25	51.57	49.96	50.36	
	発泡トレイ（白）	t/年	2.58	2.64	2.60	2.61	2.50	
	廃食用油	t/年	7.35	7.57	7.36	7.44	7.92	
	蛍光灯等	t/年	—	8.76	8.97	9.60	13.30	
	資源ごみ合計	t/年	752.10	744.65	716.44	582.32	630.54	
家庭系ごみ合計			t/年	9,910.79	9,862.89	9,893.84	10,541.62	10,100.67
事業系 燃やせるごみ	許可業者	t/年	4,118.10	4,269.45	4,269.78	4,321.53	3,984.49	
	月決業者	t/年	84.82	89.29	44.06	115.31	642.38	
	事業所	t/年	305.96	382.85	539.70	722.75	522.67	
	合計	t/年	4,508.88	4,741.59	4,853.54	5,159.59	5,149.54	
事業系ごみ合計			t/年	4,508.88	4,741.59	4,853.54	5,159.59	5,149.54
集団回収			t/年	425.23	380.14	345.31	302.85	175.14
総合計			t/年	14,844.90	14,984.62	15,092.69	16,004.06	15,425.34
家庭系ごみ1人1日平均排出量			—	—	—	—	—	—
	燃やせるごみ	g/人・日	589.72	589.90	592.46	602.99	608.10	
	燃やせないごみ	g/人・日	61.69	65.56	69.01	116.19	81.76	
	粗大ごみ	g/人・日	4.40	3.66	5.08	3.78	3.95	
	缶	g/人・日	4.71	4.51	4.68	4.56	5.26	
	びん	g/人・日	22.20	21.49	20.90	11.84	14.08	
	古紙	g/人・日	22.15	22.15	20.51	19.99	21.19	
	古布	g/人・日	0.55	0.75	0.83	0.82	0.23	
	ペットボトル	g/人・日	3.53	3.56	3.75	3.63	3.69	
	発泡トレイ（白）	g/人・日	0.18	0.19	0.19	0.19	0.18	
	廃食用油	g/人・日	0.53	0.55	0.53	0.54	0.58	
	合計	g/人・日	709.67	712.95	718.58	765.22	740.00	
	事業系ごみ1人1日平均排出量			—	—	—	—	—
	燃やせるごみ	g/人・日	322.86	342.75	352.51	374.54	377.27	
	合計	g/人・日	322.86	342.75	352.51	374.54	377.27	
集団回収1人1日平均排出量			—	—	—	—	—	
	紙類・古布類	g/人・日	30.45	27.48	25.08	21.98	12.83	
	合計	g/人・日	30.45	27.48	25.08	21.98	12.83	
1人1日平均排出量（総排出量）			g/人・日	1,062.99	1,083.18	1,096.17	1,161.75	1,130.10

※端数処理のため、内訳と合計が一致しないことがあります。

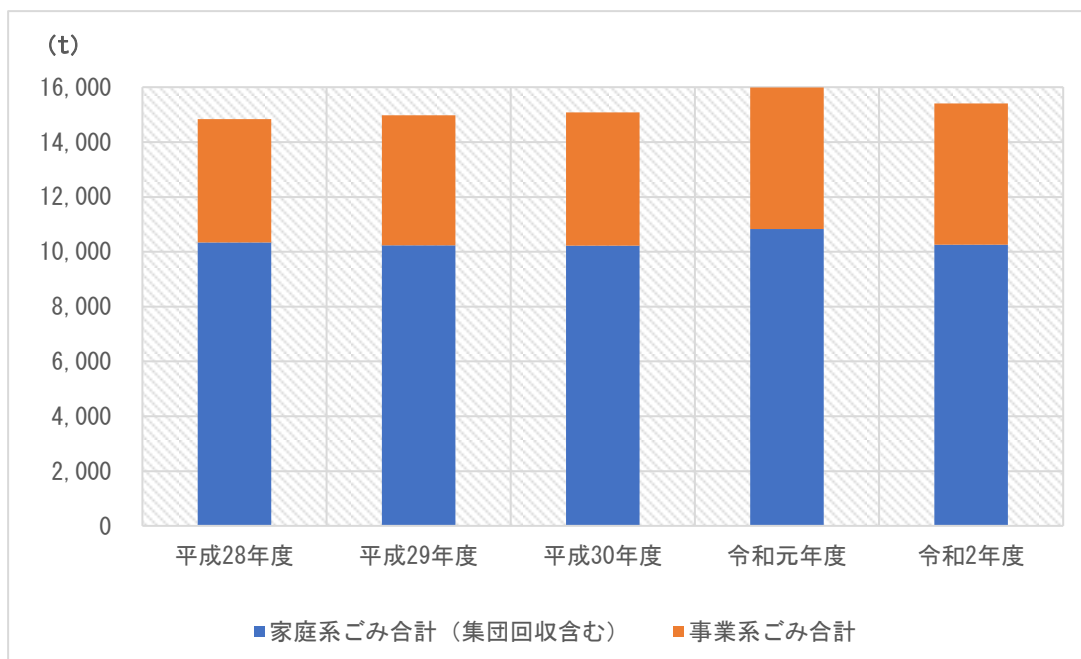


図 2-2 本町のごみ排出量の推移

事業系ごみの搬入割合も年々増加しています。

表 2-12 家庭系ごみと事業系ごみの搬入割合の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
家庭系ごみ搬入割合	68.7%	67.5%	67.1%	67.1%	66.2%
事業系ごみ搬入割合	31.3%	32.5%	32.9%	32.9%	33.8%

3. 中間処理量、最終処分量、資源化量の状況

本町の焼却対象量は、事業系燃やせるごみの増加に伴い、平成 28 年度から令和 2 年度にかけて増加傾向を示しています。

破碎対象量は、ほぼ横ばい傾向を示していましたが、令和元年度および令和 2 年度で増加しています。この理由としては、令和元年度は災害廃棄物の処理が、令和 2 年度は、コロナ禍で自宅での滞在時間が増えたことにより、自宅の片付けで不要品を整理したことが、それぞれ理由と考えられます。

最終処分量は、焼却灰を全量資源化しているためわずかでしたが、令和元年度と令和 2 年度は破碎対象量の増加とともに、破碎処理後不燃物が増えています。特に令和元年度は災害廃棄物の発生により、破碎処理後不燃物が増えています。

資源化率はここ 5 年間で 19.7%から 15.3%へ減少しています。この理由としては、資源ごみとして排出されるびん、破碎処理後金属（リサイクルプラザにおいて不燃ごみ等の破碎処理後に回収される金属類）及び集団回収の減少が大きいからです。

表 2-13 本町の中間処理量、最終処分量、資源化量の推移

	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
焼却対象	t/年	13,366.73	13,560.42	13,712.74	14,331.74	14,358.16
家庭系燃やせるごみ	t/年	8,235.64	8,160.66	8,157.28	8,306.69	8,300.29
事業系燃やせるごみ	t/年	4,508.88	4,741.59	4,853.54	5,159.59	5,149.54
破碎処理後可燃物	t/年	622.21	658.17	701.92	865.46	908.33
焼却処理後	t/年	1,479.76	1,475.49	1,506.68	1,526.13	1,493.70
焼却灰	t/年	72.53	83.86	92.95	51.91	83.86
飛灰	t/年	10.17	21.25	20.25	10.23	9.99
混合灰	t/年	1,397.06	1,370.38	1,393.48	1,463.99	1,399.85
破碎対象	t/年	923.05	957.58	1,020.12	1,652.61	1,169.84
家庭系燃やせないごみ	t/年	861.54	906.92	950.20	1,600.60	1,115.98
家庭系粗大ごみ	t/年	61.51	50.66	69.92	52.01	53.86
破碎処理後	t/年	923.05	957.58	1,020.12	1,652.61	1,169.84
破碎処理後可燃物	t/年	622.21	658.17	701.92	865.46	908.33
破碎処理後不燃物	t/年	25.11	21.69	18.52	443.67	173.51
破碎処理後磁性物	t/年	234.23	232.68	246.28	311.54	52.88
破碎処理後アルミ	t/年	11.33	9.95	10.78	13.32	9.89
小型家電	t/年	30.17	35.09	42.62	18.62	25.23
資源化量	t/年	2,924.70	2,863.26	2,856.43	2,731.26	2,361.07
収集資源物選別後	t/年	743.99	729.90	704.76	558.80	604.24
缶	t/年	67.35	65.31	65.44	64.52	68.81
びん	t/年	310.00	297.25	287.70	163.11	192.23
古紙	t/年	309.40	306.37	282.40	275.40	289.25
古布	t/年	7.74	10.41	11.37	11.36	3.13
ペットボトル	t/年	41.97	42.47	49.61	36.46	42.51
発泡トレイ（白）	t/年	1.51	1.60	1.59	1.21	1.27
廃食用油	t/年	6.02	6.50	6.65	6.74	7.04
破碎処理後金属	t/年	245.56	242.63	257.06	324.86	62.77
小型家電	t/年	30.17	35.09	42.62	18.62	25.23
再生灰	t/年	1,479.76	1,475.49	1,506.68	1,526.13	1,493.70
集団回収	t/年	425.23	380.14	345.31	302.85	175.14
資源化率	%	19.7	19.1	18.9	17.1	15.3
最終処分量	t/年	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
焼却灰	t/年	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
飛灰	t/年	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
破碎処理後不燃物	t/年	25.11	21.69	18.52	443.67	173.51
合計	t/年	25.11	21.69	18.52	443.67	173.51
最終処分率	%	0.2	0.1	0.1	2.8	1.1

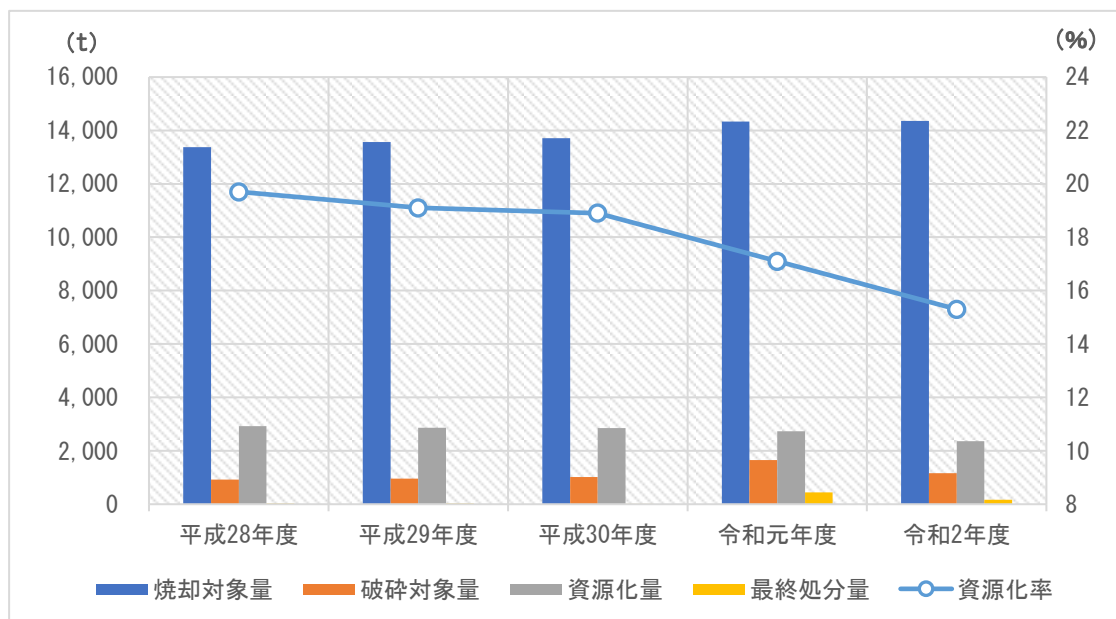


図 2-3 本町の中間処理量、最終処分量、資源化量の推移

4. ごみの組成

平成 28 年度から令和 2 年度における燃やせるごみの組成分析結果は、次のとおりです。

組成分類において、「紙、布類」は増減を繰り返しており、「ビニール、合成樹脂」は、横ばいで推移し、「木、竹、わら類」は減少傾向です。「ちゅう芥類、野菜くず」は、令和元年度まで 11.5～14.8%の範囲で推移していましたが、令和 2 年度は 19.9%と高くなっています。

単位体積重量は、横ばいで推移しています。

三成分は、それぞれの項目で増減を繰り返しています。

低位発熱量は、増減を繰り返しながら、増加傾向にあります。

表 2-14 燃やせるごみの組成分類及び三成分の推移

項目	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	5年間平均
ごみの種類・組成	—	—	—	—	—	—	—
紙、布類	%	54.7	48.7	61.7	60.1	64.0	57.8
ビニール、合成樹脂	%	9.7	9.3	9.5	9.2	9.2	9.4
木、竹、わら類	%	15.6	20.3	12.2	11.8	4.2	12.8
ちゅう芥類、野菜くず	%	13.5	14.8	11.5	13.0	19.9	14.5
不燃物類	%	1.1	1.8	1.2	0.8	0.3	1.0
その他	%	5.5	5.1	4.0	5.0	2.5	4.4
単位体積重量	t/m ³	0.23	0.28	0.24	0.22	0.22	0.24
ごみの三成分	—	—	—	—	—	—	—
水分	%	55.3	56.8	52.7	55.3	51.6	54.3
灰分	%	5.2	5.0	4.0	3.5	5.1	4.6
可燃分	%	39.5	38.2	43.3	41.2	43.3	41.1
低位発熱量（計算値）	kcal/kg	1,446	1,377	1,632	1,521	1,641	1,523
低位発熱量（実測値）	kJ/kg	6,054	5,765	6,833	6,365	6,869	6,377

※端数処理のため、内訳と合計が一致しないことがあります。

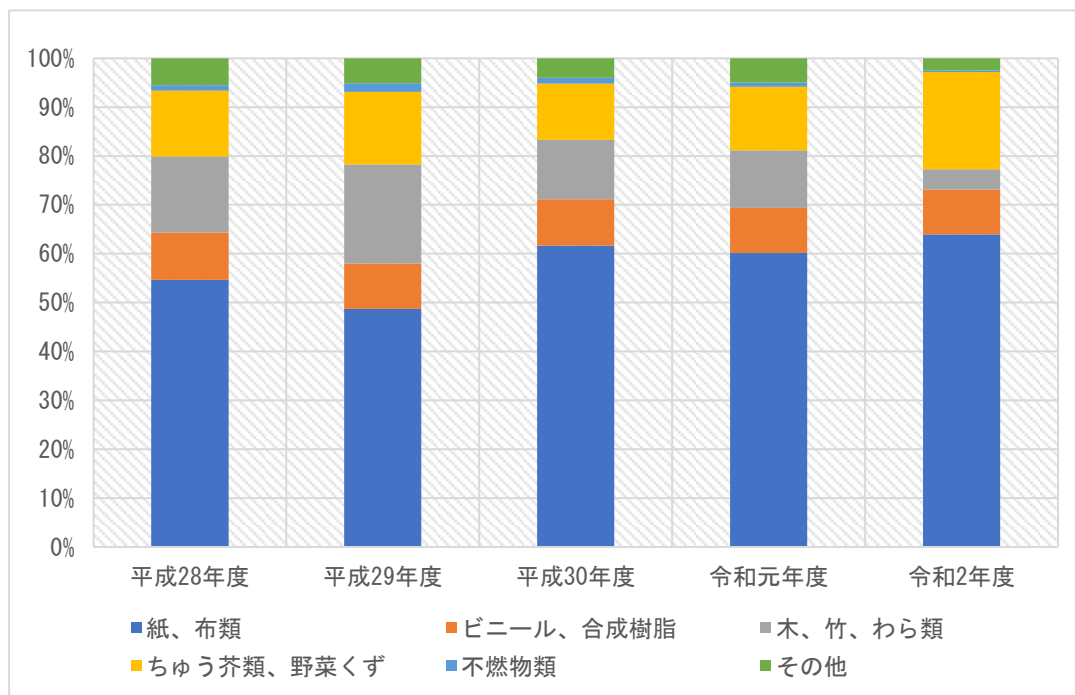


図 2-4 組成分析の推移

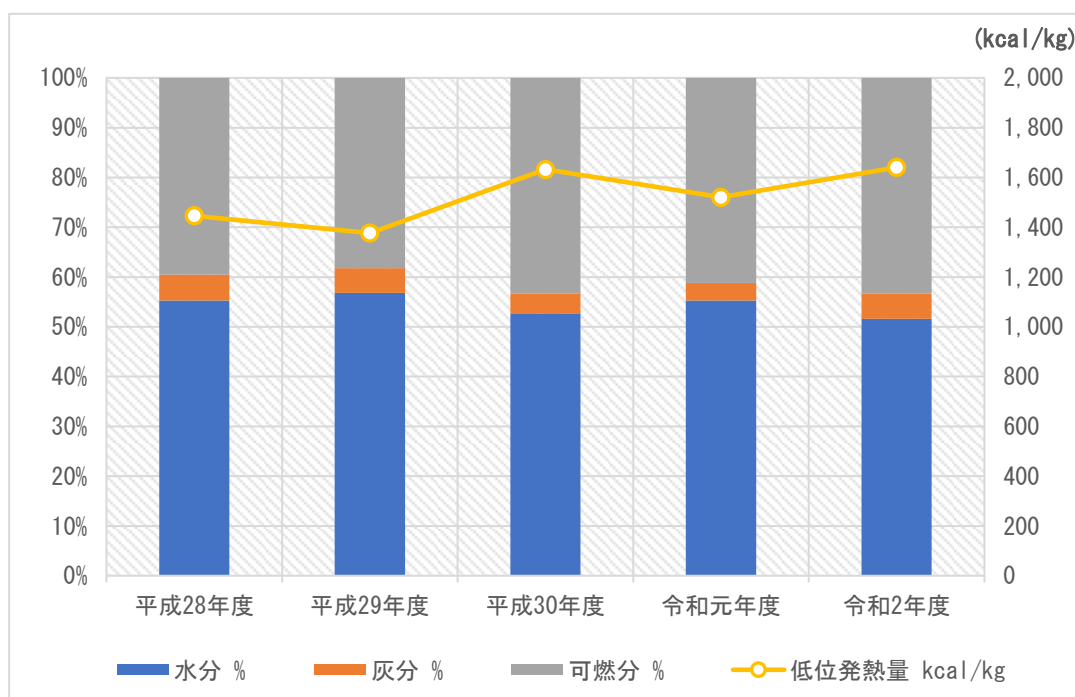


図 2-5 三成分と低位発熱量の推移

5. ごみ処理経費の実績

ごみ処理経費の実績は次のとおりです。令和元年度まで経費は増加傾向にありましたが、令和2年度は減少しています。また、ごみ1tあたりの経費は平成28年度から令和元年度まではほぼ横ばいでしたが、令和2年度は減少しています。

表 2-15 ごみ処理経費の推移

項目	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
人件費	千円	28,910	27,472	26,773	25,100	32,184
処理費	千円	183,877	196,973	198,154	231,422	193,257
委託費	千円	226,090	233,527	231,759	239,104	173,399
経費合計	千円	438,877	457,972	456,686	495,626	398,840
ごみ排出量	t	14,844.90	14,984.62	15,092.69	16,004.06	15,425.34
ごみ1t当たり経費	円/t	29,564	30,563	30,259	30,969	25,856

出典：一般廃棄物処理事業実態調査

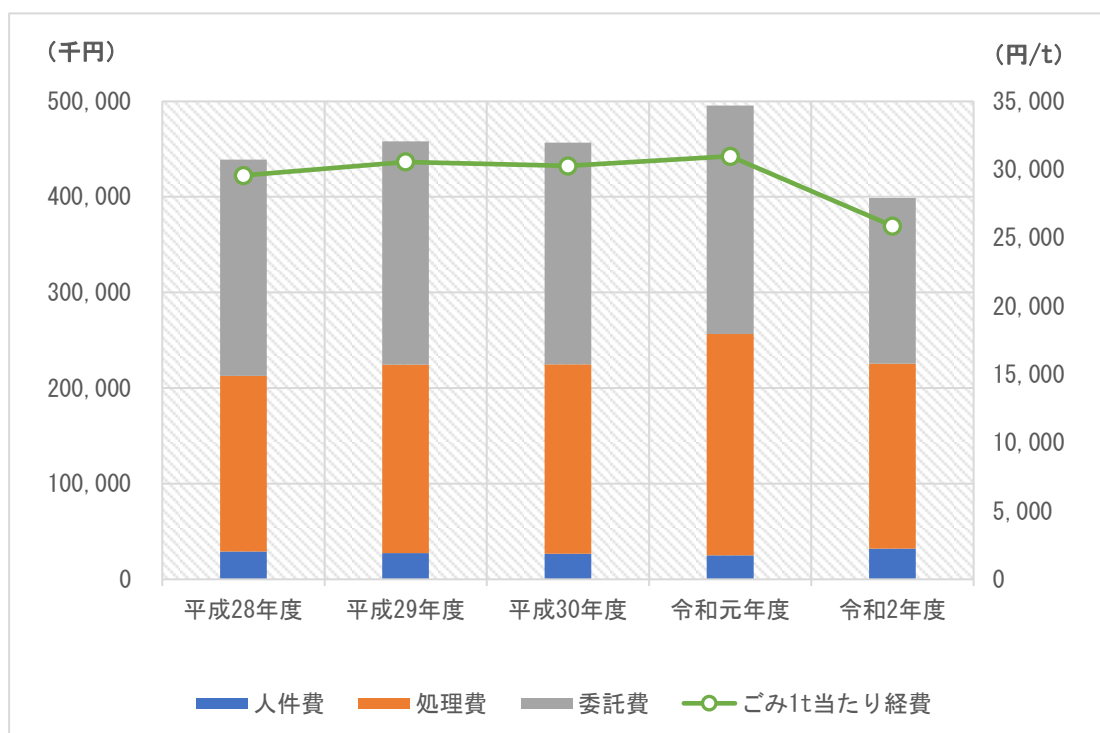


図 2-6 ごみ処理経費の推移

第2節 ごみ処理事業の課題

1. 排出抑制・資源化の課題

1) 1人1日平均排出量の削減

令和2年度の実績を見ると、1人1日平均排出量は家庭系ごみ（集団回収含む）が753g／人・日、事業系ごみが377g／人・日であり、合せて1,130g／人・日と1kgを超過しており、多量の廃棄物が排出されています。

燃やせるごみの組成分類の結果をみると、ちゅう芥類の占める割合は、令和2年度が19.9%と過去5年間で最も高い値となっています。食品ロスの増加が懸念されるため、食品ロス削減のための取り組みを進める必要があります。また、三成分の割合をみると、水分の占める割合が54.3%（5年間の平均）と高い状態にあります。燃やせるごみに含まれている水分の多くはちゅう芥類由来であるため、ちゅう芥類の水切りを徹底していく必要があります。

循環型社会の構築には、まずごみを減らすことが重要です。3Rの中でも特に重要な2R（発生抑制、再利用）の推進のために、町民に対する広報活動等のごみ減量化対策を強化することにより、ごみを出さないライフスタイルへの転換を進めていく必要があります。

2) 資源化率の向上

資源化率はここ5年間で19.7%から14.4%へ減少しています。循環型社会の構築のためにも資源化率の向上を目指す必要があります。

ごみ組成分類の結果をみると、紙類の占める割合は、57.8%（5年間の平均）と高い状態にあり、リサイクル可能な紙類が多く混入していると考えられるため、紙類の分別の徹底していく必要があります。

海洋プラスチックごみ問題等の対応を契機に、令和3年6月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が成立しました。この法律では、市町村が、その地域におけるプラスチック製品の分別収集及び収集したプラスチックの再商品化に必要な措置を講ずるよう求めています。本町でもその分別区分や再商品化のための体制等について、検討を進める必要があります。

3) 再生品の利用

ごみ排出側の資源化率を向上させるだけでは、資源の循環には不十分で、資源品を利用することが必要です。本町では、家庭で不用になったものの交換やフリーマーケットの開催を実施しています。今後もこれらの取り組みを町民が自主的に行えるように有効な誘導策を検討する必要があります。

また、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律平成15年5月31日公布、法律第100号）が制定されており、本町では再生紙については庁舎内利用のほぼ100%が使用されていますが、民間レベルでの再生

品利用率は低いため、再生品の積極的な利用について呼びかけていく必要があります。

2. 収集・運搬の課題

1) 排出ルール of 厳守

住民意識や生活様式が変化し、ごみに対する意識の低下が懸念されています。また、核家族化や、転入者、共稼ぎの増加、生活時間の変化によって、ごみの分別がされていない、決められた日時にごみを排出しない、などの問題が起きています。

そのため、町民に対する広報活動等により、ごみを適正に排出するように指導し、分別排出の徹底を進めていく必要があります。

2) 資源回収品目の品質向上

資源ごみはその種類ごとに分類し、ある程度の量をまとめて集積することによって資源として有効に利用することができます。

町民や事業者に排出する際のルールを厳守してもらうことにより、資源ごみが円滑にリサイクルできるようなシステムの構築が必要です。

3) 収集場所

ごみの排出については、指定した箇所に回収容器を設置し、分別して町民に持ち込んでもらうようにしています。しかし、ごみ量が多く、回収容器の設置数が増え、ステーションのスペースでは納まらない場合があり、町民の往来に支障をきたすことが考えられるため、適宜、収集日や排出場所を検討していく必要があります。

3. 中間処理の課題

本町は、平成 12 年 4 月より現在のごみ焼却施設やリサイクルプラザが稼働を開始し、21 年が経過しています。ごみ焼却施設やリサイクルプラザを長く使用するためには、適正な運転管理及び施設延命化改修工事を行う必要があります。

また、次期ごみ焼却施設や次期資源化施設の整備については、効率的な処理を推進するため、県が策定を進めている「広域化・ごみ処理施設集約化計画」※

(以下「広域化計画」という。)を踏まえ、近隣自治体と連携して広域的な処理施設の整備を検討する必要があります。

※県は共同でのごみの広域処理や施設集約による持続可能な処理体制の構築を目的として、令和 3 年度末までに広域化計画の策定に向け、調査・検討を進めています。この計画では、施設集約の検討を行うべき地域として、県内を 4 つの圏域（賀茂、東部、中部、西部）に区割りしています。

4. 最終処分の課題

焼却残渣を全量資源化することにより、最終処分量は大幅に減少しましたが、令和元年度の令和元年東日本台風（台風第 19 号）、令和 2 年度の新型コロナウイルス感染症の影響により家庭からのごみの排出量が増加したため、最終処分量が増えました。現最終処分場を少しでも長く使用するためにもごみの排出抑制や資源化の向上を図り、最終処分量を減量化する必要があります。

5. 災害廃棄物対策の課題

令和元年 10 月 12 日に伊豆半島に上陸した令和元年東日本台風（台風第 19 号）は、本町の住宅等に大きな被害をもたらし、これにより多くの災害廃棄物が発生しました。この実際の災害対応により明らかとなった課題を踏まえ、災害廃棄物処理計画の修正を検討する必要があります。

第3節 ごみ処理の基本方針

1. 基本理念



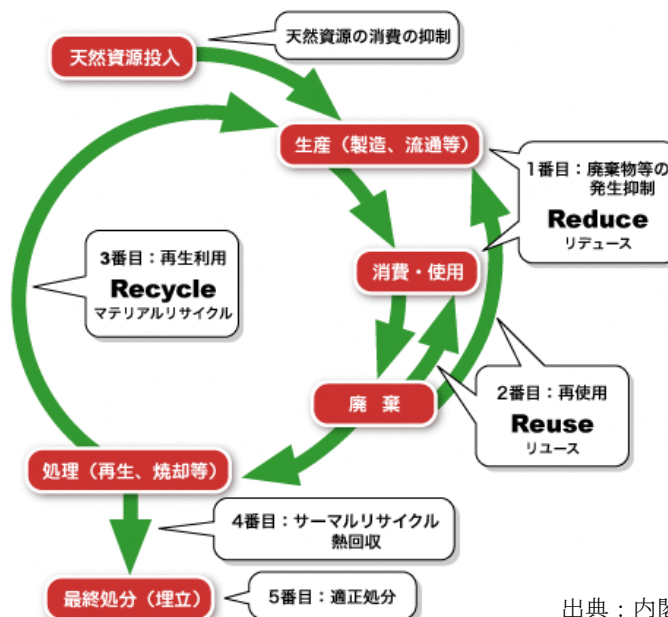
近年ごみ排出量が増加傾向にあり、町民1人当たりに換算すると1日1kg以上のごみを排出しています。これらのごみは、私たちの生活から排出されたものであり、天然資源、水、エネルギーが変化したものにはなりません。これらの資源は有限であり、今後も多量に使用続けることで、資源の枯渇、地球環境問題にもつながります。

これらを改めるためには、私たちのライフスタイルを見直し、使用済となったものを循環利用し、廃棄されるものをできるかぎり少なくすることにより天然資源の採取を減らし、採取した資源を長期にわたり使用することが求められます。

環境への負荷を軽減するため、町民及び事業者は排出者としての責任を自覚し、個々にあるいは連携して3Rに取り組むことが重要となります。

ごみ処理の基本理念として、排出抑制を図ったうえで、なお排出される廃棄物の適正処理及び資源化を推進することにより、地域における循環型社会の構築を推進することを掲げ、さらにはSDGsの達成に貢献していきます。

基本理念・・・循環型社会の構築



出典：内閣府大臣官房政府広報室

図 2-7 循環型社会のイメージ

SDGsの観点

平成 27 年 9 月の国連サミットにおいて「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。持続可能な社会の実現に向け、令和 12 年までを目標に、世界全体の経済・社会・環境を調和させる取り組みとして、17 のゴール（目標）と 169 のターゲットからなる「SDGs（持続可能な開発目標）」が掲げられています。

平成 28 年には国が「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を策定し、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」をビジョンとして掲げています。SDGs の 17 のゴールを目指す動きは、地方公共団体や事業者などにも広がりつつあり、本町としても SDGs の達成に貢献していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGs の 17 のゴール

出典：国際連合広報センター

2. 基本方針

循環型社会を構築するために次のとおり基本方針を定めます。

1) 2R（発生抑制、再使用）の推進

近年家庭系ごみの排出量、事業系ごみの排出量はいずれも増加傾向にあり、ごみ排出量全体では増加傾向となっています。また、1人1日平均排出量では1kgを超え、高い状態となっています。今後は、3R（発生抑制、再使用、再生利用）のうち特に2R（発生抑制、再使用）を推進し、この排出量を減らすよう排出抑制施策を推進します。

2) 再生利用の推進

焼却灰の全量資源化、蛍光灯等を資源品目として追加、小型家電のリサイクルを行っているものの、資源化率はここ数年減少傾向です。今後もこれらの資源化施策は継続させますが、燃やせるごみ等を減らし、総排出量を減らすことにより資源化率を向上させることも重要なこととなります。

3) 安全安心で環境にやさしいごみ処理の推進

ごみの収集・運搬、中間処理、最終処分にあたっては、発生する環境負荷をできる限り軽減するとともに、ごみ処理に関する住民サービスの充実や環境美化を推進します。災害時などにおける迅速な公共衛生に向けたごみ処理体制の整備に努めます。

また、中間処理施設は稼動開始から21年経過しています。今後さらに老朽化が進むことから、少しでも長く施設を使用できるよう適切な維持管理に努めます。効率的な処理を推進するためにも、県の広域化計画※を踏まえ、近隣自治体と連携して広域的な処理施設の整備を検討します。

※p29「3.中間処理の課題」を参照してください。

3. 各計画の目標達成状況について

廃棄物に関する本町及び国等の計画には、次のようなものがあり、平成 30 年度時の達成状況は次のとおりとなっています。

なお、令和元年度は令和元年東日本台風（台風第 19 号）、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、ごみの排出状況は特異的であったと考えられるため、平成 30 年度の実績値を基に目標の達成状況を評価しています。

表 2-16 県及び国の計画目標値、達成状況

計画	目標	基準年度実績値に対する 本町の平成 30 年度時達成状況 () 内の年度は県、国の基準年度	
(第 3 次静岡県循環型社会形成計画) (平成 28 年 3 月策定) 目標年度：令和 3 年度	1 人 1 日当たりの排出量を令和 3 年度に平成 25 年度と比較し約 10%削減した上で、さらに 10g 削減する	△	1,069g/人・日 (H25) ⇒1,096g/人・日 (2.5%増)
	最終処分率 3.9%	○	0.1%
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針 (平成 28 年 1 月改定) 目標年度：令和 2 年度	一般廃棄物の総出量を平成 24 年度と比較し約 12%削減する	△	15,165 t (H24) ⇒15,093 t (0.5%削減)
	一般廃棄物の再生利用率を約 27%に増加させる	△	18.9%
	最終処分量を平成 24 年度と比較し約 14%削減する	○	64 t (H24) ⇒19 t (70.3%削減)
第四次循環型社会形成推進基本計画 (平成 30 年 6 月策定) 目標年度：令和 7 年度	1 人 1 日当たりのごみの排出量 850g/人・日	△	1,096g/人・日
	1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量 440g/人・日	△	592 g/人・日

※○は目標を達成、△は目標を未達成であることを示しています。

4. 本計画の目標値の設定

本計画の目標値を函南町第六次総合計画により次のように定めます。なお、資源化率については、昨今、スーパーやコンビニ等の拠点回収が増加し資源化量の真の数量の把握が難しいため、選定対象外としています。また、最終処分量については県や国の計画目標値を大幅に下回っていることから、本計画の計画目標値には選定していません。

表 2-17 計画目標値

項目	目標
1 人 1 日当たり平均排出量	第六次函南町総合計画に合わせ 952g とする。(令和 3 年度)
	第六次函南町総合計画に合わせ 952g とする。(令和 8 年度)

1) 将来人口の推計結果

将来人口を第六次函南町総合計画の出生率向上・移動均衡の予測値とします。
人口は今後も減少する見込みです。

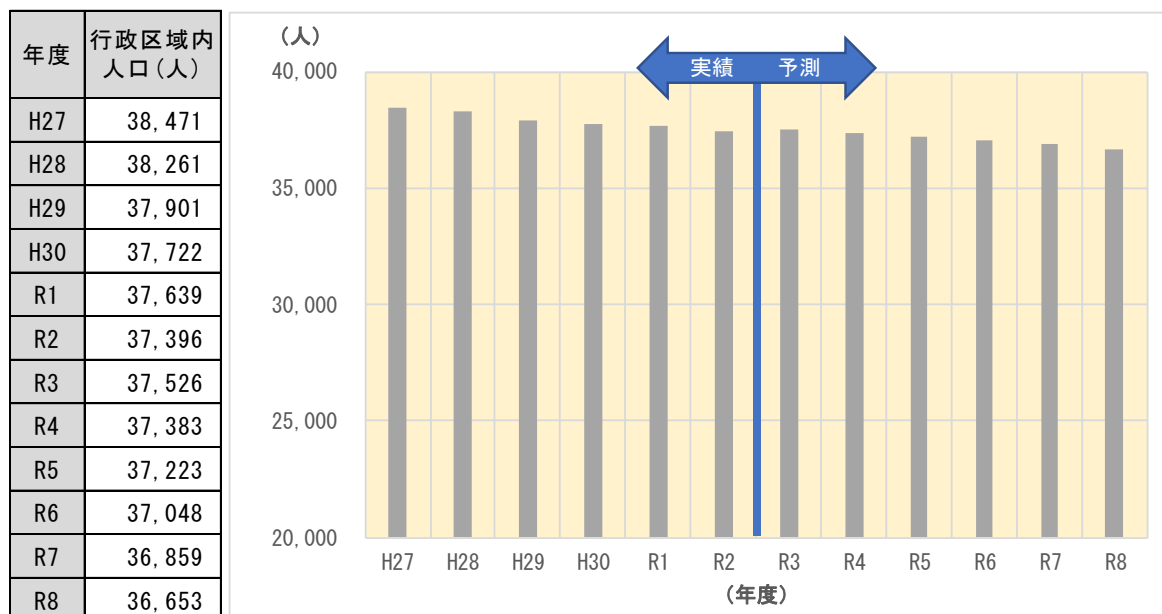


図 2-8 人口の予測

2) 推計の考え方及び推計方法

推計は、過去のごみの原単位の動態に基づいて、数学的手法により将来を予測するトレンド法により行いました。

なお、令和元年度は令和元年東日本台風（台風第 19 号）により、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、それぞれごみの排出状況は特異的であったと考えられるため、令和元年度及び令和 2 年度を除く、平成 23～30 年度までの 8 年間の実績値に基づき推計を行いました。

3) 家庭系燃やせるごみの推計結果

8 年間（平成 23～30 年度）の実績値を見ると、平成 25 年度をピークに減少し、その後横ばいで推移しています。推計式による結果は、いずれも減少傾向を示していますが、本計画では、平成 27～30 年度の間の横ばい傾向を重視し、平成 30 年度実績値を採用します。

実績値(単位:g/人・日)

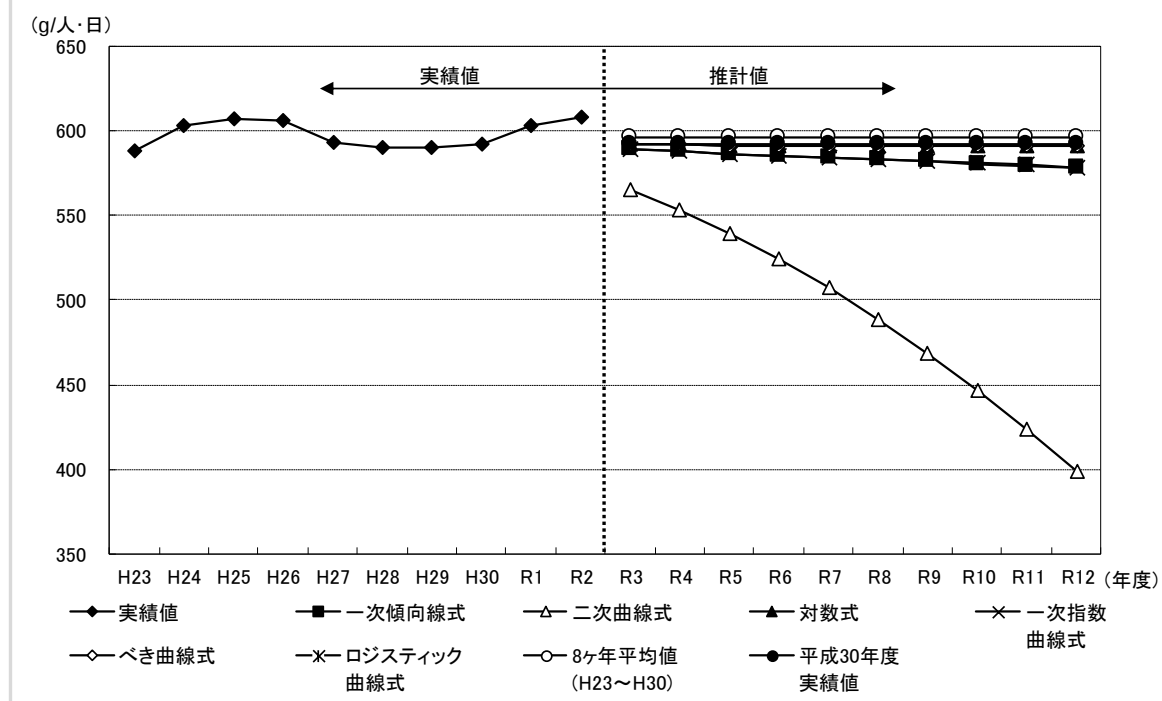
年度	ごみ排出 原単位
H23	588.20
H24	602.75
H25	607.26
H26	606.03
H27	593.64
H28	589.72
H29	589.90
H30	592.46
R1	602.99
R2	608.10

推計式

一次傾向線式	$Y=a+bt$
二次曲線式	$Y=a+bt'+ct'^2$
対数式	$Y=a+b\log(t')$
一次指数曲線式	$Y=a \cdot b^{t'}$
べき曲線式	$Y=a \cdot tb$
ロジスティック曲線式	$Y=K/(1+e^{(b-at)})$
Y	: 推計値
Y ₀	: 基準年のごみ排出原単位
a,b,c,K	: 係数
t	: 年次
t'	: 実績値の中央年を0として変換した年次

推計値(単位:g/人・日)

年度	一次傾向線式	二次曲線式	対数式	一次指数 曲線式	べき曲線式	ロジスティック 曲線式	8ヶ年平均値 (H23～H30)	平成30年度 実績値
R3	588.91	565.33	591.91	588.99	591.92	—	596.25	592.46
R4	587.73	553.15	591.76	587.84	591.77	—	596.25	592.46
R5	586.54	539.39	591.62	586.70	591.64	—	596.25	592.46
R6	585.36	524.06	591.50	585.55	591.51	—	596.25	592.46
R7	584.18	507.16	591.38	584.41	591.40	—	596.25	592.46
R8	582.99	488.69	591.27	583.26	591.29	—	596.25	592.46
R9	581.81	468.65	591.17	582.12	591.18	—	596.25	592.46
R10	580.62	447.03	591.07	580.99	591.09	—	596.25	592.46
R11	579.44	423.84	590.97	579.85	591.00	—	596.25	592.46
R12	578.26	399.09	590.89	578.72	590.91	—	596.25	592.46
採用式								○



※本推計は、令和元年度、令和2年度を除く、平成23～30年度までの8年間の実績値に基づき推計しました。

4) 家庭系燃やせないごみの推計結果

8年間（平成23～30年度）の実績値を見ると、ほぼ横ばいで推移していますが、平成28年度から緩やかに増加しています。推計式による結果は、「二次曲線式」を除き、緩やかな増加傾向を示しています。本計画では、緩やかな増加となる「べき曲線式」を採用します。

実績値(単位:g/人・日)

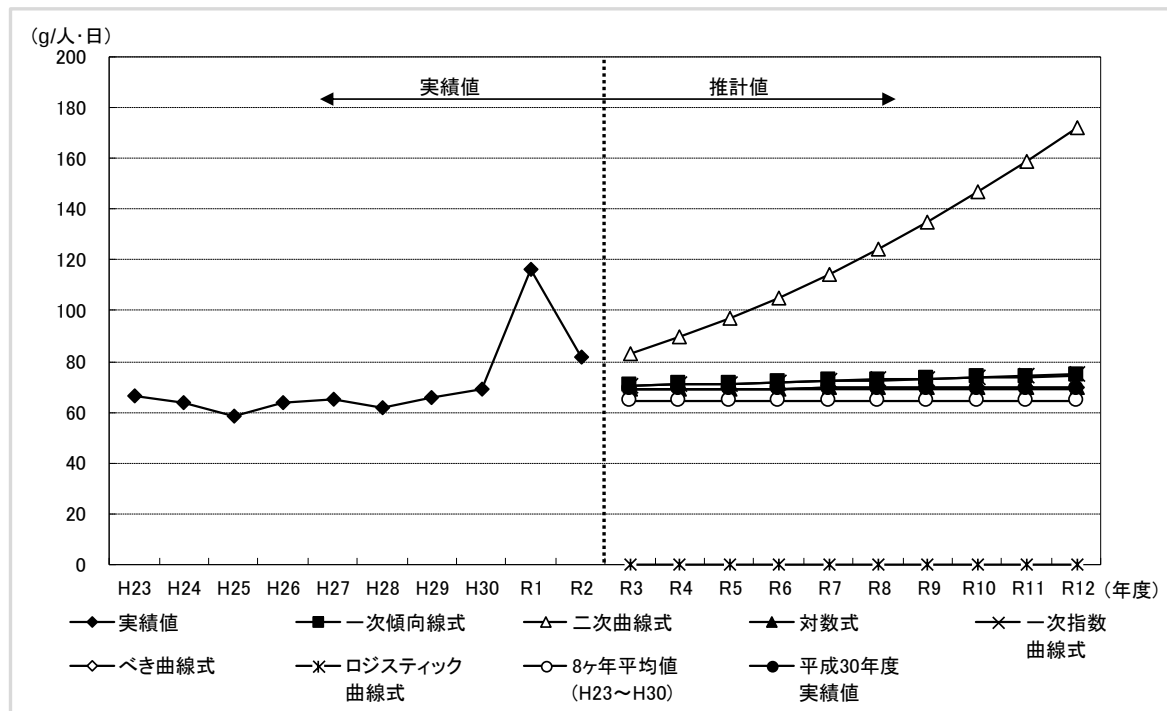
年度	ごみ排出 原単位
H23	66.29
H24	63.94
H25	58.71
H26	63.66
H27	64.98
H28	61.69
H29	65.56
H30	69.01
R1	116.19
R2	81.76

推計式

一次傾向線式	$Y=a+bt$
二次曲線式	$Y=a+bt'+ct'^2$
対数式	$Y=a+b\log(t')$
一次指数曲線式	$Y=a\cdot b^{t'}$
べき曲線式	$Y=a\cdot tb$
ロジスティック曲線式	$Y=K/(1+e^{(b-at)})$
Y	: 推計値
Y ₀	: 基準年のごみ排出原単位
a,b,c,K	: 係数
t	: 年次
t'	: 実績値の中央年を0として変換した年次

推計値(単位:g/人・日)

年度	一次傾向線式	二次曲線式	対数式	一次指数 曲線式	べき曲線式	ロジスティック 曲線式	8ヶ年平均値 (H23～H30)	平成30年度 実績値
R3	70.34	83.24	69.21	70.42	69.20	—	64.23	69.01
R4	70.79	89.70	69.26	70.89	69.25	—	64.23	69.01
R5	71.23	97.02	69.31	71.37	69.30	—	64.23	69.01
R6	71.68	105.20	69.36	71.86	69.34	—	64.23	69.01
R7	72.13	114.24	69.40	72.34	69.38	—	64.23	69.01
R8	72.57	124.14	69.44	72.83	69.42	—	64.23	69.01
R9	73.02	134.90	69.48	73.32	69.46	—	64.23	69.01
R10	73.46	146.52	69.51	73.82	69.49	—	64.23	69.01
R11	73.91	159.00	69.54	74.32	69.53	—	64.23	69.01
R12	74.35	172.34	69.58	74.82	69.56	—	64.23	69.01
採用式					○			



※本推計は、令和元年度、令和2年度を除く、平成23～30年度までの8年間の実績値に基づき推計しました。

5) 家庭系粗大ごみの推計結果

8 年間（平成 23～30 年度）の実績値を見ると、わずかな増減はあるものの、横ばいで推移しています。推計式による結果も「二次曲線式」を除き、ほぼ横ばいであり、年度ごとのばらつきも考慮し、本計画では 8 ケ年平均値を採用します。

実績値(単位:g/人・日)

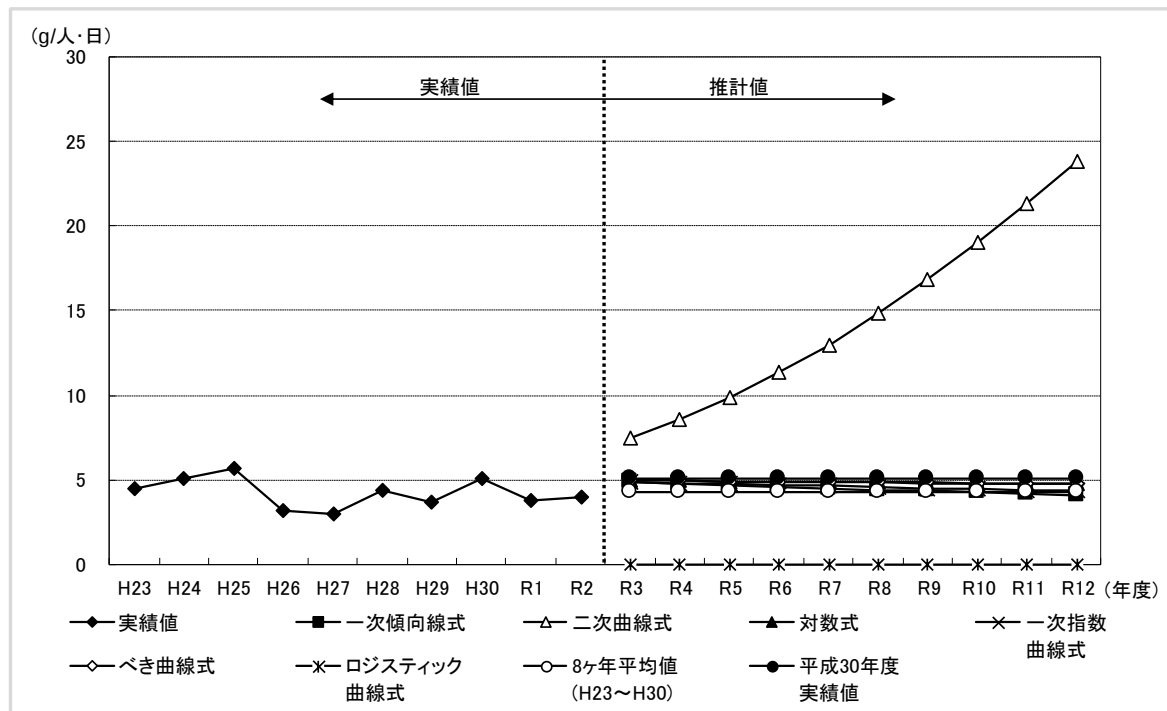
年度	ごみ排出 原単位
H23	4.49
H24	5.04
H25	5.71
H26	3.19
H27	2.97
H28	4.40
H29	3.66
H30	5.08
R1	3.78
R2	3.95

推計式

一次傾向線式	$Y=a+bt$
二次曲線式	$Y=a+bt'+ct'^2$
対数式	$Y=a+b\log(t')$
一次指数曲線式	$Y=a\cdot b^{t'}$
べき曲線式	$Y=a\cdot tb$
ロジスティック曲線式	$Y=K/(1+e^{(b-at)})$
Y	: 推計値
Y_0	: 基準年のごみ排出原単位
a,b,c,K	: 係数
t	: 年次
t'	: 実績値の中央年を0として変換した年次

推計値(単位:g/人・日)

年度	一次傾向線式	二次曲線式	対数式	一次指数 曲線式	べき曲線式	ロジスティック 曲線式	8ケ年平均値 (H23～H30)	平成30年度 実績値
R3	4.83	7.43	4.96	4.88	4.97	—	4.32	5.08
R4	4.75	8.56	4.93	4.81	4.94	—	4.32	5.08
R5	4.67	9.86	4.90	4.75	4.92	—	4.32	5.08
R6	4.58	11.34	4.87	4.69	4.89	—	4.32	5.08
R7	4.50	12.99	4.85	4.63	4.87	—	4.32	5.08
R8	4.42	14.82	4.83	4.57	4.85	—	4.32	5.08
R9	4.34	16.81	4.80	4.51	4.83	—	4.32	5.08
R10	4.26	18.99	4.78	4.45	4.81	—	4.32	5.08
R11	4.17	21.33	4.76	4.39	4.79	—	4.32	5.08
R12	4.09	23.85	4.75	4.34	4.77	—	4.32	5.08
採用式							○	



※本推計は、令和元年度、令和2年度を除く、平成23～30年度までの8年間の実績値に基づき推計しました。

6) 家庭系缶の推計結果

8 年間（平成 23～30 年度）の実績値を見ると、平成 27 年まで減少傾向にありましたが、その後横ばいで推移しています。推計式はいずれも減少傾向を示していますが、本計画では最も減少が緩やかな「べき曲線式」を採用します。

実績値(単位:g/人・日)

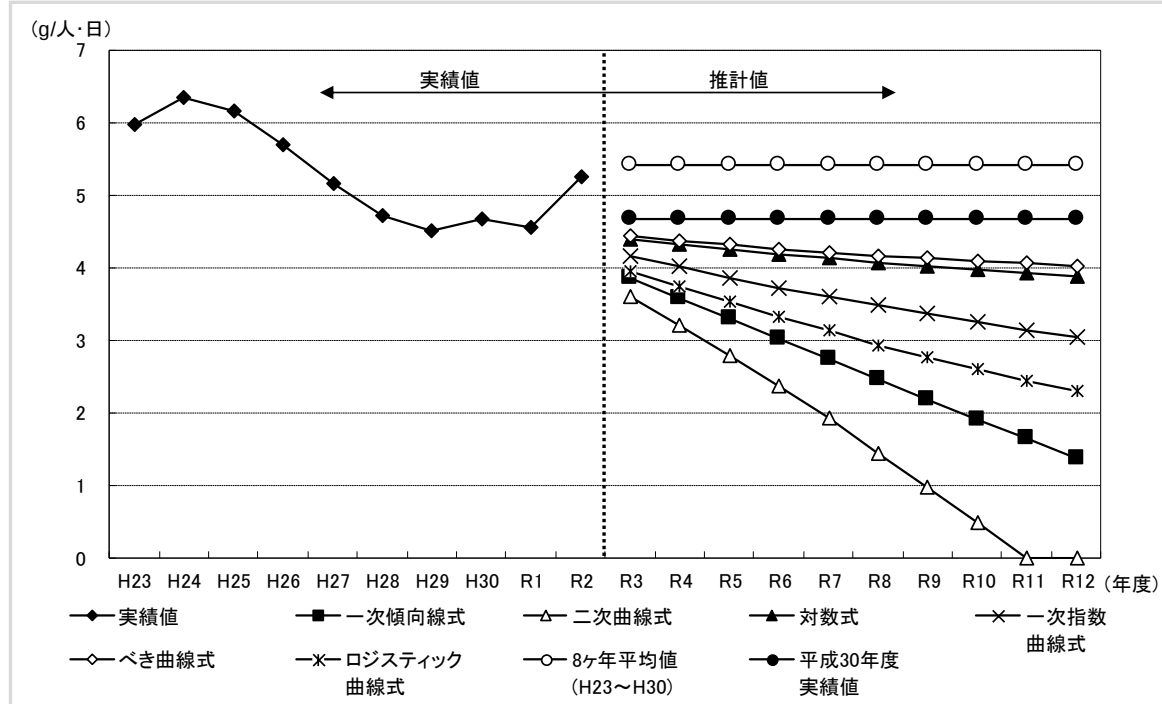
年度	ごみ排出 原単位
H23	5.98
H24	6.36
H25	6.16
H26	5.70
H27	5.16
H28	4.71
H29	4.51
H30	4.68
R1	4.56
R2	5.26

推計式

一次傾向線式	$Y=a+bt$
二次曲線式	$Y=a+bt'+ct'^2$
対数式	$Y=a+b\log(t')$
一次指数曲線式	$Y=a \cdot b^{t'}$
べき曲線式	$Y=a \cdot tb$
ロジスティック曲線式	$Y=K/(1+e^{(b-at)})$
Y	: 推計値
Y ₀	: 基準年のごみ排出原単位
a,b,c,K	: 係数
t	: 年次
t'	: 実績値の中央年を0として変換した年次

推計値(単位:g/人・日)

年度	一次傾向線式	二次曲線式	対数式	一次指数 曲線式	べき曲線式	ロジスティック 曲線式	8ヶ年平均値 (H23～H30)	平成30年度 実績値
R3	3.85	3.60	4.40	4.17	4.44	3.96	5.41	4.68
R4	3.57	3.20	4.33	4.02	4.37	3.74	5.41	4.68
R5	3.30	2.79	4.26	3.87	4.32	3.53	5.41	4.68
R6	3.02	2.36	4.19	3.73	4.26	3.32	5.41	4.68
R7	2.74	1.92	4.13	3.60	4.22	3.13	5.41	4.68
R8	2.47	1.45	4.08	3.48	4.17	2.94	5.41	4.68
R9	2.19	0.97	4.03	3.36	4.13	2.76	5.41	4.68
R10	1.91	0.48	3.98	3.25	4.09	2.60	5.41	4.68
R11	1.64	0.00	3.93	3.14	4.06	2.44	5.41	4.68
R12	1.36	0.00	3.88	3.04	4.02	2.29	5.41	4.68
採用式					○			



※本推計は、令和元年度、令和2年度を除く、平成23～30年度までの8年間の実績値に基づき推計しました。

7) 家庭系びんの推計結果

8 年間（平成 23～30 年度）の実績値を見ると、ほぼ直線的な減少傾向にあります。推計式はいずれも減少傾向を示していますが、本計画ではこの式の中で中間的な減少傾向となる「一次指数曲線式」を採用します。

実績値(単位:g/人・日)

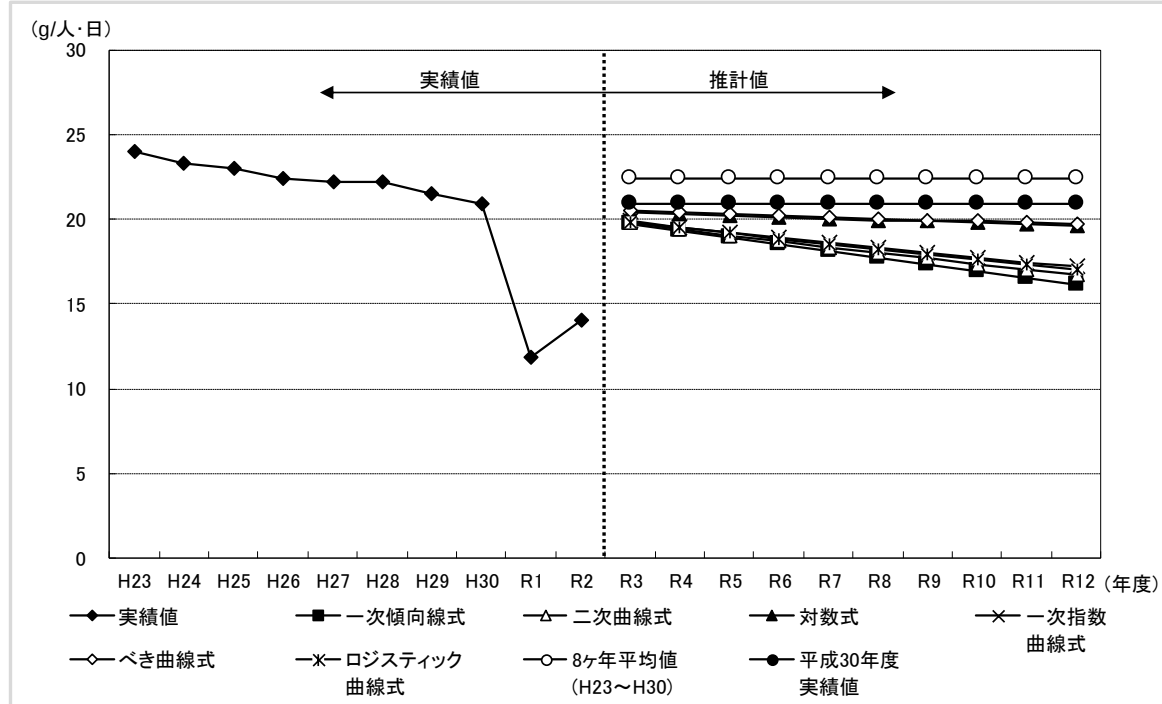
年度	ごみ排出 原単位
H23	24.00
H24	23.28
H25	22.98
H26	22.42
H27	22.20
H28	22.20
H29	21.49
H30	20.90
R1	11.84
R2	14.08

推計式

一次傾向線式	$Y=a+bt$
二次曲線式	$Y=a+bt'+ct'^2$
対数式	$Y=a+b\log(t')$
一次指数曲線式	$Y=a \cdot b^{t'}$
べき曲線式	$Y=a \cdot tb$
ロジスティック曲線式	$Y=K/(1+e^{(b-at)})$
Y	: 推計値
Y_0	: 基準年のごみ排出原単位
a,b,c,K	: 係数
t	: 年次
t'	: 実績値の中央年を0として変換した年次

推計値(単位:g/人・日)

年度	一次傾向線式	二次曲線式	対数式	一次指数 曲線式	べき曲線式	ロジスティック 曲線式	8ヶ年平均値 (H23～H30)	平成30年度 実績値
R3	19.71	19.79	20.47	19.90	20.50	19.85	22.43	20.90
R4	19.32	19.43	20.36	19.58	20.39	19.52	22.43	20.90
R5	18.92	19.07	20.25	19.26	20.29	19.19	22.43	20.90
R6	18.53	18.73	20.15	18.95	20.20	18.86	22.43	20.90
R7	18.13	18.38	20.06	18.64	20.11	18.54	22.43	20.90
R8	17.74	18.04	19.97	18.34	20.03	18.22	22.43	20.90
R9	17.34	17.71	19.89	18.05	19.96	17.91	22.43	20.90
R10	16.95	17.38	19.81	17.76	19.89	17.60	22.43	20.90
R11	16.55	17.06	19.74	17.47	19.82	17.30	22.43	20.90
R12	16.16	16.74	19.67	17.19	19.76	17.00	22.43	20.90
採用式				○				



※本推計は、令和元年度、令和2年度を除く、平成23～30年度までの8年間の実績値に基づき推計しました。

8) 家庭系古紙類の推計結果

8 年間（平成 23～30 年度）の実績値を見ると、平成 27 年度までは減少傾向にありましたが、その後横ばいで推移しています。推計式は、「二次曲線式」を除き、減少傾向を示していますが、現況の横ばいの状態が今後も続くものと考えられることから、平成 30 年度実績値を採用します。

実績値(単位:g/人・日)

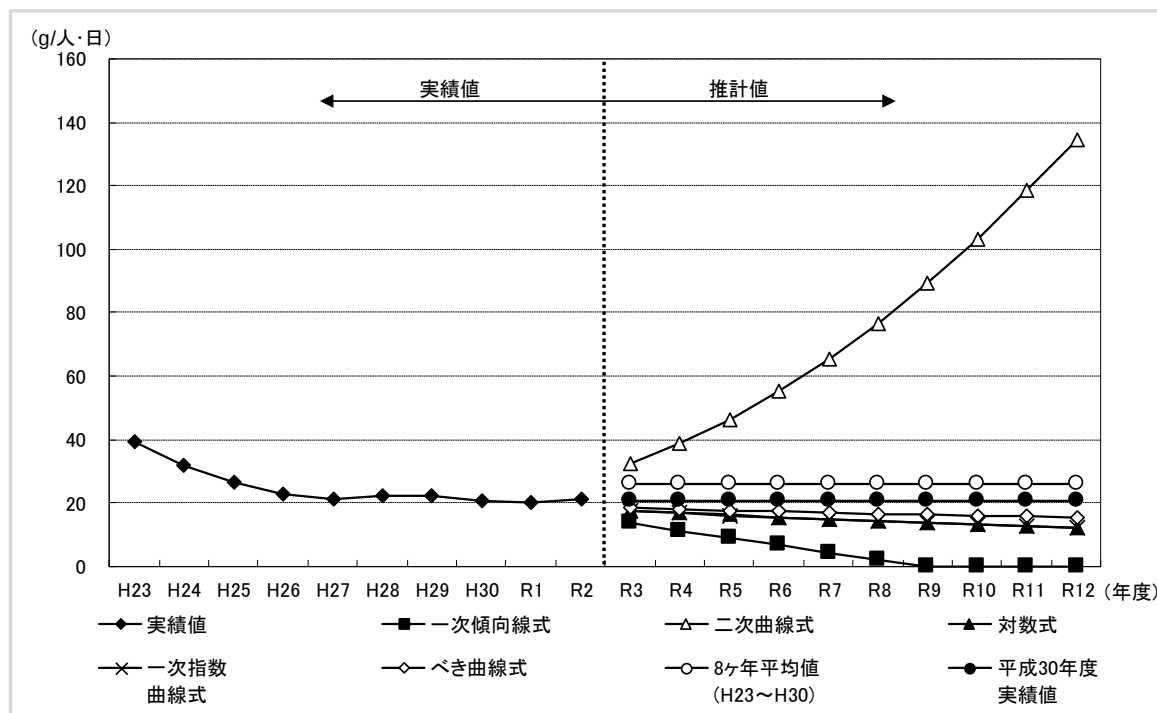
年度	ごみ排出 原単位
H23	39.19
H24	31.77
H25	26.41
H26	22.98
H27	21.36
H28	22.15
H29	22.15
H30	20.51
R1	19.99
R2	21.19

推計式

一次傾向線式	$Y=a+bt$
二次曲線式	$Y=a+bt'+ct'^2$
対数式	$Y=a+b\log(t')$
一次指数曲線式	$Y=a\cdot b^{t'}$
べき曲線式	$Y=a\cdot tb$
ロジスティック曲線式	$Y=K/(1+e^{(b-at)})$
Y	: 推計値
Y ₀	: 基準年のごみ排出原単位
a,b,c,K	: 係数
t	: 年次
t'	: 実績値の中央年を0として変換した年次

推計値(単位:g/人・日)

年度	一次傾向線式	二次曲線式	対数式	一次指数 曲線式	べき曲線式	ロジスティック 曲線式	8ヶ年平均値 (H23～H30)	平成30年度 実績値
R3	13.61	32.26	17.65	17.66	18.62	—	25.82	20.51
R4	11.31	38.66	16.87	16.85	18.13	—	25.82	20.51
R5	9.01	46.31	16.15	16.11	17.70	—	25.82	20.51
R6	6.71	55.20	15.49	15.43	17.30	—	25.82	20.51
R7	4.41	65.33	14.87	14.80	16.94	—	25.82	20.51
R8	2.11	76.71	14.29	14.22	16.62	—	25.82	20.51
R9	0.00	89.33	13.75	13.69	16.31	—	25.82	20.51
R10	0.00	103.19	13.24	13.20	16.03	—	25.82	20.51
R11	0.00	118.30	12.75	12.75	15.77	—	25.82	20.51
R12	0.00	134.65	12.29	12.33	15.53	—	25.82	20.51
採用式								○



※本推計は、令和元年度、令和2年度を除く、平成23～30年度までの8年間の実績値に基づき推計しました。

9) 家庭系古布の推計結果

古布は平成 25 年度から分別収集を開始しています。6 年間（平成 25～30 年度）の実績値で傾向を見ると、ほぼ横ばいで推移しています。推計式による結果も「二次曲線式」を除き、ほぼ横ばいであることから、本計画では平成 30 年度実績値を採用します。

実績値(単位:g/人・日)

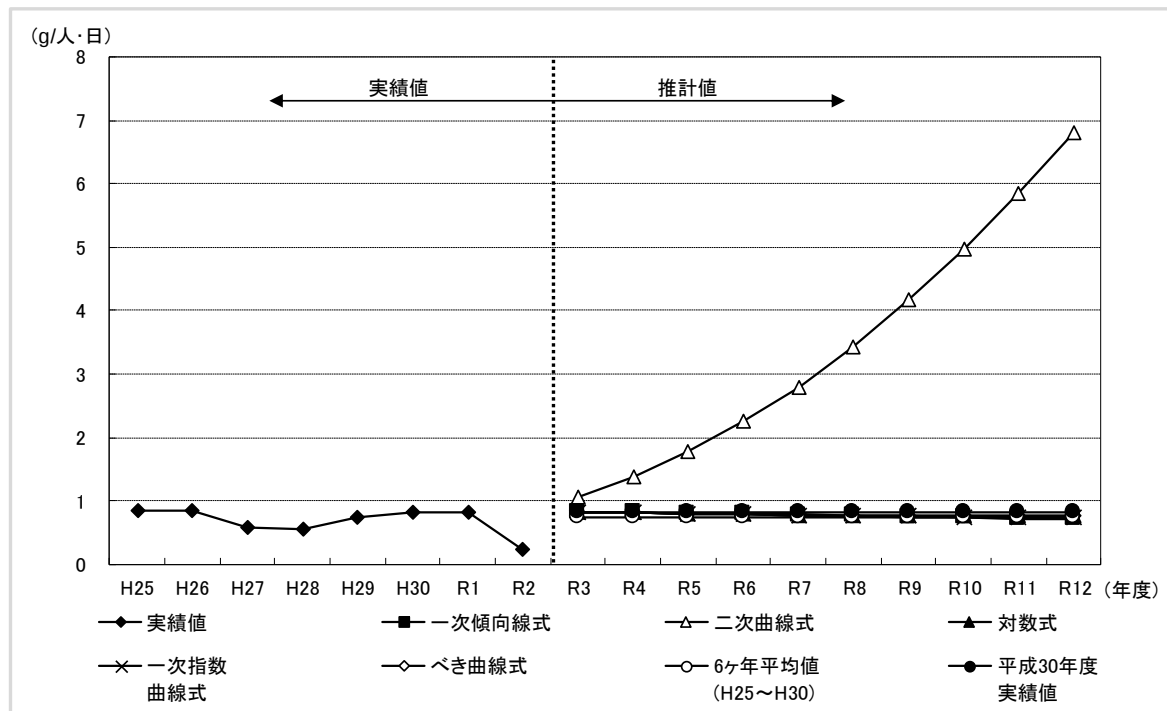
年度	ごみ排出 原単位
H25	0.85
H26	0.85
H27	0.58
H28	0.55
H29	0.75
H30	0.83
R1	0.82
R2	0.23

推計式

一次傾向線式	$Y=a+bt$
二次曲線式	$Y=a+bt'+ct'^2$
対数式	$Y=a+b\log(t')$
一次指数曲線式	$Y=a\cdot b^{t'}$
べき曲線式	$Y=a\cdot tb$
ロジスティック曲線式	$Y=K/(1+e^{(b-at)})$
Y	: 推計値
Y ₀	: 基準年のごみ排出原単位
a,b,c,K	: 係数
t	: 年次
t'	: 実績値の中央年を0として変換した年次

推計値(単位:g/人・日)

年度	一次傾向線式	二次曲線式	対数式	一次指数 曲線式	べき曲線式	ロジスティック 曲線式	6ヶ年平均値 (H25～H30)	平成30年度 実績値
R3	0.82	1.06	0.82	0.82	0.82	—	0.74	0.83
R4	0.81	1.38	0.81	0.81	0.81	—	0.74	0.83
R5	0.80	1.77	0.80	0.80	0.80	—	0.74	0.83
R6	0.79	2.25	0.79	0.79	0.80	—	0.74	0.83
R7	0.77	2.80	0.78	0.78	0.79	—	0.74	0.83
R8	0.76	3.44	0.78	0.77	0.78	—	0.74	0.83
R9	0.75	4.16	0.77	0.76	0.78	—	0.74	0.83
R10	0.74	4.97	0.77	0.75	0.78	—	0.74	0.83
R11	0.72	5.85	0.76	0.74	0.77	—	0.74	0.83
R12	0.71	6.81	0.76	0.73	0.77	—	0.74	0.83
採用式								○



※本推計は、令和元年度、令和2年度を除く、平成25～30年度までの6年間の実績値に基づき推計しました。

10) 家庭系ペットボトルの推計結果

8年間（平成23～30年度）の実績値を見ると、平成28年度まで減少傾向が続き、その後ほぼ横ばいで推移しています。推計式は「二次曲線式」を除き減少傾向を示しています。本計画では、平成28～30年度の間の横ばい傾向を重視し、平成30年度実績値を採用します。

実績値(単位:g/人・日)

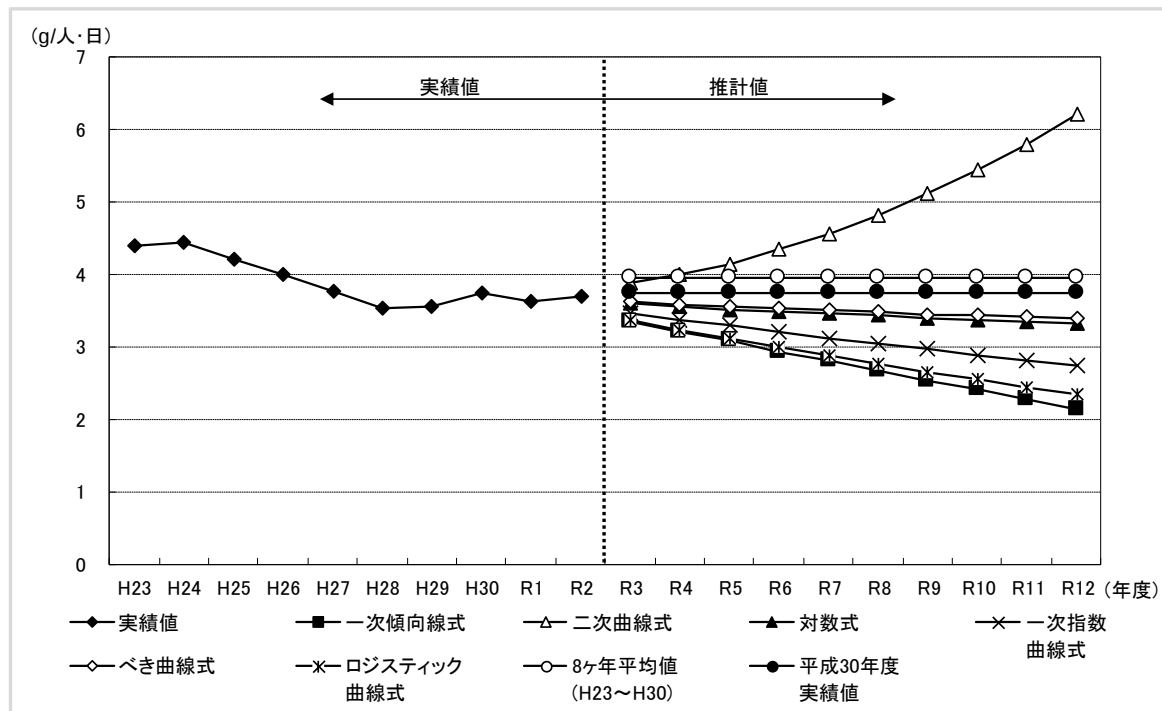
年度	ごみ排出 原単位
H23	4.40
H24	4.45
H25	4.21
H26	4.00
H27	3.77
H28	3.53
H29	3.56
H30	3.75
R1	3.63
R2	3.69

推計式

一次傾向線式	$Y=a+bt$
二次曲線式	$Y=a+bt'+ct'^2$
対数式	$Y=a+b\log(t')$
一次指数曲線式	$Y=a\cdot b^{t'}$
べき曲線式	$Y=a\cdot tb$
ロジスティック曲線式	$Y=K/(1+e^{(b-at)})$
Y	: 推計値
Y ₀	: 基準年のごみ排出原単位
a,b,c,K	: 係数
t	: 年次
t'	: 実績値の中央年を0として変換した年次

推計値(単位:g/人・日)

年度	一次傾向線式	二次曲線式	対数式	一次指数 曲線式	べき曲線式	ロジスティック 曲線式	8ヶ年平均値 (H23～H30)	平成30年度 実績値
R3	3.35	3.89	3.60	3.47	3.62	3.36	3.96	3.75
R4	3.21	4.00	3.56	3.38	3.59	3.24	3.96	3.75
R5	3.08	4.15	3.52	3.29	3.56	3.12	3.96	3.75
R6	2.94	4.34	3.49	3.20	3.53	3.00	3.96	3.75
R7	2.81	4.56	3.46	3.12	3.50	2.88	3.96	3.75
R8	2.68	4.82	3.43	3.04	3.48	2.77	3.96	3.75
R9	2.54	5.11	3.40	2.97	3.45	2.66	3.96	3.75
R10	2.41	5.44	3.37	2.89	3.43	2.55	3.96	3.75
R11	2.27	5.80	3.35	2.82	3.41	2.45	3.96	3.75
R12	2.14	6.20	3.32	2.75	3.39	2.35	3.96	3.75
採用式								○



※本推計は、令和元年度、令和2年度を除く、平成23～30年度までの8年間の実績値に基づき推計しました。

11) 家庭系発泡トレイの推計結果

8 年間（平成 23～30 年度）の実績値を見ると、平成 25～28 年度まで減少傾向が続き、平成 29 年度にわずかに増加した後は、横ばいで推移しています。推計式による結果も「二次曲線式」を除き、ほぼ横ばいであることから、本計画では平成 30 年度実績値を採用します。

実績値(単位:g/人・日)

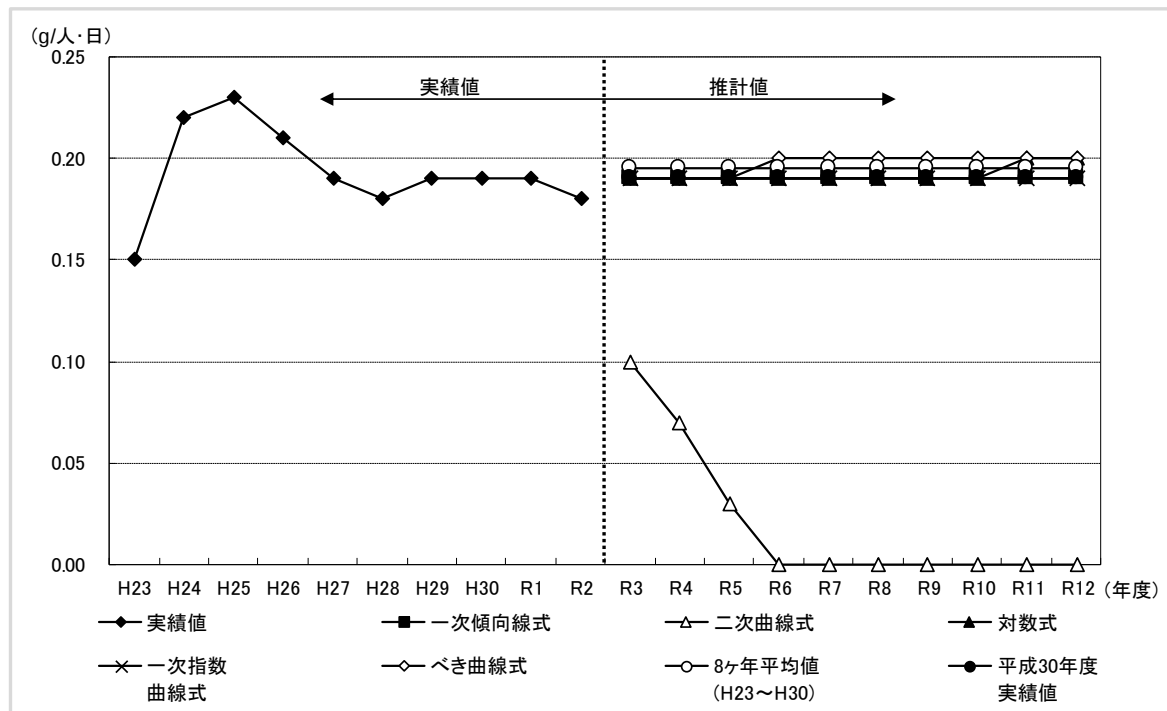
年度	ごみ排出 原単位
H23	0.15
H24	0.22
H25	0.23
H26	0.21
H27	0.19
H28	0.18
H29	0.19
H30	0.19
R1	0.19
R2	0.18

推計式

一次傾向線式	$Y=a+bt$
二次曲線式	$Y=a+bt'+ct'^2$
対数式	$Y=a+b\log(t')$
一次指数曲線式	$Y=a\cdot b^{t'}$
べき曲線式	$Y=a\cdot tb$
ロジスティック曲線式	$Y=K/(1+e^{(b-at)})$
Y	: 推計値
Y ₀	: 基準年のごみ排出原単位
a,b,c,K	: 係数
t	: 年次
t'	: 実績値の中央年を0として変換した年次

推計値(単位:g/人・日)

年度	一次傾向線式	二次曲線式	対数式	一次指数 曲線式	べき曲線式	ロジスティック 曲線式	8ヶ年平均値 (H23～H30)	平成30年度 実績値
R3	0.19	0.10	0.19	0.19	0.19	—	0.20	0.19
R4	0.19	0.07	0.19	0.19	0.19	—	0.20	0.19
R5	0.19	0.03	0.19	0.19	0.19	—	0.20	0.19
R6	0.19	0.00	0.19	0.19	0.20	—	0.20	0.19
R7	0.19	0.00	0.19	0.19	0.20	—	0.20	0.19
R8	0.19	0.00	0.19	0.19	0.20	—	0.20	0.19
R9	0.19	0.00	0.19	0.19	0.20	—	0.20	0.19
R10	0.19	0.00	0.19	0.19	0.20	—	0.20	0.19
R11	0.19	0.00	0.20	0.19	0.20	—	0.20	0.19
R12	0.19	0.00	0.20	0.19	0.20	—	0.20	0.19
採用式								○



※本推計は、令和元年度、令和2年度を除く、平成23～30年度までの8年間の実績値に基づき推計しました。

12) 家庭系廃食用油の推計結果

8 年間（平成 23～30 年度）の実績値を見ると、緩やかな増加傾向にありましたが、平成 27 年度以降は増加が鈍化しています。

推計式はいずれも増加傾向を示していますが、本計画では緩やかな増加となる「べき曲線式」を採用します。

実績値(単位:g/人・日)

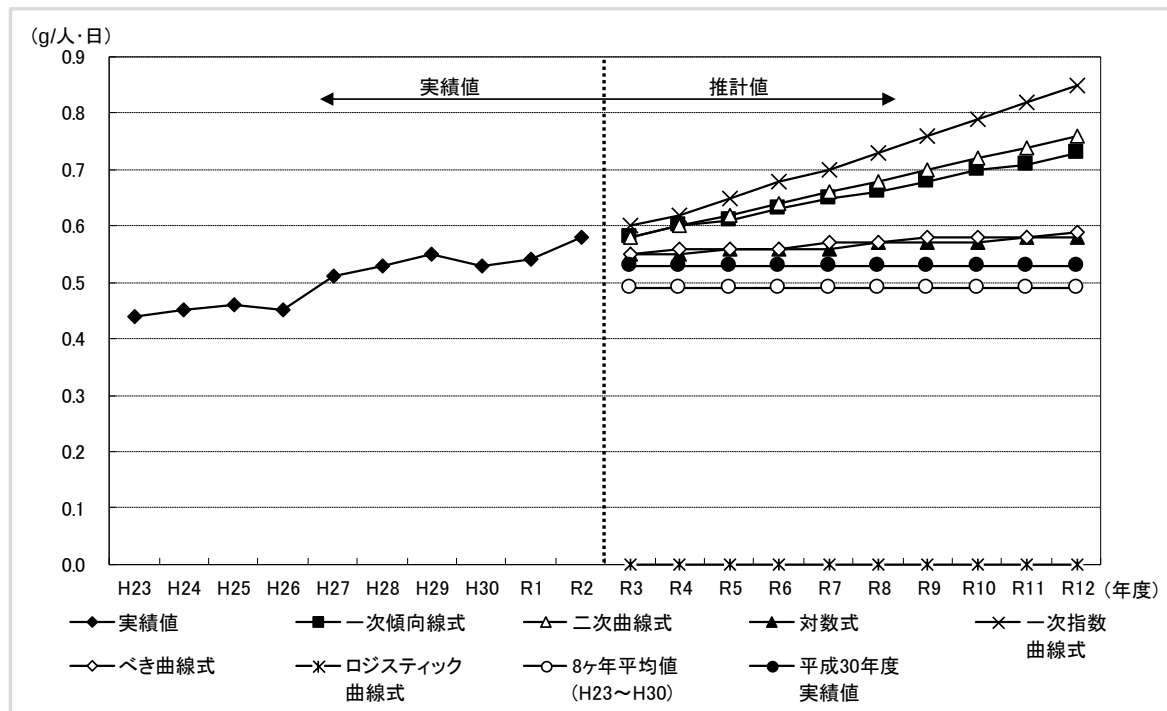
年度	ごみ排出 原単位
H23	0.44
H24	0.45
H25	0.46
H26	0.45
H27	0.51
H28	0.53
H29	0.55
H30	0.53
R1	0.54
R2	0.58

推計式

一次傾向線式	$Y=a+bt$
二次曲線式	$Y=a+bt'+ct'^2$
対数式	$Y=a+b\log(t')$
一次指数曲線式	$Y=a\cdot b^{t'}$
べき曲線式	$Y=a\cdot tb$
ロジスティック曲線式	$Y=K/(1+e^{(b-at)})$
Y	: 推計値
Y_0	: 基準年のごみ排出原単位
a,b,c,K	: 係数
t	: 年次
t'	: 実績値の中央年を0として変換した年次

推計値(単位:g/人・日)

年度	一次傾向線式	二次曲線式	対数式	一次指数 曲線式	べき曲線式	ロジスティック 曲線式	8ヶ年平均値 (H23～H30)	平成30年度 実績値
R3	0.58	0.58	0.55	0.60	0.55	—	0.49	0.53
R4	0.60	0.60	0.55	0.62	0.56	—	0.49	0.53
R5	0.61	0.62	0.56	0.65	0.56	—	0.49	0.53
R6	0.63	0.64	0.56	0.68	0.56	—	0.49	0.53
R7	0.65	0.66	0.56	0.70	0.57	—	0.49	0.53
R8	0.66	0.68	0.57	0.73	0.57	—	0.49	0.53
R9	0.68	0.70	0.57	0.76	0.58	—	0.49	0.53
R10	0.70	0.72	0.57	0.79	0.58	—	0.49	0.53
R11	0.71	0.74	0.58	0.82	0.58	—	0.49	0.53
R12	0.73	0.76	0.58	0.85	0.59	—	0.49	0.53
採用式					○			



※本推計は、令和元年度、令和2年度を除く、平成23～30年度までの8年間の実績値に基づき推計しました。

13) 家庭系蛍光灯等の推計結果

蛍光灯等は平成 27 年 11 月に拠点回収を開始し、令和 2 年 10 月に拠点回収から分別収集に移行しました。

回収した蛍光管等は、リサイクルプラザで保管していましたが、平成 29 年度から蛍光管等を民間事業者へ委託し、資源化を行っています。推計に使用できる実績値が民間事業者への委託後の 2 年分しかないため、平成 30 年度実績値 (0.65g/人・日) を原単位として採用します。

14) 古紙等資源集団回収の推計結果

8 年間（平成 23～30 年度）の実績値を見ると、ほぼ直線的な減少傾向を示しています。推計式はいずれも減少傾向を示していますが、本計画ではこの式の中で中間的な減少傾向となる「一次指数曲線式」を採用します。

実績値(単位:g/人・日)

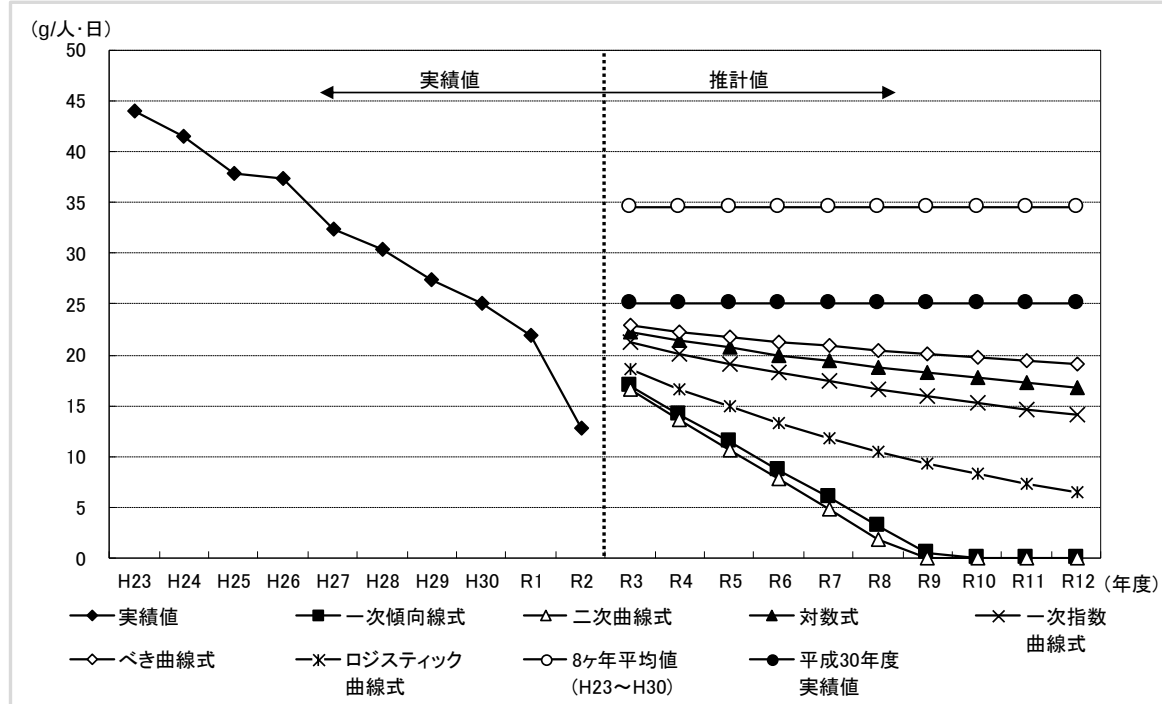
年度	ごみ排出 原単位
H23	43.99
H24	41.46
H25	37.90
H26	37.44
H27	32.44
H28	30.45
H29	27.48
H30	25.08
R1	21.98
R2	12.83

推計式

一次傾向線式	$Y=a+bt$
二次曲線式	$Y=a+bt'+ct'^2$
対数式	$Y=a+b\log(t')$
一次指数曲線式	$Y=a \cdot b^{t'}$
べき曲線式	$Y=a \cdot tb$
ロジスティック曲線式	$Y=K/(1+e^{(b-at)})$
Y	: 推計値
Y_0	: 基準年のごみ排出原単位
a,b,c,K	: 係数
t	: 年次
t'	: 実績値の中央年を0として変換した年次

推計値(単位:g/人・日)

年度	一次傾向線式	二次曲線式	対数式	一次指数 曲線式	べき曲線式	ロジスティック 曲線式	8ヶ年平均値 (H23～H30)	平成30年度 実績値
R3	16.88	16.52	22.19	21.25	22.84	18.52	34.53	25.08
R4	14.15	13.62	21.39	20.17	22.26	16.62	34.53	25.08
R5	11.41	10.69	20.67	19.17	21.74	14.88	34.53	25.08
R6	8.68	7.74	19.99	18.25	21.27	13.27	34.53	25.08
R7	5.95	4.76	19.36	17.40	20.84	11.81	34.53	25.08
R8	3.21	1.77	18.78	16.61	20.44	10.49	34.53	25.08
R9	0.48	0.00	18.23	15.89	20.07	9.29	34.53	25.08
R10	0.00	0.00	17.71	15.22	19.73	8.21	34.53	25.08
R11	0.00	0.00	17.21	14.61	19.41	7.24	34.53	25.08
R12	0.00	0.00	16.75	14.04	19.12	6.38	34.53	25.08
採用式				○				



※本推計は、令和元年度、令和2年度を除く、平成23～30年度までの8年間の実績値に基づき推計しました。

15) 事業系燃やせるごみの推計結果

8 年間（平成 23～30 年度）の実績値を見ると、ほぼ直線的な増加傾向を示しています。推計式はいずれも増加傾向を示しています。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する恐れがあることから、本計画では緩やかな増加傾向となる「対数式」を採用します。

実績値(単位:g/人・日)

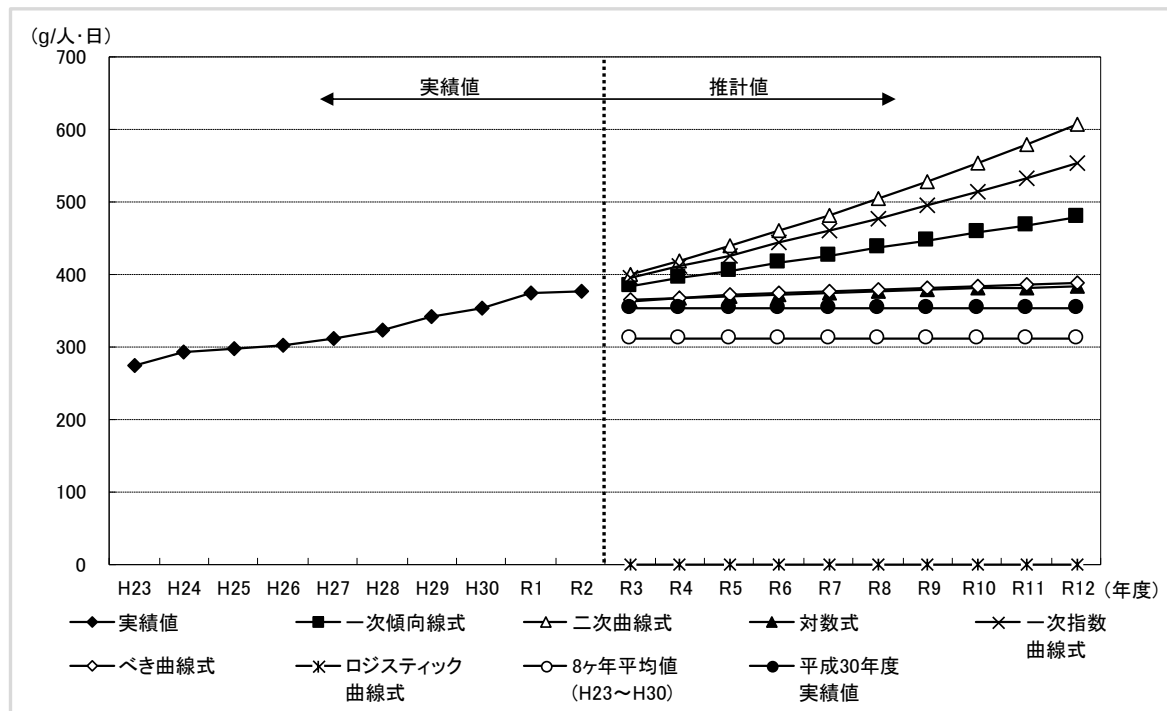
年度	ごみ排出 原単位
H23	274.17
H24	292.62
H25	298.38
H26	302.40
H27	310.33
H28	322.86
H29	342.75
H30	352.51
R1	374.54
R2	377.27

推計式

一次傾向線式	$Y=a+bt$
二次曲線式	$Y=a+bt'+ct'^2$
対数式	$Y=a+b\log(t')$
一次指数曲線式	$Y=a\cdot b^{t'}$
べき曲線式	$Y=a\cdot tb$
ロジスティック曲線式	$Y=K/(1+e^{(b-at)})$
Y	: 推計値
Y ₀	: 基準年のごみ排出原単位
a,b,c,K	: 係数
t	: 年次
t'	: 実績値の中央年を0として変換した年次

推計値(単位:g/人・日)

年度	一次傾向線式	二次曲線式	対数式	一次指数 曲線式	べき曲線式	ロジスティック 曲線式	8ヶ年平均値 (H23～H30)	平成30年度 実績値
R3	383.95	400.88	363.46	395.47	364.70	—	312.00	352.51
R4	394.43	419.26	366.46	410.78	368.10	—	312.00	352.51
R5	404.91	438.76	369.21	426.60	371.27	—	312.00	352.51
R6	415.39	459.40	371.76	442.97	374.22	—	312.00	352.51
R7	425.87	481.16	374.13	459.89	376.99	—	312.00	352.51
R8	436.35	504.05	376.35	477.39	379.60	—	312.00	352.51
R9	446.83	528.07	378.43	495.49	382.07	—	312.00	352.51
R10	457.32	553.21	380.40	514.20	384.41	—	312.00	352.51
R11	467.80	579.49	382.26	533.55	386.64	—	312.00	352.51
R12	478.28	606.89	384.02	553.56	388.77	—	312.00	352.51
採用式			○					



※本推計は、令和元年度、令和2年度を除く、平成23～30年度までの8年間の実績値に基づき推計しました。

第4節 ごみ発生量の見込み

1. ケースごとの考え方

トレンド法に基づく予測をケース1（基本予測値）とし、各種施策を講じた場合をケース2とします。さらに、ケース2の実施策にプラスチック製容器包装類の分別を追加した場合をケース3とします。ケースごとのごみ排出量の見込みは、p55の表2-23に示すとおりです。

表 2-18 ケースごとの考え方

ケース	施策の概要
ケース1 (基本予測値)	・ 現況の施策で推移
ケース2 (各種施策実施)	・ 紙類を燃やせるごみから分別・資源化 ・ レジ袋やトレイを燃やせるごみから削減 ・ 食べ残し等の削減 ・ 水切りの強化 ・ 家庭系燃やせないごみの減量化 ・ 事業系ごみの増加傾向の抑制
ケース3	・ ケース2に、プラスチック製容器包装類の分別を追加

2. 各ケースの具体的施策

1) ケース2

本計画では、現行の分別体制を変更することなくごみの削減に積極的に取り組むことができるケース2を採用します。次のように、家庭系燃やせるごみや家庭系燃やせないごみなどの削減のほか、事業系ごみの排出抑制により、ごみ排出量全体で **156g/人・日を減量化し、目標値 952g/人・日**（1,108 g/人・日－156 g/人・日）の達成を目指します。

表 2-19 削減量の算出

項目	原単位増減量 (g/人・日)		増減要因
	見直し前	見直し後	
家庭系ごみ	△ 114	△ 136	
燃やせるごみ	△ 106	△ 128	表2-21参照
燃やせないごみ	△ 10	△ 15	町民への排出抑制啓発
粗大ごみ	△ 1	△ 1	町民への排出抑制啓発
資源ごみ	3	8	燃やせるごみに含まれていた紙類の資源化
事業系ごみ	17	△ 20	事業者への排出抑制啓発
集団回収	△ 9	0	
合計	△ 106	△ 156	削減目標

① 家庭系燃やせるごみ、燃やせないごみの削減目標

家庭系燃やせるごみには分別して資源化可能な紙類や、排出削減が可能な廃プラ類や食品ロスが多く含まれており、さらなる削減が可能です。燃やせるごみの削減目標を 128g／人・日とし、目標値の達成を目指します。

表 2-20 家庭系燃やせるごみの削減目標値の設定（ケース 2）

項目	原単位増減量 (g／人・日)		増減要因
	見直し前	見直し後	
燃やせるごみ	△ 106	△ 128	
紙類	△ 6	△ 8	紙類の資源化
	△ 10	△ 15	紙類の削減
プラスチック製容器包装類	△ 8	△ 10	レジ袋、トレイ等の削減
ちゅう芥類	△ 40	△ 45	食べ残し等の削減
	△ 42	△ 50	水切りの強化

② 家庭系燃やせないごみ、家庭系粗大ごみの削減目標

家庭系燃やせないごみの削減目標を 10g／人・日、家庭系粗大ごみの削減目標を 1g／人・日とします。町民に対し、ごみ排出抑制のための情報提供や必要な啓発を行い、目標値の達成を目指します。

③ 家庭系資源ごみ排出量の増加目標

家庭系資源ごみは減少傾向にありますが、燃やせないごみに含まれている紙類を資源ごみとして分別することにより、家庭系資源ごみの 8g／人・日増加を目指します。

④ 事業系ごみ排出量の削減目標

事業系ごみの削減目標を 20g／人・日とします。事業者に対し、ごみ排出抑制のための情報提供や必要な啓発を行い、目標値の達成を目指します。

燃やせるごみ、燃やせないごみを削減するには・・・

●紙類の資源化

紙類の削減目標（資源化分を含む。）は 1 人 1 日あたり 23g です。過剰な包装は断る、不要なチラシやダイレクトメールは受けとらない、裏紙を使用するなどにより、紙ごみの発生を抑え、紙類を捨てる際には、リサイクル可能な紙類は分別して資源ごみとして排出するようにしましょう。この紙類の削減量は、新聞紙に換算すると約 1 枚分となります。

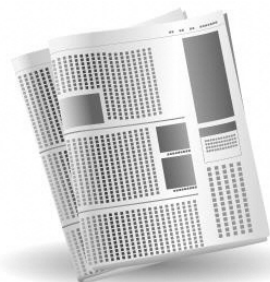
・新聞紙一枚の重さ

軽量新聞用紙の重さ：46.2g/m²

新聞紙一枚の大きさ：545mm×820mm（JIS 規格）＝0.45 m²

したがって新聞紙一枚の重さは

$$46.2\text{g/m}^2 \times 0.45\text{ m}^2 \div 20.79\text{g}$$



●プラスチックごみの削減

プラスチックごみの削減目標は 1 人 1 日あたり 10g です。買い物の際にマイバッグを使用したり、使い捨てではない、長く使えるものを使用するようにしましょう。

この削減量はレジ袋に換算すると約 1 枚となります。（レジ袋（LL 版）は 1 枚およそ 10g）



●食品ロスの削減

食べ残しなどの食品ロスの削減目標は 1 人 1 日あたり 45g です。買い物の前に、冷蔵庫の在庫を確認して食材の買いすぎを防いだり、調理の際は、食べ切れる分だけ作るようにしましょう。この削減量は、ごはんに換算するとお茶碗 1 杯の約 3 分の 1 となります。（お茶碗 1 杯はおよそ 150g）



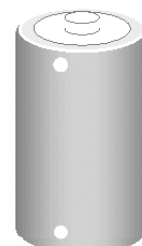
●ちゅう芥類の水切りの強化

水分は燃やせるごみの半分近くを占めています。水切りによる削減目標は、1 人 1 日あたり 50g です。これはペットボトルのキャップに換算すると約 10 杯分となります。（ペットボトルのキャップの容量およそ 5mL（およそ 5g））



●燃やせないごみの削減

燃やせないごみの削減目標は 1 人 1 日当たり 15g です。長く使えるものを使用する、壊れた際は修理する、フリーマーケットを利用するなどにより、燃やせないごみの発生を抑えましょう。この削減量は、単二電池 1 個の約 3 分の 1 となります。（単二電池 1 個の重さはおよそ 45g）



2) ケース 3

ケース 3 では、ケース 2 で実施する施策に加え、プラスチック製容器包装類の分別を行います。

プラスチックの回収には大きく分けて

- ① プラスチック製容器包装類の分別排出
- ② 上記以外のプラスチック類の分別排出
- ③ ①と②を混合して排出

があります。

①のケースは、容器包装リサイクル協会に処理委託することになりますが、②のケースは、例えば、民間処理業者に RPF 化（固形燃料）を委託する場合があります。

また、①のケースは、分別基準適合物に合うように選別し、圧縮梱包する必要がありますが、②のケースは、委託先の民間処理業者の処理方式により異なります。③のケースは、プラスチック類を民間処理業者に処理のすべてを委託することになり、プラスチック製容器包装類とその他プラスチック類を業者側で選別することになります。

表 2-22 に、容器包装リサイクル協会にプラスチック製容器包装類の処理委託をしている県内市町等の回収実績を示します。容器包装リサイクル協会にプラスチック製容器包装類の処理委託をしている市町等は、18 団体（一部事務組合含む）です。

資源化されるプラスチック製容器包装類の想定ですが、他市町の実績を参考に設定しました。回収実績と人口を基に、各市町が回収した 1 人 1 日平均排出量の平均値は 22.3g/人・日です。本町でプラスチック製容器包装類の分別を開始した場合、この平均値と同程度のプラスチック製容器包装類が資源化されるものとして、ケース 3 の予測を行いました。

ただし、ケース 3 は、ケース 2 で想定した施策を実施した上で、さらにプラスチック製容器包装類の分別を行う想定であるため、ケース 2 で想定したプラスチック製容器包装類の削減効果分（10g/人・日）を引いた量が資源化可能なプラスチック製容器包装類の量となります。燃やせるごみの削減量は 12g/人・日

$(22.3 - 10 = 12.3 \div 12\text{g/人・日})$ 、資源ごみの増加量（燃やせるごみから資源ごみへの移行分）は 12g/人・日とします。

集められたプラスチック製容器包装類は、リサイクルできない異物等を除去してから圧縮梱包し、資源化されます。異物として取り除かれる量は、集めたプラスチック製容器包装類の 5%とし、残りの 95%がプラスチック製容器包装類として資源化されるものとします。

表 2-23 は、プラスチック類を資源化する場合のメリットとデメリットをまとめたものです。当面は、ア.の方法を継続させますが、今後の社会状況を見ながら、適宜プラスチック類の資源化を検討します。

表 2-21 容器包装リサイクル協会にプラスチック製容器包装類の処理委託をしている県内市町等の回収実績

市町等	回収実績 (t) 出典 ¹						人口 ^{出典2} (人)	1人1日 平均排出量 (g/人・日)
	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	平均値		
浜松市	6,294	6,193	6,140	6,016	6,122	6,153	789,691	21.3
沼津市	2,141	2,108	2,042	2,076	2,052	2,084	189,020	30.2
伊東市	—	—	7	9	9	8	65,293	0.3
富士市	1,794	1,764	1,769	1,763	1,826	1,783	245,249	19.9
磐田市	1,667	1,562	1,471	1,364	1,339	1,481	166,447	24.4
掛川市	1,060	1,049	1,058	1,054	1,113	1,067	114,671	25.5
袋井市	569	509	456	421	436	478	87,860	14.9
裾野市	283	283	281	273	280	280	50,566	15.2
湖西市	325	323	322	316	319	321	57,614	15.3
伊豆市	266	268	251	238	217	248	28,113	24.2
菊川市	347	347	342	352	372	352	47,639	20.2
伊東の国市	445	434	434	415	398	425	46,567	25.0
清水町	440	459	458	454	465	455	31,638	39.4
長泉町	687	786	909	910	900	838	43,339	53.0
森町	139	135	119	118	109	124	17,392	19.5
牧之原市御前崎 市広域施設組合	303	314	248	265	240	274	—	—
志太広域事務組 合	3,087	3,069	3,102	3,152	3,253	3,133	—	—
吉田町牧之原市 広域施設組合	526	518	551	577	596	554	—	—
合計	16,457	16,220	16,059	15,779	15,957	16,097	1,981,099	22.3

※¹ プラスチック製容器包装の回収実績は、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会を通じてリサイクルされるプラスチック製容器包装の実績を掲載しています。

※² プラスチック製容器包装の回収量には、ペットボトル、トレイの回収量は含まれていません。

※³ 人口は令和3年3月1日現在。

※⁴ 合計欄の数値は市町等のみの合計です。

出典1：「平成28～令和2年度分の市町村別の契約量と引き渡し実績一覧表」（公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会）

出典2：「静岡県市町別推計人口」（静岡県）

表 2-22 プラスチック類を資源化する場合のメリット・デメリット

項目	ア. プラスチック類を資源化しない場合	イ. プラスチック製容器包装類のみを資源化する場合	ウ. プラスチック製容器包装類以外のプラスチック類も併せて資源化する場合
概要	・今まで通り、プラスチック類を分別収集せずに、燃やせるごみや燃やせないごみとして収集する方法。	・燃やせるごみから、菓子袋やカップ等のプラスチック製容器包装類を分別収集し、資源化する方法。	・プラスチック製容器包装類以外のプラスチック類も分別収集し、資源化する方法。プラスチック類は2種類の分別区分となる。
メリット	・現状の分別方法で対応することができる。 ・プラスチック類の収集・運搬、選別・圧縮梱包・再資源化の工程等がないため、その分のエネルギーの節約になっている。 ・将来発電可能な施設を整備した際、プラスチック類は高カロリーであり、発電量が増える。	・資源化率を向上させることができる。 ・プラスチック類の焼却量を減らすことにより、二酸化炭素の発生量を削減することができる。 ・ウ. の場合はさらにその度合いは高まる。	
デメリット	・イ. やウ. に比べて資源化率は低く、二酸化炭素の発生量は多くなる。	・収集・運搬、選別・圧縮梱包・再資源化の過程で、多くのエネルギーが使用される。特にプラスチック類は比重が軽いので、より多くの収集車両が必要となる。 ・上記の過程で利用される収集車両や資源化するための施設が必要になり、車両の確保や施設整備に費用がかかる。 ・プラスチック製容器包装類を分別する場合、洗って出すように指導している自治体が多い。この場合、下水道等に負荷をかけてしまう。 ・燃やせるごみからプラスチック類を分別すると、ごみの発熱量が下がるため、焼却施設の運転において灯油を加え燃焼を安定化させる必要が出てくる場合がある。 ・ウ. の場合はさらにその度合いは高まる。	

3. ケースごとのごみ排出量の見込み

ケースごとのごみ排出量の見込みは次のとおりです。

ケース 2 及びケース 3 で、ごみ排出削減量、資源化率、最終処分量の目標を達成できます。本計画では、現行の分別体制を変更せずに実施可能なケース 2 を採用します。

表 2-23 本町のごみ排出量の見込み

	単位	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和8年度		
					ケース1	ケース2	ケース3
家庭系ごみ	t	9,893.84	10,541.62	10,100.67	9,568.32	7,748.89	7,748.89
事業系ごみ	t	4,853.54	5,159.59	5,149.54	5,034.94	4,767.37	4,767.37
集団回収	t	345.31	302.85	175.14	222.21	222.21	222.21
ごみ総排出量	t	15,092.69	16,004.06	15,425.34	14,825.47	12,738.47	12,738.47
1人1日平均排出量	g/人・日	1,096.17	1,161.75	1,130.10	1,108.17	952.17	952.17
対H30削減率	%	—	6.0	3.1	1.1	△13.1	△13.1
資源回収量	t	2,856.43	2,731.26	2,361.07	2,678.51	2,483.91	2,618.76
資源化率	%	18.9	17.1	15.3	18.1	19.5	20.6
最終処分量	t	18.52	443.67	173.51	17.76	13.90	13.90
対H30削減率	%	—	2,295.6	836.9	△4.1	△24.9	△24.9

4. ごみ排出量及び処理量の予測結果

1) ごみ排出量及び処理量の予測結果

ケース 2 におけるごみ排出量及び処理量の予測結果は次頁のとおりです。

表 2-24 ごみ年間排出量の実績及び予測

		単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
行政区域内人口		(年度末) 人	38,739	38,744	38,600	38,514	38,471	38,261	37,901	37,722	37,639	37,396	37,526	37,383	37,223	37,048	36,859	36,653
家庭系燃やせるごみ	町収集量	t/年	7,792.45	8,038.66	7,995.80	8,018.26	7,873.17	7,531.90	7,392.17	7,351.86	7,449.49	7,428.84	7,311.54	6,968.96	6,643.90	6,282.69	5,940.33	5,598.55
	個人	t/年	547.38	485.19	559.93	501.08	485.46	703.74	768.49	805.42	857.20	871.45	803.38	765.73	730.02	690.33	652.71	615.16
	合計	t/年	8,339.83	8,523.85	8,555.73	8,519.34	8,358.63	8,235.64	8,160.66	8,157.28	8,306.69	8,300.29	8,114.92	7,734.69	7,373.92	6,973.02	6,593.04	6,213.71
家庭系燃やせないごみ	町収集量	t/年	486.62	539.99	515.08	492.75	476.09	386.24	375.04	383.15	407.65	441.22	381.98	364.30	347.54	328.83	311.10	293.40
	個人	t/年	453.25	364.22	312.03	402.22	438.89	475.30	531.88	567.05	1,192.95	674.76	565.85	539.67	514.84	487.12	460.86	434.65
	合計	t/年	939.87	904.21	827.11	894.97	914.98	861.54	906.92	950.20	1,600.60	1,115.98	947.83	903.97	862.38	815.95	771.96	728.05
家庭系粗大ごみ		許可業者	t/年	63.62	71.26	80.42	44.86	41.88	61.51	50.66	69.92	52.01	53.86	59.17	56.22	53.40	50.30	47.36
		合計	t/年	63.62	71.26	80.42	44.86	41.88	61.51	50.66	69.92	52.01	53.86	59.17	56.22	53.40	50.30	47.36
家庭系資源ごみ	缶		t/年	84.82	90.00	86.82	80.06	72.60	65.71	62.40	64.47	62.84	71.85	60.81	59.63	58.85	57.61	55.79
		びん	t/年	15.46	14.74	13.45	12.71	11.63	10.80	10.21	8.70	4.75	5.77	8.18	8.02	7.87	7.69	7.52
		雑びん	t/年	324.86	314.46	310.30	302.44	300.98	299.20	287.04	279.00	158.36	186.46	264.39	259.15	254.52	248.56	243.25
		びん合計	t/年	340.32	329.20	323.75	315.15	312.61	310.00	297.25	287.70	163.11	192.23	272.57	267.17	262.39	256.25	250.77
	古紙	新聞	t/年	288.40	222.32	181.02	154.20	140.94	142.34	143.39	129.43	123.87	124.03	128.95	138.48	148.27	157.09	166.17
		雑誌	t/年	146.74	119.60	88.20	77.91	70.65	73.11	71.55	63.95	65.91	68.65	63.49	68.18	73.00	77.35	81.82
		段ボール	t/年	118.55	105.38	100.97	89.19	87.25	92.17	89.71	87.26	83.76	94.40	86.81	93.22	99.81	105.76	111.87
		牛乳パック	t/年	2.03	1.98	1.90	1.76	1.85	1.78	1.72	1.77	1.87	2.18	1.69	1.81	1.94	2.05	2.17
		古紙合計	t/年	555.72	449.28	372.09	323.06	300.69	309.40	306.37	282.40	275.40	289.25	280.93	301.69	323.02	342.25	362.03
	古布		t/年	—	—	12.02	11.90	8.17	7.74	10.41	11.37	11.36	3.13	11.37	11.33	11.31	11.22	11.17
	ペットボトル		t/年	62.42	62.93	59.26	56.17	53.08	49.33	49.25	51.57	49.96	50.36	51.36	51.17	51.09	50.71	50.45
	発泡トレイ(白)		t/年	2.10	3.16	3.28	3.01	2.67	2.58	2.64	2.60	2.61	2.50	2.60	2.59	2.59	2.57	2.56
	廃食用油		t/年	6.22	6.43	6.42	6.30	7.14	7.35	7.57	7.36	7.44	7.92	7.53	7.64	7.63	7.57	7.67
	蛍光灯等		t/年	—	—	—	—	—	—	8.76	8.97	9.60	13.30	8.90	8.87	8.86	8.79	8.74
	資源ごみ合計	t/年	1,051.60	941.00	863.64	795.65	756.96	752.10	744.65	716.44	582.32	630.54	696.07	710.09	725.74	736.97	750.16	762.71
家庭系ごみ合計		t/年	10,394.92	10,440.32	10,326.90	10,254.82	10,072.45	9,910.79	9,862.89	9,893.84	10,541.62	10,100.67	9,817.99	9,404.97	9,015.44	8,576.24	8,162.52	7,748.89
事業系燃やせるごみ	許可業者	t/年	3,584.69	3,768.43	3,886.04	3,927.18	4,008.38	4,118.10	4,269.45	4,269.78	4,321.53	3,984.49	4,380.91	4,352.21	4,330.47	4,281.08	4,239.94	4,195.29
	月決業者	t/年	51.82	120.00	64.09	56.72	53.91	84.82	89.29	44.06	115.31	642.38	44.80	44.51	44.29	43.78	43.36	42.91
	事業所	t/年	250.81	249.62	253.79	267.14	307.22	305.96	382.85	539.70	722.75	522.67	552.59	548.97	546.23	540.00	534.81	529.18
	合計	t/年	3,887.32	4,138.05	4,203.92	4,251.04	4,369.51	4,508.88	4,741.59	4,853.54	5,159.59	5,149.54	4,978.31	4,945.69	4,920.99	4,864.86	4,818.11	4,767.37
事業系ごみ合計		t/年	3,887.32	4,138.05	4,203.92	4,251.04	4,369.51	4,508.88	4,741.59	4,853.54	5,159.59	5,149.54	4,978.31	4,945.69	4,920.99	4,864.86	4,818.11	4,767.37
集団回収		t/年	623.65	586.28	533.98	526.25	456.71	425.23	380.14	345.31	302.85	175.14	291.06	275.22	261.16	246.79	234.09	222.21
総合計		t/年	14,905.89	15,164.65	15,064.80	15,032.11	14,898.67	14,844.90	14,984.62	15,092.69	16,004.06	15,425.34	15,087.36	14,625.88	14,197.59	13,687.89	13,214.72	12,738.47

※平成23年度～令和2年度は実績値、令和3年度～令和8年度は予測値です。

表 2-25 家庭系ごみ1人1日平均排出量、事業系ごみ1人1日平均排出量等の予測

	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
家庭系ごみ1人1日平均排出量																	
家庭系燃やせるごみ	g/人・日	588.20	602.75	607.26	606.03	593.64	589.72	589.90	592.46	602.99	608.10	592.46	566.86	541.26	515.66	490.06	464.46
生ごみの水切り	g/人・日											0.00	△10.00	△20.00	△30.00	△40.00	△50.00
生ごみの削減	g/人・日											0.00	△9.00	△18.00	△27.00	△36.00	△45.00
紙類の分別	g/人・日											0.00	△1.60	△3.20	△4.80	△6.40	△8.00
紙類の削減	g/人・日											0.00	△3.00	△6.00	△9.00	△12.00	△15.00
レジ袋等削減	g/人・日											0.00	△2.00	△4.00	△6.00	△8.00	△10.00
家庭系燃やせないごみ	g/人・日	66.29	63.94	58.71	63.66	64.98	61.69	65.56	69.01	116.19	81.76	69.20	66.25	63.30	60.34	57.38	54.42
排出抑制	g/人・日											0.00	△3.00	△6.00	△9.00	△12.00	△15.00
家庭系粗大ごみ	g/人・日	4.49	5.04	5.71	3.19	2.97	4.40	3.66	5.08	3.78	3.95	4.32	4.12	3.92	3.72	3.52	3.32
排出抑制	g/人・日											0.00	△0.20	△0.40	△0.60	△0.80	△1.00
缶	g/人・日	5.98	6.36	6.16	5.70	5.16	4.71	4.51	4.68	4.56	5.26	4.44	4.37	4.32	4.26	4.22	4.17
びん	g/人・日	24.00	23.28	22.98	22.42	22.20	22.20	21.49	20.90	11.84	14.08	19.90	19.58	19.26	18.95	18.64	18.34
古紙	g/人・日	39.19	31.77	26.41	22.98	21.36	22.15	22.15	20.51	19.99	21.19	20.51	22.11	23.71	25.31	26.91	28.51
家庭系燃やせるごみからの移行分	g/人・日											0.00	1.60	3.20	4.80	6.40	8.00
古布	g/人・日	—	—	0.85	0.85	0.58	0.55	0.75	0.83	0.82	0.23	0.83	0.83	0.83	0.83	0.83	0.83
ペットボトル	g/人・日	4.40	4.45	4.21	4.00	3.77	3.53	3.56	3.75	3.63	3.69	3.75	3.75	3.75	3.75	3.75	3.75
発泡トレイ（白）	g/人・日	0.15	0.22	0.23	0.21	0.19	0.18	0.19	0.19	0.19	0.18	0.19	0.19	0.19	0.19	0.19	0.19
廃食用油	g/人・日	0.44	0.45	0.46	0.45	0.51	0.53	0.55	0.53	0.54	0.58	0.55	0.56	0.56	0.56	0.57	0.57
蛍光灯等	g/人・日	—	—	—	—	—	—	0.63	0.65	0.70	0.97	0.65	0.65	0.65	0.65	0.65	0.65
合計	g/人・日	733.15	738.27	732.98	729.49	715.35	709.67	712.95	718.58	765.22	740.00	716.80	689.27	661.75	634.22	606.72	579.21
事業系ごみ1人1日平均排出量																	
燃やせるごみ	g/人・日	274.17	292.62	298.38	302.40	310.33	322.86	342.75	352.51	374.54	377.27	363.46	362.46	361.21	359.76	358.13	356.35
排出抑制												0.00	△4.00	△8.00	△12.00	△16.00	△20.00
合計	g/人・日	274.17	292.62	298.38	302.40	310.33	322.86	342.75	352.51	374.54	377.27	363.46	362.46	361.21	359.76	358.13	356.35
集団回収1人1日平均排出量																	
紙類・古布類	g/人・日	43.99	41.46	37.90	37.44	32.44	30.45	27.48	25.08	21.98	12.83	21.25	20.17	19.17	18.25	17.40	16.61
合計	g/人・日	43.99	41.46	37.90	37.44	32.44	30.45	27.48	25.08	21.98	12.83	21.25	20.17	19.17	18.25	17.40	16.61
1人1日平均排出量（総排出量）	g/人・日	1,051.30	1,072.35	1,069.26	1,069.32	1,058.12	1,062.99	1,083.18	1,096.17	1,161.75	1,130.10	1,101.51	1,071.90	1,042.13	1,012.23	982.25	952.17
年間日数	日	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365

※¹ 平成23年度～令和2年度は実績値、令和3年度～令和8年度は予測値です。※² 端数処理のため、内訳と合計が一致しないことがあります。

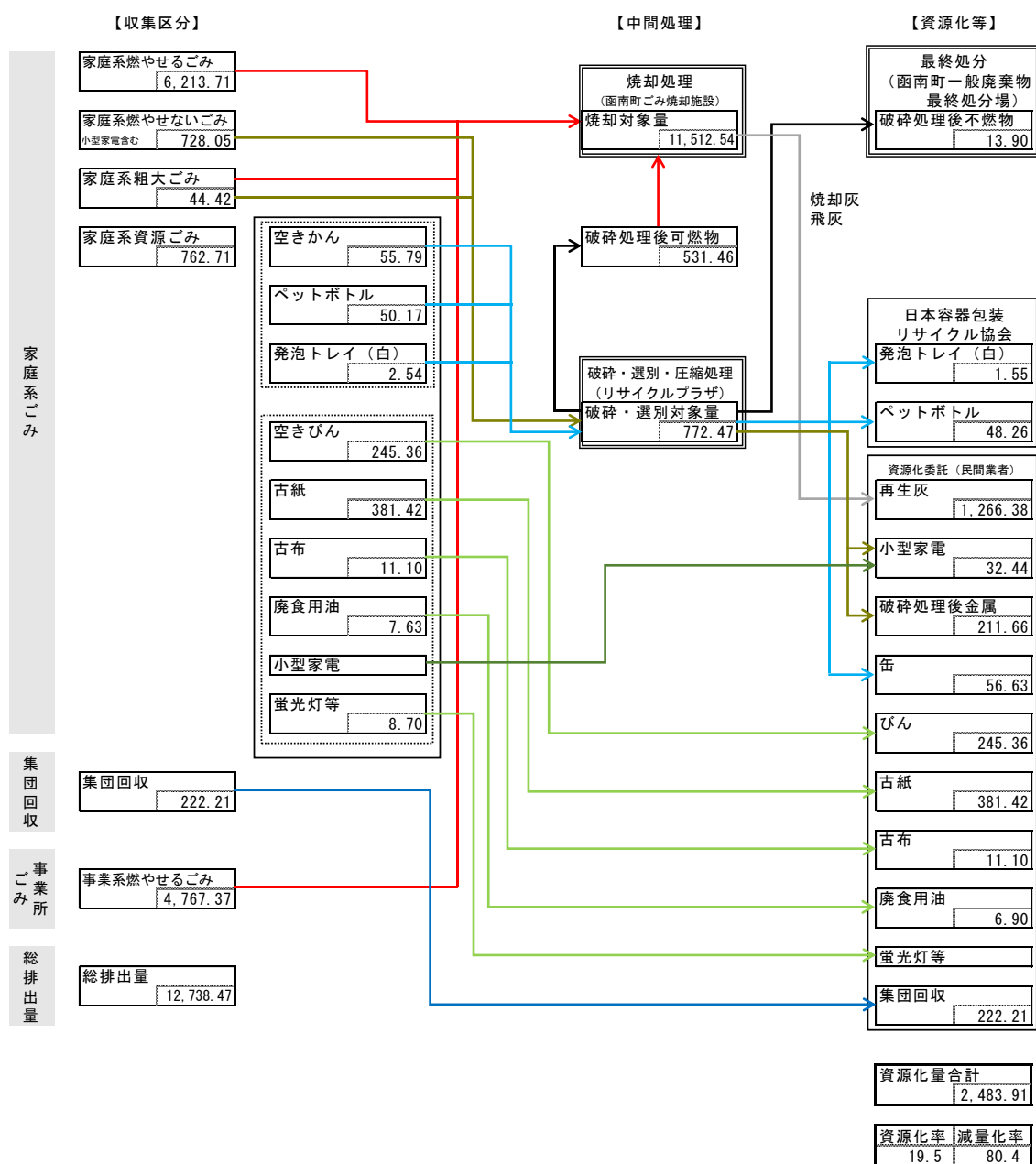
表 2-26 ごみ処理量の実績及び予測

	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
焼却対象	t／年	12,857.12	13,275.02	13,302.96	13,367.31	13,366.31	13,366.73	13,560.42	13,712.74	14,331.74	14,358.16	13,786.05	13,340.99	12,924.97	12,433.86	11,974.84	11,512.54
家庭系燃やせるごみ	t／年	8,339.83	8,523.85	8,555.73	8,519.34	8,358.63	8,235.64	8,160.66	8,157.28	8,306.69	8,300.29	8,114.92	7,734.69	7,373.92	6,973.02	6,593.04	6,213.71
事業系燃やせるごみ	t／年	3,887.32	4,138.05	4,203.92	4,251.04	4,369.51	4,508.88	4,741.59	4,853.54	5,159.59	5,149.54	4,978.31	4,945.69	4,920.99	4,864.86	4,818.11	4,767.37
破碎処理後可燃物	t／年	629.97	613.12	543.31	596.93	638.17	622.21	658.17	701.92	865.46	908.33	692.82	660.61	630.06	595.98	563.69	531.46
焼却処理後	t／年	1,447.42	1,430.46	1,431.94	1,433.15	1,461.03	1,479.76	1,475.49	1,506.68	1,526.13	1,493.70	1,516.47	1,467.51	1,421.75	1,367.72	1,317.23	1,266.38
焼却灰	t／年	0.00	0.00	86.04	139.08	84.74	72.53	83.86	92.95	51.91	83.86	94.02	90.99	88.15	84.80	81.67	78.52
飛灰	t／年	0.00	0.00	29.54	11.83	10.89	10.17	21.25	20.25	10.23	9.99	19.71	19.08	18.48	17.78	17.12	16.46
混合灰	t／年	1,447.42	1,430.46	1,316.36	1,282.24	1,365.40	1,397.06	1,370.38	1,393.48	1,463.99	1,399.85	1,402.74	1,357.44	1,315.12	1,265.14	1,218.44	1,171.40
破碎対象	t／年	1,003.49	975.47	907.53	939.83	956.86	923.05	957.58	1,020.12	1,652.61	1,169.84	1,007.00	960.19	915.78	866.25	819.32	772.47
家庭系燃やせないごみ	t／年	939.87	904.21	827.11	894.97	914.98	861.54	906.92	950.20	1,600.60	1,115.98	947.83	903.97	862.38	815.95	771.96	728.05
家庭系粗大ごみ	t／年	63.62	71.26	80.42	44.86	41.88	61.51	50.66	69.92	52.01	53.86	59.17	56.22	53.40	50.30	47.36	44.42
破碎処理後	t／年	1,003.49	975.47	907.53	939.83	956.86	923.05	957.58	1,020.12	1,652.61	1,169.84	1,007.00	960.19	915.78	866.25	819.32	772.47
破碎処理後可燃物	t／年	629.97	613.12	543.31	596.93	638.17	622.21	658.17	701.92	865.46	908.33	692.82	660.61	630.06	595.98	563.69	531.46
破碎処理後不燃物	t／年	67.65	63.87	62.83	60.54	36.43	25.11	21.69	18.52	443.67	173.51	18.13	17.28	16.48	15.59	14.75	13.90
破碎処理後磁性物	t／年	294.58	287.51	259.06	236.51	228.18	234.23	232.68	246.28	311.54	52.88	242.68	231.41	220.71	208.77	197.46	186.17
破碎処理後アルミ	t／年	11.29	10.97	11.16	10.82	11.96	11.33	9.95	10.78	13.32	9.89	11.08	10.56	10.07	9.53	9.01	8.50
小型家電	t／年	—	—	31.17	35.03	42.12	30.17	35.09	42.62	18.62	25.23	42.29	40.33	38.46	36.38	34.41	32.44
資源化量	t／年	3,435.67	3,250.27	3,120.50	3,028.49	2,941.94	2,924.70	2,863.26	2,856.43	2,731.26	2,361.07	2,810.14	2,744.59	2,686.38	2,613.62	2,548.84	2,483.91
収集資源物選別後	t／年	1,058.73	935.05	853.19	786.73	741.94	743.99	729.90	704.76	558.80	604.24	684.40	698.44	714.09	725.38	738.62	751.22
缶	t／年	93.04	88.87	83.61	76.82	72.03	67.35	65.31	65.44	64.52	68.81	61.72	60.52	59.73	58.47	57.62	56.63
びん	t／年	340.32	329.20	323.75	315.15	312.61	310.00	297.25	287.70	163.11	192.23	272.57	267.17	262.39	256.25	250.77	245.36
古紙	t／年	555.72	449.28	372.09	323.06	300.69	309.40	306.37	282.40	275.40	289.25	280.93	301.69	323.02	342.25	362.03	381.42
古布	t／年	—	—	12.02	11.90	8.17	7.74	10.41	11.37	11.36	3.13	11.37	11.33	11.31	11.22	11.17	11.10
ペットボトル	t／年	61.55	59.51	54.18	52.58	40.71	41.97	42.47	49.61	36.46	42.51	49.41	49.23	49.15	48.78	48.53	48.26
発泡トレイ（白）	t／年	2.62	2.54	1.89	1.73	1.65	1.51	1.60	1.59	1.21	1.27	1.59	1.59	1.59	1.57	1.57	1.55
廃食用油	t／年	5.50	5.66	5.66	5.49	6.09	6.02	6.50	6.65	6.74	7.04	6.81	6.91	6.90	6.84	6.93	6.90
破碎処理後金属	t／年	305.87	298.48	270.22	247.33	240.14	245.56	242.63	257.06	324.86	62.77	275.92	263.09	250.92	237.35	224.49	211.66
小型家電	t／年	—	—	31.17	35.03	42.12	30.17	35.09	42.62	18.62	25.23	42.29	40.33	38.46	36.38	34.41	32.44
再生灰	t／年	1,447.42	1,430.46	1,431.94	1,433.15	1,461.03	1,479.76	1,475.49	1,506.68	1,526.13	1,493.70	1,516.47	1,467.51	1,421.75	1,367.72	1,317.23	1,266.38
集団回収	t／年	623.65	586.28	533.98	526.25	456.71	425.23	380.14	345.31	302.85	175.14	291.06	275.22	261.16	246.79	234.09	222.21
資源化率	%	23.0	21.4	20.7	20.1	19.7	19.7	19.1	18.9	17.1	15.3	18.6	18.8	18.9	19.1	19.3	19.5
最終処分量	t／年	67.7	63.9	62.8	60.5	36.4	25.1	21.7	18.5	443.7	173.5	18.1	17.3	16.5	15.6	14.8	13.9
焼却灰	t／年	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
飛灰	t／年	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
破碎処理後不燃物	t／年	67.65	63.87	62.83	60.54	36.43	25.11	21.69	18.52	443.67	173.51	18.13	17.28	16.48	15.59	14.75	13.90
最終処分率	%	0.5	0.4	0.4	0.4	0.2	0.2	0.1	0.1	2.8	1.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1

※平成23年度～令和2年度は実績値、令和3年度～令和8年度は予測値です。

2) 将来予測値のマテリアルフロー

ケース 2 の目標年度のマテリアルフローは次のとおりです。



※¹ 小型家電は資源化量のみ、蛍光管等は排出量のみ把握を行っています。

※² 現状（令和2年度）のマテリアルフローから変更はありません。

図 2-9 目標年度のマテリアルフロー（令和8年度）

第5節 ごみ処理基本計画

1. 排出抑制・再資源化計画

1) ごみの排出抑制・再資源化に関する目標

ごみの排出抑制・資源化を効果的に推進し、排出抑制、資源化率の向上、最終処分量の削減を目指し、次のとおり目標を設定します。

- ◆ 地球環境保全・資源の有効利用等の観点から、町民・事業者のごみに対する意識高揚を図るため、具体的なごみ排出抑制方法等に関する広報・啓発活動を継続していきます。
- ◆ 自治会や各種団体を通じ、古紙等資源集団回収活動を奨励し、支援していきます。
- ◆ 多量のごみを排出する事業者に対し、計画的かつ具体的な減量化・資源化対策を明記した行動計画の策定を求める等、指導を強化していきます。
- ◆ 家庭用生ごみ処理容器等の購入補助を継続し、家庭での堆肥化处理を推進していきます。
- ◆ レジ袋削減の取り組みを継続します。
- ◆ 資源品目について適宜見直しを行います。

2) 町、町民、事業者の役割

① 町の役割

本町は、町民、事業者のごみ減量化・資源化への取組みを促進するための施策を講じる必要があります。そのためには、地球環境保全や資源の有効利用等を踏まえた、生活の中でのごみのあり方に対する意識の高揚を目指し、普及・啓発活動を強化するとともに、事業者による回収体制の整備や、地域の集団資源回収活動の促進等が図られるように必要な支援を行っていく必要があります。

また、企業や事業所から排出されるごみの減量化・資源化をより一層促進させるために、事業者に対する指導の強化を図っていく必要があります。

ア 体制の見直し・強化

ごみ処理行政を円滑・効率的に実施していくため、合理的な体制を作ります。

イ 広報活動の充実

町民・事業者のごみの減量化・資源化を実際に行動に移してもらうため、家庭でできる具体的な方法等を記載したパンフレットの配布や、イベントを開催する等、広報活動を充実させます。

ウ 環境教育への取組み

ごみの減量化・資源化に関する環境教育を学校教育並びに生涯教育と位置付け、地域社会全体の問題として取り組んでいきます。

エ 本町や公的機関による自らのリサイクルの促進

リサイクルを促進するために、本町や公的機関が自ら率先して再生品を使用するとともに、町民・事業者にも積極的に PR していきます。

オ 包装の簡素化・適正化

包装の簡素化・適正化を推進するため、広報活動により町民の意識改革を図るとともに、適正包装等の指導を行い、事業者の取組みを促進させます。

カ 多量排出事業者に対する指導

多量のごみを排出する事業者に対して、減量化・資源化計画の作成を求めるとともに、指導体制の強化を図ります。

キ 紙資源回収の促進

地域における紙資源回収の促進を図るために、その活動の実態を把握するとともに、情報の提供や民間事業所が実施しているリサイクル BOX の設置推進等の必要な支援を行っていきます。

ク 不用品交換等の促進

不用品交換等の促進を図るため、フリーマーケットを開催したり、情報交換システムの構築等を検討していきます。

ケ レジ袋の削減

マイバッグの持参等を啓発し、レジ袋の削減を推進します。

コ 生ごみ堆肥化の推進

生ごみの減量化を促進するため、生ごみ処理機やコンポスト容器・ボカシ容器の購入額に対する補助を継続していきます。また、広報活動を充実させ、生ごみの減量化やコンポストの有効利用等を推進していきます。

サ 資源品目の見直し

平成 25 年度から、古布や小型家電、平成 27 年度には蛍光灯等の拠点回収を開始し、廃棄物の再資源化に向けた取り組みを進めてきました。今後も、社会情勢の変化を注視しながら、適切な分別品目となるよう適宜見直しを行います。

シ 廃棄物処理施設の整備

現在の施設を少しでも長く施設を使用できるよう適切な維持管理を継続させるとともに、効率的な処理を推進するためにも、県の広域化計画を踏まえ、近隣自治体と連携して広域的な処理施設の整備を検討します。

※p29「3.中間処理の課題」を参照してください。

② 町民の役割

町民は、ごみの排出者として、率先してごみの減量化に取り組む必要があります。

たとえば、消費者として単に消費の必要性からだけではなく、使用し、さらに廃棄することによって環境にどのような影響を与えるかということを考えてしながら、商品や製品を選択することが望ましいと考えられます。

また、大量消費や使い捨て型の生活様式を見直し、家庭からごみとして出さないで済むよう配慮した商品の選択や過剰包装商品購入の自粛により、できる限りごみを発生させないように改善していくことが必要です。

さらに、資源回収ルートが既に整備されているものについては販売店等に返却し、地域の集団資源回収にも積極的に参加するとともに、行政が実施する分別収集に協力していくことも必要です。

次に、町民に期待する役割を示します。

ア 使い捨ての自粛

使い捨て商品・容器の安易な使用を自粛します。

イ 環境に考慮した商品の購入

商品購入の際はライフサイクルの長い製品、リサイクル可能な商品・容器、再生品等、環境にやさしい商品を選択します。

ウ 物を大切にすること意識の高揚

物を大切に扱い、破損した場合は、修理・修繕等を行い、できるだけ長く使用するように心掛けます。

エ 包装の簡素化・適正化

簡易・適正包装商品の選択、過剰包装商品の購入自粛及び買い物袋持参に心掛けます。

オ 不用品交換等の活用

フリーマーケット、バザー、ガレージセール等を活用します。

カ 集団資源回収への参加、協力

地域における古紙等資源集団回収を援助します。

キ ごみの減量化

生ごみ処理機の利用等による生ごみの堆肥化や水切り等を行い、燃やせるごみの減量に心掛けます。

ク 本町の施策への協力

分別収集等、本町が実施する減量化・資源化の施策に協力します。

③ 事業者の役割

事業者は、生産者としてまたごみの排出者として、率先してごみの減量化に取り組む必要があります。

たとえば、単に生産や販売の必要性からだけではなく、使用や廃棄によって環境にどのような影響を与えるかということを考慮しながら、商品や製品の開発や製造をすることが望ましいと考えられます。

さらに、資源回収ルートの整備を行い、町民の販売店等に返却を促進させる必要があります。また、排出者としての責務として、行政が実施する分別収集に協力していくことも必要です。

次に事業者の役割を示します。

【事業者共通】

ア 自己責任によるごみの適正処理

事業活動に伴って生じるごみは、減量化・資源化を図る等、自己責任において適正に処理します。

イ 減量化・資源化計画の作成、実行

多量のごみを排出する事業者は、町の指導のもとに減量化・資源化計画を作成し、実行します。

ウ 従業員の意識の高揚

従業員のごみの減量化・資源化に関する意識の高揚を図ります。

エ 包装の適正化

過剰包装を行わず、適正包装の方法の開発及び促進に努めます。

オ レジ袋の削減

買い物客に対しレジ袋が必要かどうかを尋ねるなど、レジ袋の削減に協力します。

カ 再生資源業者等への協力

生産・流通事業者は、資源化を促進するため、再生資源業者等に積極的に協力します。

キ 本町の施策への協力

本町が実施する減量化・資源化の施策に協力します。

【生産事業者】

ア 使い捨て製品製造の自粛

使い捨て製品及び容器の製造を自粛します。

イ 環境にやさしい製品の製造及び修理体制の充実

ライフサイクルの長い製品、リサイクル可能な商品・容器、再生品等、環境にやさしい商品を製造し、また、故障等の際の修理体制を充実させます。

ウ 使用後の再使用のための材料や構造内容の工夫

製品が使用後に再生資源として利用されることを促進するため、製品の設計段階において事前評価を行い、材料や構造の内容等を工夫します。

エ 再生品の供給の拡大

紙・布・金属類等再生資源を原材料とした再生品の供給をより拡大させます。

オ 分別回収可能製品、再生品のPR及び回収体制の整備

消費者等に対し、分別回収できる製品や再生品をPRするとともに、自らも回収体制を整備します。

カ 製品等廃棄後の処理方法の指導

廃棄された場合に処理が困難にならないような製品・容器等の開発に努め、その適正な処理方法を使用者に提供します。

【流通事業者】

ア 使い捨て製品販売の自粛

使い捨て製品及び容器の販売を自粛します。

イ 環境にやさしい製品の販売拡大及びアフターサービスの充実

ライフサイクルの長い製品、リサイクル可能な商品・容器、再生品等、環境にやさしい商品の販売拡大に努める。また、修理可能な製品については安易に廃棄処分とならないよう、アフターサービスを充実させます。

ウ 自主的な包装基準の策定

業者単位で自主的に包装の基準を策定する等、包装の簡素化・適正化を行います。

エ 分別回収可能製品のPR・販売拡大及び回収体制の整備

廃棄された場合に処理が困難にならないような製品・容器のPR・販売拡大に努めるとともに、分別回収体制の整備を図ります。

オ 消費者のごみ減量意識の啓発

広告等PR活動には、消費者に対するごみ減量意識の啓発を考慮した内容を盛り込みます。

3) 排出抑制の施策

① 指定ごみ袋の有料化の検討

ごみの減量化及びごみ排出量に応じた処理経費の一部負担を求めるという観点から、ごみ袋の有料化を検討します。ごみ袋が有料化されると、指定ごみ袋の価格は、袋の価格にごみ処理手数料が上乗せされた価格となります。

② ごみの堆肥化

生ごみの堆肥化については、今後も現在の補助を継続し普及に努め、家庭

で発生する生ごみは、堆肥化してから農地や家庭菜園に利用したり土壌に還元したりするようにし、ごみとして排出しないように町民の協力を求めています。

ただし、電動乾燥型などの生ごみ処理機も含め、生ごみを堆肥化する場合には、臭気や虫が発生したり、生ごみ処理容器を設置するスペースや堆肥の利用先の確保が必要になる等、様々な制約を受けることがあります。そのため、処理機はメーカーの使用条件を遵守して適切に運用することや、コンポスターは必ずふたや土をかぶせるなどの臭気対策を施し、発酵促進剤や消臭剤を利用して悪臭やハエの発生を抑え良好な堆肥の生成が行えるよう注意を促していきます。

③ フリーマーケット、バザー、ガレージセール等の開催

不用になったものを有効活用するため、フリーマーケット、ガレージセール、バザー等を行うこともごみ減量につながります。フリーマーケットは近年若者の人気を集めており、イベント等と組み合わせて実施することで、ごみ問題や環境問題等を身近な問題として意識高揚を図ることができます。

実施にあたっては、出店者の募集や開催のPR等が重要であり、当面は町が中心となって進めることが必要と思われます。催しは定期的に開催し、新たな処理ルートとして町民に定着していくように努めます。このため、本町は町民からの要請に応じてリサイクル活動の情報を積極的に提供していきます。

④ 古紙等資源集団回収

資源ごみの引き取り価格は基本的に経済原理によることから、価格が低下し逆有償化することもあります。資源化とは、回収～再生～再使用というリサイクルシステムに乗り、経済原理の中でスムーズな働きをしていくものでなければ継続的に行われず、ごみの減量化にも結びつきません。しかし、近年の経済情勢下では、リサイクル活動の停滞を防止し、活動の推進を図るためには、活動に対する支援策が必要であり、今後とも古紙等資源集団回収団体に対する奨励金の交付を継続することによって、経済情勢に左右されない安定した再生ルートを構築していきます。

⑤ 紙類のさらなる分別

燃やせるごみには、まだ多くの紙類が含まれています。燃やせるごみに入れて排出する前に、資源化可能な新聞、雑誌、段ボール、牛乳パックは、できる限り分別して排出するようにします。

4) リサイクルシステムの構築

資源の品目別のリサイクルの意義や町民や本町の行動を次頁に示します。

表 2-27 資源の品目別リサイクルシステム

資源区分	概要	町民や町の行動
①紙 類	紙 1 t は直径 14 cm、高さ 8mの木 20 本分に相当するといわれており、森林資源の保護や省資源化の促進のためにも、古紙類の利用率を高めていかなければなりません。本町では、集団回収や分別収集を強化するとともに、所定の場所に段ボールや雑がみなどの回収コンテナを設置し、町民の方がいつでも直接、紙類を持ち込めるようにしています。また、事業所での分別や小売店の店頭での回収も盛んに行われています。	・ 町民は、古紙類を町の集団回収、分別収集、直接持ち込み、業者のちり紙交換等に出します。 ・ 町は、紙類の集団回収を促進し、分別収集の徹底を図り、古紙回収業者の確保・連携の強化に努めます。
②布 類	今後は不用になった布類、特に衣類等をリフォームして家庭内で使用したり、不用品交換会やフリーマーケット等で譲渡したり、また本町の拠点回収BOXに出すことにより、可能な限りごみとして出さないよう広くPRを行います。（平成 25 年 4 月に拠点回収開始）	・ 町民は、古布類を町の集団回収、拠点回収に出します。 ・ 町は、公共施設等に不用品の交換情報等を掲示します。 ・ 町は、不用品交換会やフリーマーケットを開催する拠点として、公共施設を提供します。
③びん類	リターナブルびん※はびんの種類・用途ごとに業者に引き取られ、再使用されています。ワンウェイびんは、色別に分けた後破碎され、カレットと呼ばれるガラス製品の原料にリサイクルされています。そのため、びん類として他のごみと大別するだけでなく、再使用・再生の方法に応じて細分別することも重要です。 ※リターナブルびんは回収後に洗浄して再使用されるびんのことを指し、ビールびんや一升びん、牛乳びんなどがこれにあたります。ワンウェイびんは再使用されない使い捨てのびんのことを指します。	・ 町民は、びん類を町の分別収集に出します。 ・ 町民は、リターナブルびんは破損しないよう大切に扱います。資源回収する際は、びんの種類・用途別にまとめます。 ・ 町民は、ワンウェイびん※を資源回収する際は無色、茶色、青緑色、その他の色別にまとめます。 ・ 町は、びん類の分別収集体制の徹底を図り、びん類回収業者の確保、販売店へのびん回収要請及び関係者との連携強化に努めます。
④缶 類	スチール缶やアルミ缶を原料として精錬すると、資源の保護とともに電力などのエネルギーの節約となるため、可能な限り再生資源として回収していかなければなりません。ただし、スチール缶は市場原理により引き取り価格が変動することから、回収業者への助成金等、自治体への負担も生じることがあります。このような問題については国、県及び業界に対応を要請し、再生資源の安定的な利用率向上を図っていく必要があります。	・ 町民は、スチール缶やアルミ缶を本町の分別収集に出します。 ・ 町は、スチール缶及びアルミ缶の分別収集を継続し、資源回収業者の確保、連携の強化に努めます。
⑤プラスチック類	プラスチック類はポリエチレン、ポリプロピレン、ポリスチレン、塩化ビニル等様々な種類がある。種類ごとに量がまとまり、異物等の混入が少ない等の条件が整うとリサイクルが可能になります。	・ 町民は、食品用発泡トレイを分別収集に出します。 ・ 町は、食品用発泡トレイの分別収集を継続し、資源回収業者の確保、連携の強化に努めます。

資源区分	概要	町民や町の行動
	プラスチックは、回収されるとペレット状に破碎され、溶融、成形等の工程を経て建築・土木資材、コンテナ、シート、包装材、管類、衣類等、多岐にわたって再使用されています。 近年、廃プラスチックの燃料化（固形燃料、油化）技術の実用化が進んでおり、既にその技術を導入し成果をあげている企業や自治体もあります。また、容器包装リサイクル法の改正により、従来の再商品化手法では円滑な再商品化の実施に支障が生じる場合に、緊急避難的・補完的にプラスチック製容器包装を固形燃料化することが可能となりました。 プラスチックは材質の種類が多く、様々な種類のプラスチックを混合してリサイクルできる物が少ないため、分別回収には特に注意を必要とします。プラスチック製容器包装は、容器包装リサイクル法の対象となっており、本町では現在、ペットボトルと食品用発泡トレイの分別収集を行っています。その他のプラスチック容器包装の分別に関しては、環境への影響や経済的負担等について調査・研究していきます。	
⑥ペットボトル	容器包装リサイクル法の対象であるペットボトルは、分別収集された後、再生工場へ運ばれ、異物の除去、洗浄、粉碎等の工程を経てフレークまたはペレット状に加工され、詰め綿、ウレタンフォーム、プラスチック部品の原料、再生繊維等として利用され、利用範囲が拡大しています。そのため、ペットボトルの回収率は令和２年度で約97%※となっています。（※回収率算出には事業系ペットボトルも含まれます。） ペットボトルは軽くて丈夫で便利な容器として、各種の飲料・酒類・調味料・洗剤・化粧品等に活用されていますが、容器包装リサイクル法の対象としてはしょうゆ・飲料の容器に限られていたため、容器包装リサイクル法が改正され、めんつゆ・ノンオイルドレッシング等の再生利用に適したペットボトルも追加されました。 ペットボトルは、紙類やびん・缶類と同様に再生可能な貴重な資源であるため、できる限り再資源化を行っていく。ペットボトルを資源ごみとして回収する際は、キャップとラベルをはずし、中を水洗いして、かさばらないようにつぶしてから排出するように町民に指導していきます。	・町民は、ペットボトルを本町の分別収集に出します。 ・町は、ペットボトルの分別収集を継続し、資源回収業者の確保、連携の強化に努めます。

資源区分	概要	町民や町の行動
⑦廃食用油	廃食用油はバイオマスとして有効に利用できる資源です。全国各地で廃食用油の燃料化の取り組みが行われています。回収し精製した油は、車等の燃料になり、使用されます（平成 21 年 8 月にモデル地区において分別収集開始、平成 22 年 4 月に町内全域に範囲を拡大）。	・ 町民は、ペットボトルを容器にし、廃食用油を分別収集に出します。 ・ 町は、廃食用油の分別収集を継続し、精製業者の確保、連携の強化に努めます。
⑧小型家電	小型家電に含まれている電子基板には銅やアルミをはじめとして様々な金属が含まれています。これらの基板を精錬所で処理することにより様々な希少金属を得ることができます（平成 25 年 6 月に拠点回収開始）。	・ 町民は、小型家電を本町の施設に搬入や拠点に排出します。また、燃やせないごみとしても排出することができます。 ・ 町は、小型家電の回収拠点の管理を行うとともに、適正な処理に努めます。
⑨蛍光灯等	水銀及び水銀化合物の人為的な排出から人の健康及び環境を保護するため、「水銀に関する水俣条約」が締結されました。製造事業者等は、水銀の使用量を削減するとともに、蛍光灯等の水銀含有物の資源化を積極的に進める必要があります（平成 27 年 11 月に拠点回収開始、令和 2 年 10 月に拠点回収から分別収集に移行）。	・ 町では蛍光灯等を新たな品目として分別収集を始め、水銀の積極的なリサイクルを推進しています。
⑩燃やせないごみ・粗大ごみ	自転車、家具、家電製品等は、不用になると一部は販売店等で引き取られていましたが、ほとんどはごみとして排出され、破碎や選別処理により鉄類等の有価物を抜き取り、資源化していました。これらの粗大ごみの中には修理・再生することで再使用できる物もあります。 そこで、排出するときに粗大ごみとなる製品は修理・再生等により、できるだけ長く使用することや、家庭や事業所で不用品が発生した場合には、不用品交換会等を利用して、ごみとならないよう配慮するなど、ごみを出さない工夫が必要です。 本町では、平成 12 年 4 月に稼働を開始したリサイクルプラザで、燃やせないごみや再生不可能な粗大ごみは破碎・選別処理し、スチール・アルミ等の有価物を資源として回収しています。	・ 町民は、粗大ごみをごみ焼却施設に搬入します。 ・ 町は、粗大ごみの分別収集を継続し、施設での破碎選別を行うとともに、資源回収業者の確保、連携の強化に努めます。

5) リサイクルシステムの概要

リサイクルシステムの概要は次のとおりです。

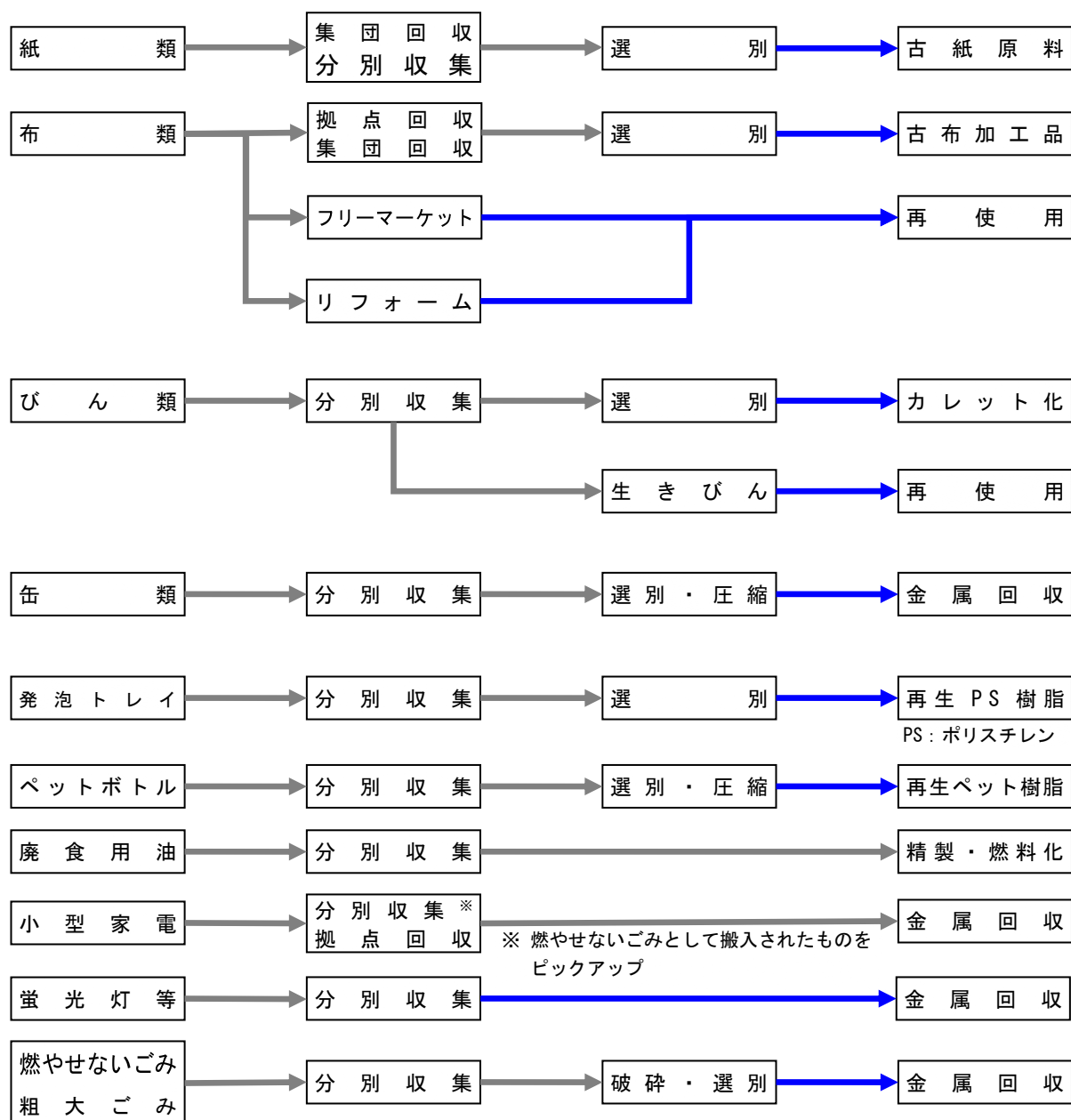


図 2-10 リサイクルシステムの概要

2. 収集・運搬計画

1) 家庭系ごみの収集・運搬計画

① 収集・運搬に関する目標

収集・運搬は、町民の生活の場に接点を持つ重要な行政サービスであり、町民の快適な生活環境を保持していくために必要不可欠な業務です。

これまで、収集・運搬は、日常生活から廃棄物を速やかに排除する役割としていましたが、現在では、リサイクルに重点をおいたごみ処理体系の一部として機能しています。

また、ごみ処理体制の構築の中で業務の効率化を推進することも重要な課題の一つです。これらの課題の解決のために次のとおり目標を設定します。

- ◆ 排出されたごみを速やかに収集・運搬し、地域の生活環境の保全に努めます。
- ◆ 燃やせるごみ、燃やせないごみ及び資源ごみの分別の徹底や、定められた排出方法が守られるよう、町民・事業者への啓発を図り、効率的な収集・運搬計画を実施します。
- ◆ ステーション数や位置などを、地域の実状に合わせ適切に配置し、合理的な収集・運搬体制を整備します。
- ◆ 収集・運搬作業が経済的かつ効率的に実施でき、ごみを排出する地域住民の負担が少ない収集体制を整備します。
- ◆ 将来予測されるごみの量や種類、あるいはごみ量の季節変動等を勘案し、収集車両並びに収集機械等の改善、更新等を行い、将来の収集・運搬体制に対応します。
- ◆ 現場作業に対する教育体制を強化し、収集作業の安全と事故防止を徹底します。
- ◆ 収集・運搬車両等の定期点検を励行し、車両の臭気、汚水の漏出、排ガス、騒音等の発生による車両公害の防止に努めます。

② 収集区域

本町の全域を収集区域とします。

③ 収集・運搬の対象及び方法

収集区域の各家庭から排出されるごみで、種類ごとに分別され、地区ごとに定められたステーションに排出されたごみを収集・運搬します。

④ 分別排出

ア 分別排出の区分

燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみに分別して排出します。

イ 排出時間

町民は、分別したごみを種類ごとに定められた収集日の指定時間までに、

指定されたステーションに持ち出します。

粗大ごみは、ごみ焼却施設へ直接持ち込むかシルバー人材センターに収集を依頼します。

⑤ 収集・運搬の方法

ア 収集・運搬の実施主体

ごみの収集・運搬体制としては、粗大ごみ以外の家庭ごみについては委託収集し、家庭からの粗大ごみや事業系一般廃棄物については、町民・事業者または許可業者による直接搬入を継続します。

イ 収集回数の頻度

収集頻度の状況を次に示します。分別の細分化や品目の追加などを行った場合、収集頻度の変更も併せて検討します。

表 2-28 ごみの収集頻度

区分	燃やせるごみ	燃やせないごみ	資源ごみ										粗大ごみ
			空き かん	空き びん	廃食 用油	発泡 トレイ	ペット ボトル	古紙	電球 蛍光灯	水銀式 体温計	乾電池	ライター	
回数	週 2 回	月 1 回	月 1 回										リサイクルプラザ稼働日に自己搬入のみ受け入れる

⑥ 収集・運搬の効率化

ア 収集車両積載量の増加

資源ごみの収集品目の増加に伴い、効率的な収集・運搬を実施するためには複数の資源ごみ品目を混載できる大型車や特殊車の導入が効果的ですが、収集区域の道路状況等を勘案して検討します。

イ 収集作業員数の見直し

収集作業の安全対策と労働環境等を考慮し、適正な人員確保に努めます。

ウ 日実働時間の適正化

労働環境面の評価や労働時間の配慮と併せて日実働時間の適正化を検討します。

エ 適正なサービス水準

収集体制等の見直しを随時行い、住民サービスの向上に努めます。

2) 事業系ごみの収集・運搬計画

① 収集・運搬に関する目標

事業活動によって排出される事業系一般廃棄物は、廃棄物処理法第 3 条で「事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」として業者責任を明示しています。

しかし都市における事業活動は、必要不可欠なものであり、今後一層その

度合いは大きくなり、事業系一般廃棄物の量は増大することが予想されます。

このため事業系のごみについても、ごみ質の状況や排出源の構造等を把握するとともに、今後は、循環型社会形成推進基本法にある「排出者責任」を明確化し、ごみの発生量の抑制と資源化の促進を基本理念として、ごみの減量化と適正処理を図るため、事業系ごみについても次のとおり目標を設定することとします。

- ◆ 事業者は、事業活動に伴って発生した廃棄物を自らの責任で適正に処理し、廃棄物の減量化・資源化を念頭においた事業活動の展開に努めます。
- ◆ 事業系ごみの収集・運搬については、原則として事業者自らが行います。
- ◆ 収集・運搬を業者に委託する場合は、町が許可した「許可業者」により行うものとします。
- ◆ 一定規模以上（大型店舗等）の多量排出事業者については、減量化・資源化計画を提出し、廃棄物管理責任者を設置することによって、減量化・資源化の促進を図ります。

② 収集・運搬の方法

ア 分別排出の区分

a 分別排出の区分

ごみの分別については、燃やせるごみとします。なお、ごみの減量化・資源化についても指導を強化します。

b 医療系廃棄物及び産業廃棄物

医療系廃棄物については、その処理に対し十分な注意を要することから、適正処理の協力を各医療機関に要請し、安全な処理を確保します。また、産業廃棄物は、事業者責任によって処理するものとします。

イ 収集・運搬方法

a 収集・運搬の実施主体

事業系ごみの収集・運搬は、原則として事業者自らが行うものとしますが、本町が許可した業者によっても行うことができます。許可業者数については、ごみ発生量の状況に合わせて見直しを行います。なお、町が処理できる廃棄物は、事業系一般廃棄物となります。

b 収集・運搬方法

収集・運搬経路等については、家庭系ごみと同様に、収集車両の集中による混雑防止のため、交通量の均一化を図るものとします。

3) 収集・運搬量の予測

収集・運搬の予測値は次頁のとおりです。

ケース 2 のごみ排出量の予測結果によると、家庭系ごみ、事業系ごみともに、収集・運搬量は減少する見込みです。

表 2-29 収集・運搬量の予測値

単位：t

			H30	R2	R3	R8
行政区域内人口（人）			37,722	37,396	37,526	36,653
家庭系燃やせるごみ		町収集量	7,351.86	7,428.84	7,311.54	5,598.55
家庭系燃やせないごみ		町収集量	383.15	441.22	381.98	293.40
家庭系粗大ごみ		許可業者	69.92	53.86	59.17	44.42
家庭系	缶		64.47	71.85	60.81	55.79
資源ごみ	びん	生びん	8.70	5.77	8.18	7.34
		雑びん	279.00	186.46	264.39	237.48
		びん合計	287.70	192.23	272.57	244.82
		古紙	新聞	129.43	124.03	128.95
	古紙	雑誌	63.95	68.65	63.49	86.20
		段ボール	87.26	94.40	86.81	117.86
		牛乳パック	1.77	2.18	1.69	2.29
		古紙合計	282.40	289.25	280.93	381.42
	古布		11.37	3.13	11.37	11.10
	ペットボトル		51.57	50.36	51.36	50.17
	トレイ		2.60	2.50	2.60	2.54
	廃食用油		7.36	7.92	7.53	7.63
	蛍光灯等		8.97	13.30	8.90	8.70
	資源ごみ合計		716.44	630.54	696.07	762.17
	家庭系ごみ合計			8,521.37	8,554.46	8,448.76
事業系燃やせるごみ		許可業者	4,269.78	3,984.49	4,380.91	4,195.29
		月極業者	44.06	642.38	44.80	42.91
		合計	4,313.84	4,626.87	4,425.72	4,238.19
事業系ごみ合計			4,313.84	4,626.87	4,425.72	4,238.19

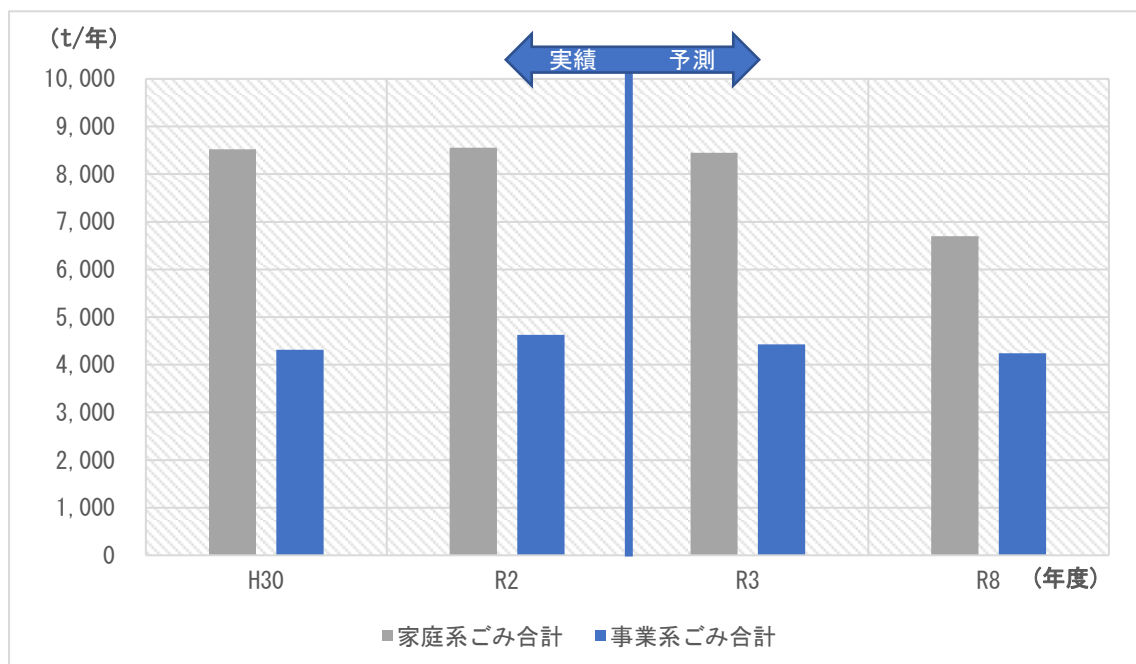


図 2-11 収集・運搬量の予測値

3. 中間処理計画

1) 中間処理に関する目標

中間処理は、ごみの減量化や資源化、保管等を行うことにより、廃棄物の最終処分量を削減するために行われています。

現在、中間処理に対する社会的要求は、資源化の推進はもとより、周辺環境の保全、温暖化対策等、多岐に渡っています。

本町では、これらの要求に応えられるよう有効な手だてを講じ、ごみの適正な処理に向けた施策を計画的に進めて行きます。次のとおり中間処理に関する目標を示します。

- ◆ 適切な管理の基で運転を行い、ダイオキシン類等の公害発生防止に努めます。
- ◆ 定期的な補修により、施設を長期に使用するとともに安全運転に配慮します。
- ◆ 焼却残渣の資源化を行い、最終処分量の減量化を図ります。
- ◆ 適正なごみ処理を推進するとともに資源化を積極的に行います。

2) 中間処理の方法

燃やせるごみとリサイクルプラザからの破碎・選別可燃物は、ごみ焼却施設ですべて焼却処理し、焼却残渣については資源化処理を委託します。

燃やせないごみ、粗大ごみは、リサイクルプラザで破碎・選別・圧縮・再生処理を行い、資源物を回収し、選別可燃物についてはごみ焼却施設に搬入し焼却します。

なお、プラスチック類を新たに分別する場合は、選別・資源化施設の整備が必要と考えられます。

3) ダイオキシン類削減対策

本町では、平成 12 年 3 月に既存ごみ焼却施設のダイオキシン類削減対策を終了しましたが、今後も適正な運転管理を実施しダイオキシン類の削減を図ります。

① 既存施設の主な改善点（平成 12 年 3 月実施済）

既存施設については、ダイオキシン類を削減するため排ガス高度処理施設整備事業により、次に示す改善を行いました。

- ア 給じん装置の改良によりごみを安定供給します。
- イ ごみを完全焼却するため焼却滞留時間を延長（2 秒→4～5 秒）しています。
- ウ 炉頂式のガス冷却室を改善し、焼却ガスの冷却（800℃から 200℃以下）によるダイオキシン類の再合成を抑制します。
- エ 電気集じん器を改善し、活性炭で吸着除去したダイオキシン類をろ過式集じん器で捕集します。

② 継続的な対策

ア 減量化、リサイクルを推進し焼却量を抑制します。

イ 焼却残渣中のダイオキシン類削減及び最終処分場の延命化のため、資源化処理を委託します。

③ ダイオキシン類の排出濃度基準

ダイオキシン類対策特別措置法等によって定められている、既存焼却炉（既設炉）及び将来的に整備する次期ごみ焼却施設（新設炉）が達成しなくてはならないダイオキシン類の排出規制基準値及び排出量の実績を次に示します。

ごみ焼却施設のダイオキシン類排出量は基準値をクリアしています。また、焼却残渣についても基準値 3ng-TEQ/g が設けられていますが、基準値をクリアしています。

表 2-30 ごみ焼却施設のダイオキシン類排出規制基準値

焼却室の能力 (1 炉当たり)	既設炉 (52.5 t/24 h・1 炉)	新設炉 (次期ごみ焼却施設)
2 t/h 以上 4 t/h 未満	5ng-TEQ/Nm ³	1 ng-TEQ/Nm ³
4 t/h 以上	—	0.1 ng-TEQ/Nm ³

出典：一般廃棄物焼却施設の排ガス中のダイオキシン類濃度等について 環境省

表 2-31 ごみ焼却施設のダイオキシン類排出量の実績

単位：ng-TEQ/Nm³

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
1 号炉	0.300	0.110	0.890	0.560	0.023
2 号炉	0.130	0.130	0.043	0.420	0.069

表 2-32 焼却残渣中のダイオキシン類排出量の実績

単位：ng-TEQ/g

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
1 号炉 焼却灰	0.010	0.027	0.033	0.016	0.060
2 号炉 焼却灰	0.047	0.030	0.039	0.020	0.024
1 号炉、2 号炉 飛灰	1.300	0.910	4.500	1.900	0.880

4) 次期ごみ処理施設の整備

現有施設は、稼働開始後 21 年を迎え老朽化が進行しています。施設をできる限り延命させるために、長期の修繕計画を立て、計画的に修繕及び機器更新工事を実施するとともに、安定したごみの焼却により持続的なごみ処理事業を推進します。なお、次期ごみ処理施設の検討にあたっては、効率的な処理を推進するた

めにも、近隣自治体と連携し広域的な処理施設の整備を検討します。

次に施設の整備に必要な検討要件を示します。

① ごみ焼却施設の整備

ア ごみ焼却施設整備の基本機能

ごみ焼却施設は、単に地域における一施設としてではなく、周辺環境との関わりにも配慮し、地域住民の理解と協力を得ながら施設を整備していくことが求められてきています。このため、今後のごみ焼却施設の整備にあたっては、ごみを無害化し、安定化・減容化して処理していくシステムを有すると同時に、周辺環境と調和した魅力ある施設を整備します。

イ 施設のアメニティ化

処理施設を建設し、維持管理していく上で基本となるアメニティ（快適環境）化についての概要を次に示します。

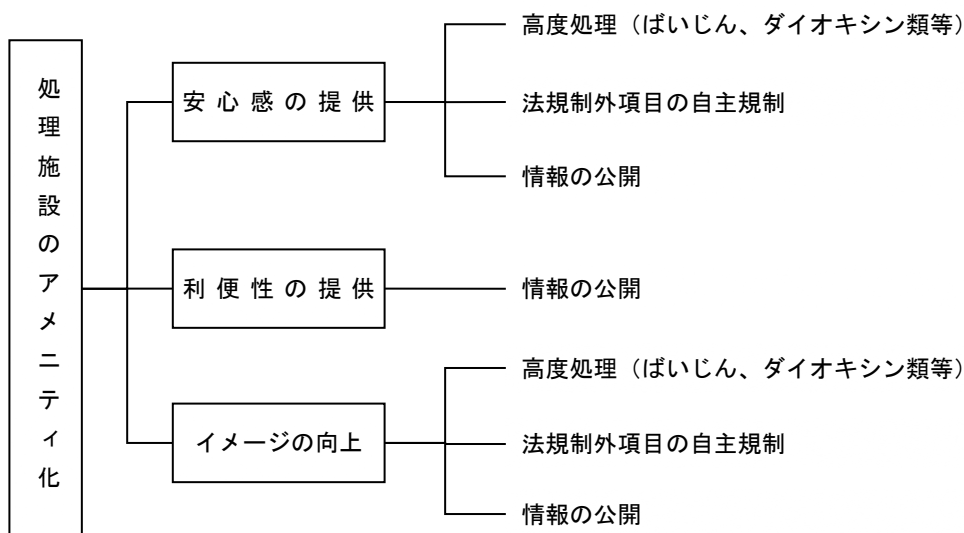


図 2-12 処理施設のアメニティ（快適環境）化

② 安心感の提供

ごみ処理施設においては十分な公害対策が必須条件ですが、公害規制項目はもちろん法規制外項目についても自主規制を行い、より安全な施設となるよう努めていきます。また、それらのデータや情報を積極的に公開し、モニタリング制度の確立を図ります。

③ ばいじんの高度処理、焼却残渣の資源化

平成 12 年 1 月 17 日に公布された廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の改正により、ごみ焼却施設においてばいじん（集塵装置捕集灰）ともえがらが分離できる構造（ばいじんともえがらを併せて中間処理する場合を除く）とし、ばいじん（特別管理一般廃棄物）は、ダイオキシン類対策のため、有害特性を失わせる処理（固化処理）をしています。

また、ばいじんを含む焼却残渣のほぼ全量について、民間委託による資源化処理を行い、焼却残渣の有効利用及び最終処分場の延命化を図っていきます。

④ 利便性の提供

ごみ処理が町民に対して利便性を提供できる事例の代表としては、蒸気または温水の場外利用のようなエネルギー利用等であるが、中間処理のアメニティ（快適環境）化のみを考えた場合、中間処理施設及びその周辺施設を利用して地域住民に利便を提供する方策として次のような事柄を検討します。

- ・敷地を解放します（多目的広場等）。
- ・公園や都市施設の一部として施設を整備します。
- ・余熱利用による熱供給センターとします。

⑤ イメージの向上

近年のごみ焼却施設は近代的デザインで外観は向上し、また、内部も機械化が進んでおり、従来の施設イメージとはかなり異なっていますが、町民のもつイメージはまだまだ払拭されていないのが現実です。

したがって、今後のごみ処理施設は、外観だけではなく、工場内の作業現場についても目に美しく、機能性を持った施設を検討します。

資源化物・再生品の展示や修理風景の見学等地域住民との交流を図り、リサイクル社会の形成を推進します。

⑥ 将来を見据えた施設の向上

ア プラスチックの資源化

燃やせるごみの中にはリサイクル可能なプラスチック類が混入していますが、プラスチックごみの資源化の方法について、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律を参考に先進事例等を調査・研究をしていきます。

イ 建設用地、建築方法の検討

中間処理施設の建設用地を検討する場合、土地の高度利用が求められている地域及び余熱利用が有効に図られる用地の確保について検討していきます。

この場合、都市周辺地域の整備計画との整合性を図りながら、複合施設についても検討する必要があります。

複合施設としては、文化・厚生施設や運動施設など各種施設との複合を取り入れる形式及び周辺環境との調和を十分考慮します。また、将来の建て替えについては、建物の耐用年数とのバランスを考慮し、清掃工場内の設備のみを更新できるよう配慮します。

このように、具体的な建設候補地に合わせて、土地の高度利用と広場の創出という社会的要請に応えることが求められています。

また、施設の建設に合わせて、現在の施設の跡地利用を検討していきます。

⑦ 次期資源化施設の整備計画

本町では、平成 12 年 4 月にリサイクルプラザが稼働開始しており、燃やせないごみと粗大ごみの資源化を行っています。当該施設は、稼働から 21 年を迎え老朽化が進行しています。施設をできる限り延命させるために、長期

の修繕計画を立て、計画的に修繕及び機器更新工事を実施するとともに、安定したごみのリサイクルにより持続的なごみ処理事業を推進します。なお、次期資源化施設の検討にあたっては、効率的な処理を推進するために、ごみ焼却施設と併せて、近隣自治体と連携し広域的な処理施設の整備を検討します。

5) 中間処理量の予測

中間処理の予測値は次のとおりです。

ケース 2 のごみ処理量の予測結果によると、焼却対象量、破碎対象量は減少する見込みですが、資源選別処理対象量は、古紙類の積極的な分別回収により増加させることとします。

表 2-33 中間処理量の予測値

単位：t

			H30	R2	R3	R8
焼却対象			13,712.74	14,358.16	13,786.05	11,512.54
	家庭系燃やせるごみ		8,157.28	8,300.29	8,114.92	6,213.71
	事業系燃やせるごみ		4,853.54	5,149.54	4,978.31	4,767.37
	破碎処理後可燃物		701.92	908.33	692.82	531.46
破碎対象			1,020.12	1,169.84	1,007.00	772.47
	家庭系燃やせないごみ		950.20	1,115.98	947.83	728.05
	家庭系粗大ごみ		69.92	53.86	59.17	44.42
資源選別処理対象			716.44	630.54	696.07	762.17
家庭系 資源ごみ	缶		64.47	71.85	60.81	55.79
	びん	生びん	8.70	5.77	8.18	7.34
		雑びん	279.00	186.46	264.39	237.48
		びん合計	287.70	192.23	272.57	244.82
	古紙	新聞	129.43	124.03	128.95	175.07
		雑誌	63.95	68.65	63.49	86.20
		段ボール	87.26	94.40	86.81	117.86
		牛乳パック	1.77	2.18	1.69	2.29
		古紙合計	282.40	289.25	280.93	381.42
	古布		11.37	3.13	11.37	11.10
	ペットボトル		51.57	50.36	51.36	50.17
	トレイ		2.60	2.50	2.60	2.54
	廃食用油		7.36	7.92	7.53	7.63
	蛍光灯等		8.97	13.30	8.90	8.70

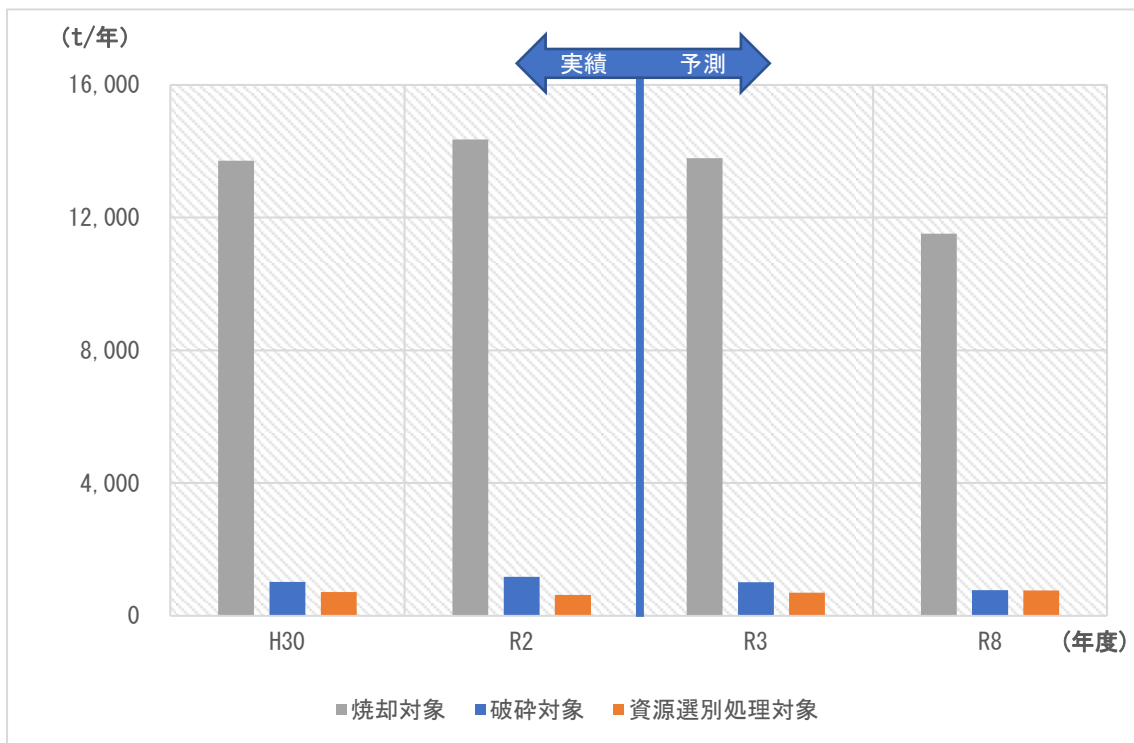


図 2-13 中間処理量の予測値

4. 最終処分計画

1) 最終処分に関する目標

最終処分は、ごみの排出抑制、中間処理、資源の有効利用等の対策を講じたあと、やむを得ず処分が必要なものを適切な施設のもとで安定化・無害化することをいいます。最終処分量を削減し、継続的に処分することが必要です。

次のとおり最終処分に関する目標を示します。

- ◆ ごみの排出抑制・資源化等の強化により処分量を減量します。
- ◆ 長期的視点に立って、ごみの転圧により、処分量を減容し、焼却残渣の資源化により処分場の延命化を図ります。
- ◆ 悪臭やごみの飛散あるいは浸出水などの公害防止に努め、環境保全・保護に最大限に配慮して管理・運営にあたります。
- ◆ 最終処分場の延命化には、掘り起こしごみの委託処理や焼却処理、既設最終処分場の堰堤嵩上げなどの方法があり、調査・研究します。
- ◆ 次期最終処分場を計画する場合は、処分量の予測に基づき処分場の規模・工法等を調査・研究します。

2) 最終処分の方法

本町より発生する不燃残渣は全て函南町一般廃棄物最終処分場に埋立処分していますが、不燃残渣の委託による処分の可能性について、検討を進めます。

3) 最終処分量の予測

最終処分の予測値は次のとおりです。

ケース2のごみ処分量の予測結果によると、焼却灰、飛灰を全量資源化しているため、本町の処分対象は破碎処理後不燃物のみです。今後も最終処分量は減少する見込みです。

表 2-34 最終処分量の予測値

単位：t

		H30	R2	R3	R8
最終処分量		18.52	173.51	18.13	13.90
	焼却灰	0.00	0.00	0.00	0.00
	飛灰	0.00	0.00	0.00	0.00
	破碎処理後不燃物	18.52	173.51	18.13	13.90

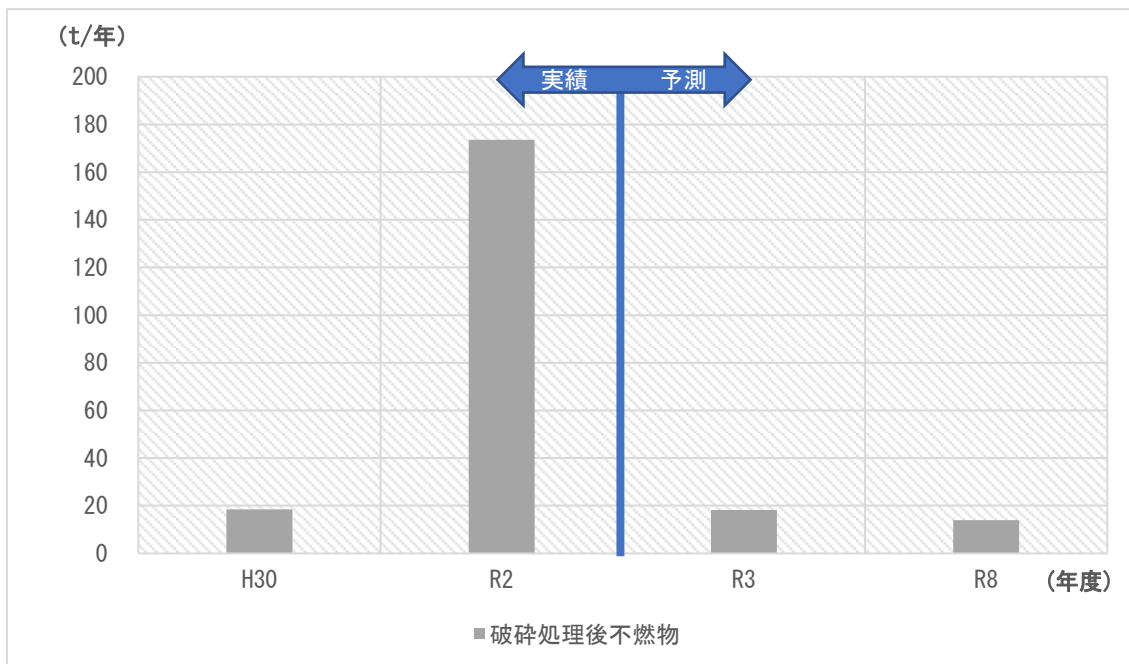


図 2-14 最終処分量の予測値

5. ごみ処理経費計画

1) ごみ処理経費の推移

処理及び維持管理費について、過去 5 年間の世帯当たり及びごみ発生量 1 t 当たりの単価を次に示します。

令和元年度は、令和元年東日本台風（台風第 19 号）によって発生した災害廃棄物の処理のため経費が増加しましたが、令和 2 年度は経費合計が減少しています。

特異的な状況であった令和元年度及び令和 2 年度を除く、平成 28 年度から平成 30 年度までの経費合計は増加傾向で、世帯数も増加傾向です。世帯当たりの単価及びごみ発生量 1 t 当たりの単価は横ばい傾向です。

表 2-35 処理経費の単価の推移

項 目	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
経費合計	千円	438,877	457,972	456,686	495,626	398,840
世帯数	世帯	16,094	16,161	16,266	16,450	16,582
世帯当たり経費	円/世帯	27,270	28,338	28,076	30,129	24,053
ごみ排出量	t	14,844.90	14,984.62	15,092.69	16,004.06	15,425.34
ごみ1トン当たり経費	円/t	29,564	30,563	30,259	30,969	25,856

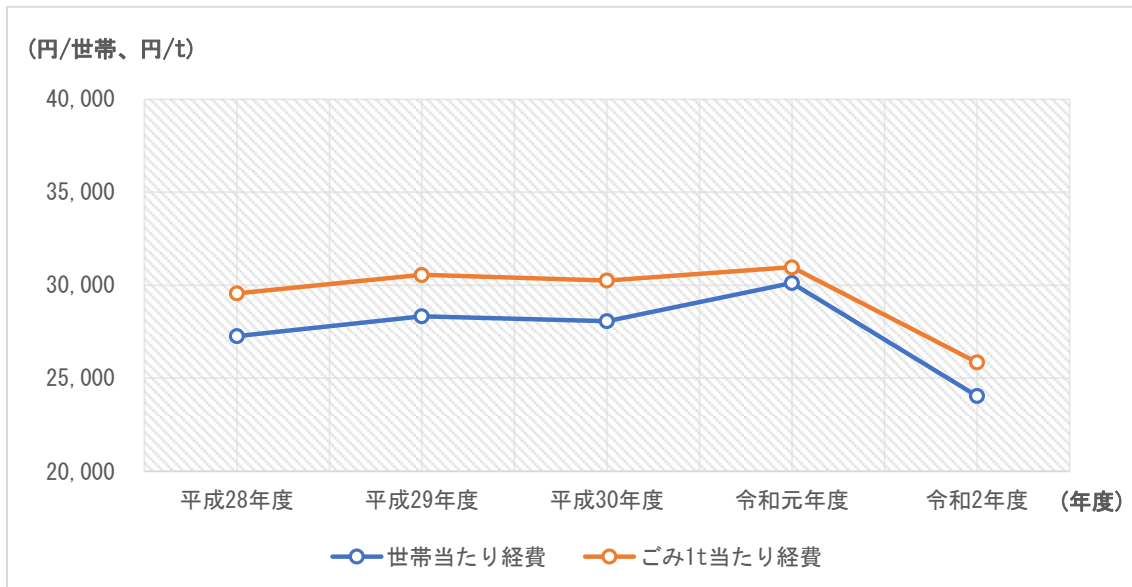


図 2-15 処理経費の単価の推移

2) 目標ごみ処理原価の設定

世帯当りの単価及びごみ発生量 1 t 当たりの単価は、横ばい傾向を示していますが、本町の財政に対する負担を考慮すると、処理経費の単価を増加させないことが望ましいと考えられます。よって、今後、世帯当りの単価及びごみ発生量 1 t 当たりの単価を増加させないことを目標に次のとおり目標値を設定します。

表 2-36 ごみ処理経費の目標値

区 分	処理経費単価
世帯当たり単価	約 28,000 円/世帯
ごみ発生量 1 t 当たり単価	約 29,000 円/ t

6. その他

1) 町民・事業者に対する広報・啓発活動

ごみの減量化を実現するには、町民及び事業者の排出抑制にかかっています。それには町民及び事業者が現在も続く大量消費・大量廃棄という都市型の生活様式を、適正消費・排出抑制の資源循環型生活様式に変えることが必要です。

そのためには、本町が現在のごみ処理状況について積極的に情報提供を行い、『ごみの減量化は町民が主役』であることを再認識してもらうことが重要であり、次に示す基本姿勢により、町・町民・事業者が一体となつてごみの減量化・資源化に取り組んでいくことが必要であると考えられます。

- ・事業計画の段階に応じた P R の実施
- ・町民の関心を喚起させる P R の実施

・町民・事業者への積極的な情報提供
具体的な取組みについて次のとおり示します。

① 情報の提供

ごみ処理行政は町民の協力が必要不可欠であるため、ごみ処理やリサイクルに関する現在及び将来の情報が浸透するよう、あらゆる機会や手段を通じて広く公開し、提供します。

② 住民意識の啓発

ア 町と町民・事業者との対話

町・町民・事業者が共通の認識を持つため、定期的に懇談会や行事を開催し、意思の疎通を図ります。

イ 広報、パンフレット

わかりやすい、親しみやすい表現・内容で記事を作り、配布の量・回数・時期なども受け入れやすいよう工夫します。

地域別の回収日とごみの分別方法がわかる「クリーン函南」と一緒に、ごみの分別方法が一目瞭然にわかる「ごみ分別便利帳」を作成し、各々の分別方法をよりわかりやすくした冊子を配布します。また、SNSを活用したPR等も検討します。

ウ 学校教育

小・中学生のごみに対する理解を深めるため、社会科での副読本や課外授業としての施設見学などを継続します。また、学校へ出向いての出前講座等を実施します。

エ 社会教育

ごみ処理施設の見学会、公開講座などでごみ処理の講座を設け、広く知識・情報を公開します。

オ 家庭教育

家庭内において子どもの頃から、ごみを出さない意識を育み、方法を実践する機会を作ります。

③ 事業者の啓発

ア 事業者・経営者への協力要請及び指導

事業者等自らが事業活動や製品・商品の販売のあり方等について見直し、簡易包装や容器の回収等によってごみの排出抑制やリサイクルの推進に協力するよう指導、要請していきます。

イ 事業系ごみへの対応

事業系ごみについては、事業者等自らが排出者責任で自己処理していくことを理解してもらい、本町は事業系ごみの減量化やリサイクル等を計画的に推進するよう指導・助言します。

④ 町民参加による施設整備

施設の更新あるいは新設時に、建設地の近隣住民に対して説明会を開催し、理解を求める例が多いです。ごみ処理施設は日常生活にとって不可欠ですが、公害の発生や環境汚染、健康被害に対する不安は近隣住民にとって取り除きたいものです。したがって、昨今の技術革新による施設の安全性や施設を設置する必要性を認識してもらうため、町民の積極的な参加を促し、事業内容への理解を得られるよう働きかけていきます。

2) 適正処理困難物等への対処

① 本町では処理できない廃棄物

家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）やPCリサイクル法（資源の有効な利用の促進に関する法律の改正に伴い、平成13年4月1日に施行された部分）により次のものは、利用者が直接事業者処理を委託するものとします。また、本町の施設で処理できないものも、直接事業者処理を委託するものとします。

ア 家電リサイクル法

エアコン、ブラウン管テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機
液晶テレビ・プラズマテレビ、衣類乾燥機

イ PCリサイクル法

デスクトップパソコン本体、ノートパソコン、CRTディスプレイ

ウ その他本町で処理できないもの

タイヤ、バイク、バッテリー、耐火金庫、塗料（液状）、農業用ビニール、
廃油（灯油・ガソリン・オイル類）、消火器、車の部品、LPGボンベ、
ボタン電池・ニカド電池・リチウムイオン電池、有毒性・発火性のある
もの等

② 適正処理困難物への対処

適正処理困難物は、全国各地で適正な処理が困難となっているものを、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の3第1項の規定に基づく一般廃棄物の指定」（平成6年3月、厚生省告示第51号）により、次の4品目を適正処理困難物と指定しています。

- ・ 廃タイヤ
- ・ 廃テレビ（25型以上）・・・・・・家電リサイクル法 リサイクル対象品目
- ・ 廃電気冷蔵庫（250L以上）・・・・・・家電リサイクル法 リサイクル対象品目
- ・ 廃スプリング入りマットレス

本町では、町民、事業者に対し、家電品については既存のリサイクルシステムを活用し、その他の適正処理困難物を極力自己処理するよう求め、処理できない場合は、販売店や専門の処理業者に引き取りを依頼するよう指導します。

また、必要に応じ、引き取り先を斡旋します。

③ PCB入り部品の処理

PCBは、昭和46年まで各種部材の原料として使用されていましたが、昭和47年8月には使用が禁止されました。使用禁止以前につくられたエアコンディショナー、テレビ受信機、電子レンジにはPCBを使用したコンデンサー等が利用されている物も考えられることから、こうした製品がごみとして排出された場合は、PCB使用部品の有無についての点検・除去を製造メーカーに依頼します。

④ 感染性医療廃棄物への対処

感染性廃棄物は、廃棄物処理法の改正により『特別管理一般廃棄物』に指定され、基準や指導内容及び管理が強化されています。

したがって、こうしたごみについては、医療機関が専門業者に処分の委託をしています。そのために必要な指導を随時行っています。

⑤ フロンガスの適正な管理

人類共通の課題であるオゾン層の保護及び地球温暖化の防止に積極的に取り組むことが重要であることから、オゾン層を破壊し又は地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制するため、フロン類の管理の適正化などを強化し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的として、「フロン排出抑制法」が平成27年4月から施行されました。

この法律の趣旨は、冷凍空調機器の冷媒用途を中心に、高い温室効果を持つフロン類（HFC、ハイドロフルオロカーボン）の排出量が急増しているため、フロン類及びフロン類使用製品のメーカー等や業務用冷凍空調機器のユーザーに対して、フロン類の使用の合理化や管理の適正化を求めるとともに、フロン類の充填業の登録制及び再生業の許可制の導入等の措置を講ずることです。

3) 住民団体等との関係

環境、ごみ等に関心のある各団体の参加による自主的取組を活性化し、相互連携による良好なパートナーシップの構築を目指します。

① 民間団体・組織の参加への支援

- ア 民間団体・組織の参加を促進
- イ 環境活動のリーダーとなる人材の育成、活用
- ウ 民間団体・組織への情報提供

② 一体型事業の推進

- ア 交流機会の設定
- イ 活動の場の提供
- ウ 環境イベントの開催
- エ 団体登録制度の検討

4) 不法投棄対策

本町では、不法投棄対策として次の事業を行っており、今後も不法投棄撲滅を目指し継続する計画です。

- ・ 町内クリーン化事業をシルバー人材センターに委託し、山間地中心の不法投棄パトロールを実施
- ・ 職員による定期的な不法投棄パトロールを実施
- ・ 警察への通報、現場立ち合い検証等の実施

5) 災害時の廃棄物処理に関する対応

① 災害廃棄物処理の基本方針

災害時における廃棄物処理は、まず廃棄物処理に必要な体制や仮置き場の確保を図ります。次に、リサイクルを考慮して、可能な限り現場において災害廃棄物を分別し、仮置場に搬入します。その後、分別した種類ごとに、処理・処分を行います。

本町では「函南町災害廃棄物処理計画」を策定し、同計画に基づき大規模な地震や風水害等により発生する災害廃棄物を適正に処理することとしています。今後、「災害廃棄物対策指針」や「静岡県災害廃棄物処理計画」の改定、全国で発生した災害事例の検証結果を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

なお、本町の処理能力を超えるごみが排出された場合は、静岡県、相互応援協定を締結している市町及び民間の廃棄物処理業者等の協力を得て、ごみ処理施設の確保を図ります。

② 施設の応急措置

地震発生直後に建物及びプラント被害や土砂災害等災害の状況などの被害を調査把握し、必要な応急措置を講じます。

③ ごみ収集の方法

ア ごみの収集計画の広報

ごみの収集の曜日や排出区分のルールを守るよう、ごみ収集の計画等を町民に対して自治会又は報道機関を通じ、協力を呼び掛けます。

イ 腐敗性の高いごみ

腐敗性の高い燃やせるごみは、被災地における防疫上、委託業者等の協力を得て最優先で収集、運搬し、処理施設等へ搬入します。

ウ ごみの分別

ごみの分別は、適正処理できるよう分別します。なお、分別収集にあたっては、適切な広報により、町民に分別排出を呼び掛けます。

エ 避難所のごみ対策

避難所では、保健衛生面から毎日収集等を実施し、段ボール、梱包材料等、一時的に大量に排出されるものは、再利用とリサイクルを図ります。

④ ごみの仮置場

処理施設での処理能力を超える大量のごみが発生した場合は、周辺の環境、交通の利便、被災地の状況等に留意し、仮置場を確保します。

⑤ ごみの処理・処分

ア ごみの処理施設での処理

ごみの処理施設が受入れ可能となった時点から、仮置場に一時的に集積したごみを含め、処理施設に搬入し、順次処理・処分します。

イ 隣接市町へのごみ処理の要請

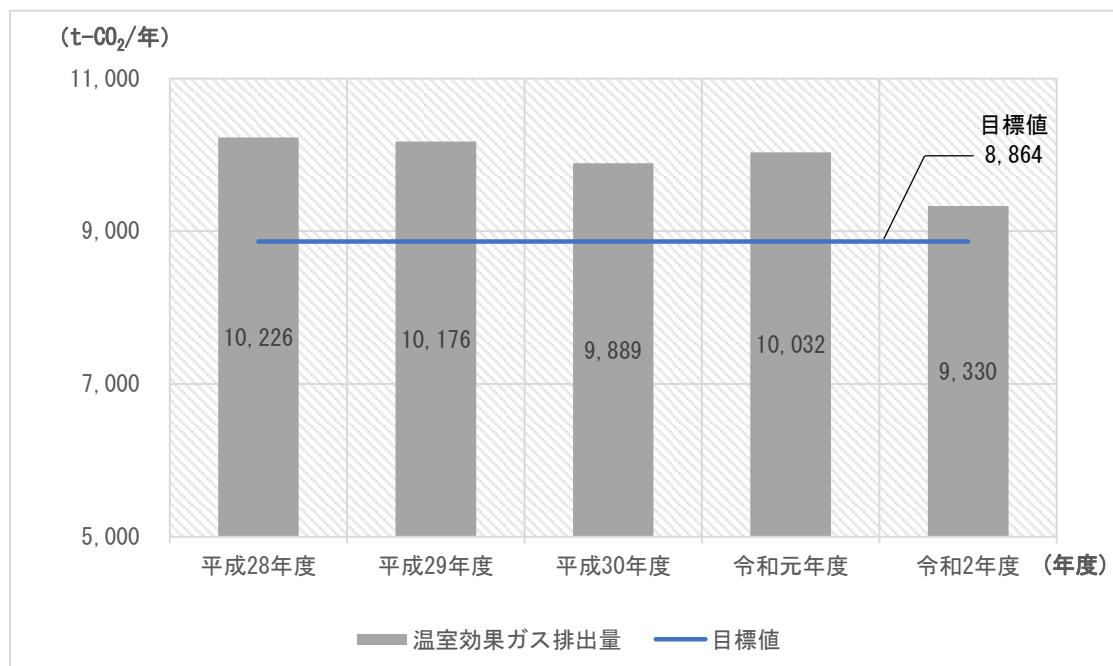
地震等の災害により、一般廃棄物の適正処理が困難となった場合、「災害廃棄物等の処理に関する相互援助協定」を締結している県、他市町等へ、次に掲げる相互支援を要請します。

- ・災害廃棄物等の処理に必要な資機材等の提供及び斡旋
- ・災害廃棄物等を一時的に保管する仮置場の提供
- ・災害廃棄物等の処理に必要な職員の派遣
- ・災害廃棄物等の処理の実施
- ・その他災害廃棄物等の処理に関し必要な事項

6) 地球温暖化防止に関する対応

本町では、「第四次函南町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定しています。計画期間は平成30年度から令和12年度までの13年間です。

ごみの焼却時には二酸化炭素が排出されます。ごみの排出抑制及び資源化を推進することで二酸化炭素の排出量を抑え、当該計画の目標達成を目指します。



出典：函南町地球温暖化対策実行計画 令和3年度点検・評価結果報告

図 2-16 温室効果ガス発生量の推移

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画【中間見直し】

令和４年３月

発行・編集 函南町 環境衛生課

〒419-0192 静岡県田方郡函南町平井 717 番地の 13

電話 055-978-2250（代表）

055-979-8112（直通）